

はじめに

第一章では、あえて明治四〇年法律第一号「癩予防二關スル件」(一九〇七年法)と昭和六年法律第五八号「癩予防法」(一九三二年法)、そしてそれに付随する令規や通牒、府県法制に素材を限定してハンセン病政策の変遷について論じた。これは本章以降で論ずる、ハンセン病をめぐって生起する様々な事態の局面を正確に位置づけるために不可欠な作業であると考えられる。一九〇七年法が、救護法的性格を持ちながらも、その「救済」の対象から除外される大多数の自宅療養者には消毒予防方法の強制などのデメリットしかもたらさなかつたことや、「救済」の対象者として認定されるかどうかの基準が「資力の有無」におかれ、その手続が府県や市町村の現場では実質的に機能しなかつたことで、総体として一九〇七年法がその出発点において持たされていた企図は政策として貫徹されなかつた。その欠陥の克服をめざした一九三二年法への改正において「病毒伝播ノ虞ヲルモノ」、すな

第二章 「根本的癩予防策要項」とハンセン病者の療養形態
 —ハンセン病自由療養地構想と湯之沢部落をめぐって—

第一章 注

- (52) 『山本一九九七』一八七―一八八頁。
- (53) 『藤野一九九三』一〇七―一五二頁。
- (54) 荒井裕樹「隔離する文学―「癩予防協会」の文学戦略―」『昭和文学研究』第五〇集、二〇〇五年)二〇頁。
- (55) 岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会・ハンセン病問題関連史料調査委員会編『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』前編(岡山県、二〇〇七年)史料九〇。

帝國議會においても遺伝説が根強く感染説が浸透しない日本の状況であつて、一八九七年にベルリンで開かれた第一回國際癩會議での決議でハンセン病の感染説が支持され、隔離政策が提言されたことが伝わり、帝國議會衆議院における一九〇七年から一九〇七年の間のハンセン病予防法案の審議過程における感染説の受容の過程を経て、一九〇七年法の制定を受け、同年七月二日、内務省令第一〇号「道府県癩患者療養所設置区域」が公布され、全国を五区に分割し連合府県立療養所が設立されることとなるが、その設立予定区域では反対運動が起り用地取得は難航した。一時検討された離島案は不採用となり、五カ所の療養所はすべて内陸あるいは沿岸の島となった。しかし、実際に療養所の運営がはじまり、入所者の逃走が頻発するなかで、再び離島隔離推進論が台頭してくる。一九一六年六月に開かれた内務省保健衛生調査会第四(總)部会では、光田健輔の大療養所主義・絶海の孤島案(長島を中継地)一時救護所として最終的に沖縄に送る案)が採用され、一九一七年六月に光田は現地調査に赴く。光田の調査は住民の反感に遭い失敗したが、翌一九一七年一月には内務大臣後藤新平宛に調査の「復命書」を提出している。ここで光田は西表島の島内二カ所に「癩村」を設置することを提案した。²⁾

第一節 問題の所在

わち病状というあらたな入所判定基準がハンセン病患者処遇の地方行政における判断の場を持ち込まれる。入所の必要を認められなかつた病者とその家族への生活費補給など、そこではむしろ明確に自宅療養する非入所者の存在が想定されている点に―仮にそれが政策者側によつてのハンセン病患者を療養所に入所させるだけの諸条件が備わつていないという事情に起因していたとしても―、着目する必要を指摘した。そしてこうした法による規定にそつた運用が各府県によつてなされていなく、¹⁾「すべてのハンセン病患者」が入所対象者であるかのような対応が各地で起りえた。すなわち、一九三二年法そのものが「絶対隔離」を志向するものであつたのではなく、むしろ法の趣旨が地域において正確に理解されず、運用もされないことによつて過剰なハンセン病患者排除の状況が生じたことを考察した。

本章では、この戦前日本のハンセン病法制の下でハンセン病患者の処遇がいかに決定されてゆくのかが、その過程を實際の病者の生きる地域に即して考察する。そしてその際には「自由療養地」という概念を軸に、その議論の経過と、それが実際に展開している群馬県草津町の「湯之沢部落」をめぐる動向を追つてみたい。

まず本章が問題とする課題の位置づけを明確にするために、ハンセン病をめぐる事象や政策の展開過程を時系列に沿つて簡単に確認しておきたい。一九〇七年法制定までの経緯やそれ以降一九三二年法制定にいたるまでの議論については、すでに山本俊一・藤野豊・猪飼隆明・成田稔らによつて詳細に検討、整理されているので、ここではそれらをもとにして、「自由療養地」にかかわる問題点を中心に述べる。

山本は、古代・中世の病者救済の歴史をふまえて、明治維新以降「人民の移動が自由となり、中でも貧困で地域社会からの重圧に苦しんでいた患者は、故郷を遠く離れ、浮浪生活に身を投ずるようになったと思われ」と、明治維新を契機にハンセン病患者が浮浪生活をするようになり、その結果、本妙寺(熊本)や金刀比羅宮(香川)、布引の滝(兵庫)、身延山(山梨)、草津温泉(群馬)などの宗教的救済と結びついた特定の「患者集合地」が形成された²⁾と論ずる。こうした「患者集合地」の与えるインパクトが、明治期の日本を訪れた外国人や、のちに熊本に回春病院を開くハンナ・リデル、光田健輔といった人物たちを強く動かす原動力となり、ハンセン病政策の端緒となつたとする。

この療養所設置区域をめぐる議論は、一九一九年一月に開かれた保健衛生調査会第四部会の会合に引き継がれる。このときは全国の連合府県立・私立療養所の所長も出席し、離島隔離問題その他を議論した。おむね私立療養所長らは離島隔離に反対し、連合府県立療養所長は離島隔離を推進する立場をとったとされる。結局、西表島の離島隔離案は潮恵之助衛生局長によって否定され実現をみなかった。¹⁹⁾

一九二〇年、保健衛生調査会は「根本的癩子防禦要項」を決議した。その内容は六条からなっており、①「療養ノ途ナキ者」や「癩子防上特ニ必要アル者」を収容する連合府県立療養所の増設・拡張、②「浮浪患者」や逃走なノ途ナキ者」を収容する国立療養所の開設、③「有資力患者」のための自由療養区の設置、④行政官庁はハンセン病患者とその保護者に対し感染防止に必要な事項を命じること、⑤行政官庁による病者の従業禁止・痲毒汚染物資の取扱・生活補助、⑥療養所における病者の請求による生殖中絶方法の実施が提言された。一九三二年法にながる諸要素がここに多く含まれており、①「癩子防上特ニ必要アル者」という定義で「無資力患者」以外ハンセン病者の隔離をも視野に入れることを提言している点で、一九〇七年法の根本方針に大きく変更を迫るものであった。

そして一九二五年八月四日、山田連次郎衛生局長は各地方長官宛宛衛発第一二〇号通牒「癩患者ノ救護ニ関スル件」を発し、一九〇七年法第三条の「療養ノ途ヲ有セズ」に対する従来の解釈を改めるよう指示した。山本はこれをして「事実上ほとんどすべての患者を包含するまでに拡大した」とい、「それまで閉鎖的であった公立療養所が一転して開放的な性格をもつにいたった」画期的な政策転換であったとする。そして一九二九年三月には一九〇七年法が改正され、国立療養所の設置が決定されるとともに、同年一月の内務省令により病者が直接療養所に行き入所を願ひ出ることも可能となった。この人所基準の解釈変更を条文に盛り込み、明文化したのが一九三二年法であった。

すでに確認したように、一九〇七年法は病者を「有資力患者」と「無資力患者」とに区別し、それぞれに応じた処遇を与える法である。連合府県立療養所は、各地を浮浪したり神社仏閣などで物乞いをしたりしている「療養ノ途」なき「無資力患者」を収容するための施設であった。この政策の実施過程で認識された二つの問題への対処案として、二方向の国立療養所構想が表面化してくる。それが先ほど述べた「根本的癩子防禦要項」に掲げられた目標のうち②と③、すなわち次の二項目である。

- 一 療養ノ途ナキ患者ニシテ無籍又ハ本籍不明ノ者及連府県立療養所ニ収容シタル患者中浮浪癖アル者逃走癖アル者其ノ他処置困難ニシテ他ノ患者ノ救護ニ影響ヲ及ホス虞アル者等ヲ収容スルニ必要ナル国立療養所ヲ設立スルコト
- 一 国家又ハ公共団体ニ於テ有資患者ノ為適當ナル地域ヲ選定シ自由療養区ヲ設ケ療養ニ必要ナル施設ヲ為スコト

連合府県立療養所に収容された「無資力患者」のうち、特に態度の悪い者を送致する離島などの逃走不可能なクレーションに設置された懲罰的な機能を持つ国立療養所と、「無資力患者」が押し込められている状態の連合府県立療養所の雰囲気には馴染まない自宅療養者や「有資力患者」のための「国家又ハ公共団体」公認の「自由療養区」が必要だといふのである。ここに示された案をもとにしても、その当初期待された性格とともに変質させ、最終的に設置されるのが二つの国立療養所、すなわち国立療養所長島養生園（岡山県倉敷郡敷村、一九三〇年開園）と栗生養泉園（鹿児島市素部草津町、一九三二年開園）である。

ハンセン病者の処遇をめぐる議論にしばしば登場する「自由療養地」とは、療養所や病院といった施設に病者を「収容」するのではなく、一定の地域を区切ってそこに病者を集めその区域内において適当な医療等を提供しつ、

一手段として出現した。

保健衛生調査会が島嶼隔離を前提とした自由療養地としてハウインのモロカイ島やフリンピンのクリオン島のハンセン病患者コロニーを参照し、¹³⁾ 離島療養所と自由療養地案を提示したことをきっかけに、両案が時に対照的なものとして提示され、時に融合して「たゞえば離島にユートピア的『瀾村』を設ける案など」、様々な立場から提案される状況が生じてくる。一九二〇年代にはハンセン病者の療養形態がさかんに検討された。それは換言すれば、一九〇七年法の一九三二年「癩子防法」への改正にいたる途上で、療養所への画一的な隔離とは異なるハンセン病政策が模索されていたということでもあった。帝国議会においても、一九二〇年代から三〇年代にかけて数多くの自由療養地に関する建議・請願がなされていることは、注目に値する(表2-1参照)。しかし先行研究においてその意味が十分に議論されてきたとはいえず、一九三一年法に収斂する直線的な「絶対隔離」への道程に位置づけがたい存在として等閑に付されてきた。¹⁴⁾ あるいは、社会防衛論的発想に基づく強制隔離政策に對置される、病者保護の見地に立つ構想として肯定的に評価される場合においても、前者の非人道性を引き立てるエピソードとして言及されるのみである。つまりそこでは、療養所への隔離を絶対悪として、それ以外の病者処遇を相対的かつ自動的に善なるものと位置づける二元論的な価値判断が下されているにすぎない。

内務省の自由療養地構想は、光田健輔が提示した離島隔離案とは一見対極にあるかのようにみえながらも、海外の同じモデルに端を発する表裏一体の発想にもとづいており、療養所収容政策の明確な対抗軸として構想されたのではない。このことが自由療養地をめぐる議論をみえにくくしており、その方策が人道的か否か、隔離志向の強いものか否かといった単純な評価を許さなくしている。

さらに日本固有の事情として、すでに自由療養地的なるものが群馬県吾妻郡草津町の「湯之沢部落」に現出しているという既成事実が議論を複雑化させた。最終的には、内務省の自由療養地構想は、草津町東端に開設された国

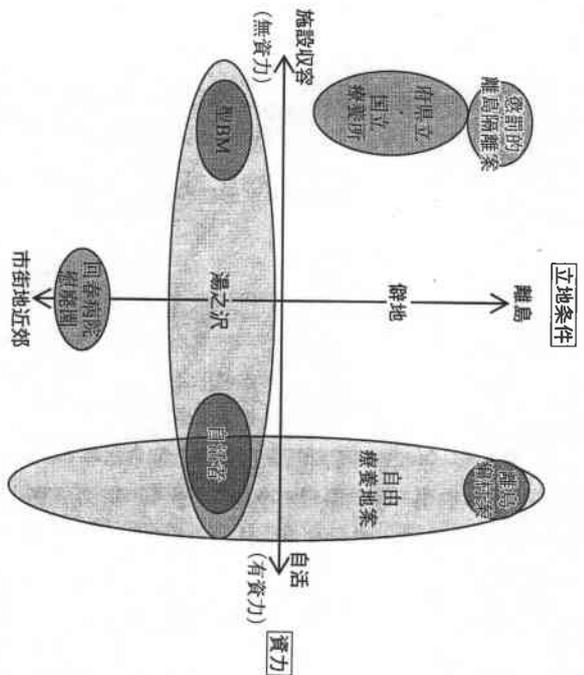


図2-1 ハンセン病者療養形態の概念図

比較的自由で一般社会に近い形態で自活的に生活せしめようという構想である。ハンセン病は発病から数十年から数十年にわたって続く慢性感染症であり、ハンセン病そのものは死に至る病ではないため、必然的に長期にわたる病者の療養形態が政策課題となり、このことがハンセン病問題を管轄なものにした。一九〇七年法で療養所入所対象となる「療養」途与有セズ且救護者ナキモノ¹⁵⁾以外の大多数の病者は、たとえ症状面においても経済的側面においても日常生活に困難が少ない場合であっても、強い社会的排除を受け、家族もろとも従来どおりの生活の継続が困難となり行き場を失ったことは、これまでもくりかえし強調されてきたとおりである。

自由療養地という発想は、一九〇七年法の入所基準が「療養資力」のみに拠っていたことの矛盾を前提として出発しているといつてよいだろう。自由療養地構想はこのようなハンセン病問題固有の社会的状況を踏まえ、それを解決する

1922	2/28 (3/28?)	内務大臣宛 群馬県吾妻郡草津町 湯之沢区を癩患者の 自由療養地とする 件。(次官供覧)	高田健 湯之沢区長	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
11/19	6月	内務大臣宛 癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	医学士公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/23・24	3/19頃 提出か	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	議長元田作之進 議員土公幹事石 塚保吉他2名	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)

内容欄はそれぞれ①立地②想定される収容者層③生活の形態④湯之沢部落に対する見解を指す。

表2-1 帝國議會他における自由療養地関連建議・請願一覧

年	月日	回別	会議別	内容
1919	2/4	41	子養委 第二分科 答弁	①以前保衛團でアリエンのクリソン島を参考に国立療養所を作るべし ②入道山を調査したが、アリエンのため断念。草津の官有地を現在保健衛生調査会で検討中 ③敷安を与えつつ、開墾などの事業をさせる「癩病患者の「コロラ」(引用者注・コロニカ)を作り、次に学校も造り、更に学校も造り、更に学校も造る」 ④上町と始終接離があることを憂慮 「政府は癩患者をして其の家族より離れて部落の生活を営ましむる為適當なる施設を為すべし」(全文)
	3/25提出	41	本会議	「本会議での ①なし ②なし ③回費により「出来得る限り自由と慰安と、而して適當な療養を得せしめたい」 ④なし ①草津の国有林 ②なし ③隔離を實行しつつ、温泉の効能により「或る程度まで直るといふ望みを機かしめ、同時に耕作なり何なりを営みつゝ、生を享けて行かしめれば一挙兩得である ④上町と交通接觸が頻繁なことを憂慮
	3/26	41	建議委	「群馬県吾妻郡 草津町湯之沢部落 皇族明治天皇祭 民救済方」件」 (参考送付採扱、 大臣供覧) 社団法人神武天 皇祭明治天皇祭 核務会理事・ 岡部長(貴カ) [建議委員会 政府委員杉山 四五郎答弁] ①草津の国有林 ②なし ③隔離を實行しつつ、温泉の効能により「或る程度まで直るといふ望みを機かしめ、同時に耕作なり何なりを営みつゝ、生を享けて行かしめれば一挙兩得である ④上町と交通接觸が頻繁なことを憂慮
1921	3/10提出	—	内務大臣カ	「癩患者の救治に関する 建議案(3/27本会 議可決) 癩患者の救治に関する 建議案(3/27本会 議可決) 社団法人神武天 皇祭明治天皇祭 核務会理事・ 岡部長(貴カ) [建議委員会 政府委員杉山 四五郎答弁] ①草津の国有林 ②なし ③隔離を實行しつつ、温泉の効能により「或る程度まで直るといふ望みを機かしめ、同時に耕作なり何なりを営みつゝ、生を享けて行かしめれば一挙兩得である ④上町と交通接觸が頻繁なことを憂慮
	3/19提出	44	本会議	「癩患者の救治に関する 建議案(3/27本会 議可決) 社団法人神武天 皇祭明治天皇祭 核務会理事・ 岡部長(貴カ) [建議委員会 政府委員杉山 四五郎答弁] ①草津の国有林 ②なし ③隔離を實行しつつ、温泉の効能により「或る程度まで直るといふ望みを機かしめ、同時に耕作なり何なりを営みつゝ、生を享けて行かしめれば一挙兩得である ④上町と交通接觸が頻繁なことを憂慮
1922	3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)
	3/20	3/23	癩患者救治に関する 件。(大臣供覧)	「自由療養地の建設は癩子防疫政策及患者救済並に国家の權威保持の上り必要なること 一、湯之沢温泉の自由療養地とするの利益 イ、古来草津温泉の癩疾患に特殊の効驗ありとの伝説に依り来草患者多きこと ロ、現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること」(全文)

ハンセン病患者の隔離には二つの面がある。一つは迫害されている患者を社会の圧力から保護しようとするもので、自由療養地構想はこちらの側であるといえる。もう一つは逆に社会を感染源である患者から防衛しようとするもので、療養所構想のねらいは主としてここにある。ハンセン病対策は、常にこの対立する二つのパランスのうえにのって行なうべきである。⁽¹⁵⁾

自由療養地構想と療養所構想を二元論的な対立概念としてとらえることの問題性はすでに指摘したが、ハンセン病対策が両者の「バランス」の上に成り立っていたという指摘自体は、山本が跡付けた自由療養地をめぐる議論の評価として妥当なものであるといえる。

一方、藤野豊は「要項」の評価をめぐっては、②の点、すなわち離島の国立療養所への懲罰的な隔離のほうに注目した。藤野はその立地の選定過程において光田がマリアの蔓延する「絶海の孤島」⁽¹⁶⁾西表島構想を主張したことをもって、「ハンセン病の撲滅策ではなくハンセン病患者の撲滅策」と非難しているが、実現しなかった案に対してそうした非難を浴びせることが生産的であるとは思われない。藤野は自由療養地案に対しても同様に「離島かそうでないか」という点を基準に評価しているようで、かの一九一九年二月の保健衛生調査会第四部会合での連合府県立・私立療養所の所長それぞれの主張を、離島隔離案に反対する私立療養所（精神的救済重視）と賛成する連合府県立療養所（国益重視）という構図に単純化してしまっており、「要項」の示した文脈を総合的に評価できているとはいえない。

いずれにせよ、療養所入所をハンセン病患者の処遇において考えられる限り最悪の選択肢であるという前提にたち、それ以外の選択肢を単純にそれとの比較で相対的に評価することでハンセン病史をえがく方法論は克服されるべき時期に来ている。どのような構想をえがいたかということをもつてこれらのハンセン病患者処遇論をみるのでは

なく、実際に病者が地域社会においてどのような生活実態をもっており、それに対して各グループがいかなる言論や具体的行動をなし、最終的に病者のライフコースが決定づけられたのかということから、ハンセン病患者処遇とらえなおすべきではないだろうか。

そこで、本書ではまず、多くの自由療養地案の暗黙の前提となっているこの湯之沢部落におけるハンセン病患者の療養形態の実態を明らかにする。その上で湯之沢部落と自由療養地をめぐる帝国議会での議論や、群馬県議会・津町の動向が、国策としての「要項」が実現されてゆき、国立療養所の開設と一九三二年法へと帰着する過程においていかなる相互作用を及ぼしたのかについて、ハンセン病者と地域社会の関係という点に着目し検討する。

第二節 湯之沢部落におけるハンセン病療養

1 湯之沢部落の概要

湯之沢部落について、「病人史」の観点からいち早く注目したのが川上武であった。川上は湯之沢部落を「病人」の処遇のあり方のひとつとしてえがいた。⁽¹⁷⁾森修一も湯之沢部落を自由療養地に関する論点と関わりあわせてとりあげ、細部にわたる分析を加えているが、二次史料を用いた状況説明的な概説にとどまっております、この問題をハンセン病史の中に歴史的に位置づけることは成功していないように思われる。⁽¹⁸⁾先に述べたとおり、多くの自由療養地構想の議論は、実質的には群馬県吾妻郡草津町に形成されていた病者集住区域である湯之沢部落の処遇をめぐるものだった。実現され得た唯一の病者自治集住地である湯之沢部落の社会・経済的諸機構のあり方を検討することが本節の目的である。

年には東京衛生試験所へ泉質分析を依頼するなどし、温泉の科学的な効能把握を図った。この頃の草津温泉は、厳冬期に麓の村へ移住する「冬住み」の習慣を廃し、重病者の湯治に限定されない保養・遊學のための觀光温泉地としての充実を目指していた。湯之沢開村もこうした温泉改良・近代化の一環としておこなわれた。ただし湯之沢への病者分離後も、少なくとも明治後期まではハンセン病への温泉の効能を謳う出版物が出されており、ハンセン病者は客として想定されていたとみられる(後掲「表2-15」参照)。また、光田健輔の観察に、病者が依然として上町の旧「御座の湯」に一般客に混ざって入浴している現状や、「富裕にして比較的清潔なる湯の沢に至り、他の醜惡の群に投ずるを肯せざるにより、宿屋も浴客の少き折柄なれば強て去らんことを請求せず、斯の如くにして富みたる癩患者の往て、上町に跋扈横行する」⁽²⁸⁾状況を述べているとおり、ハンセン病者が草津温泉の「客」であることに変わりはない。

一九〇二年には草津町に区政が敷かれ、字湯之沢は第五区とされた⁽²⁹⁾。他の区においては隣接する複数の字あるいはその一部をまとめて一区としているのに対し、第五区においては字湯之沢のみを一個の行政区として設定していることから、この時点ではハンセン病者の居住区域はおおむね字湯之沢内に限られており、草津町政側において、字湯之沢が特殊な病者居住区域であるという認識はすでに生じていたと推察される。この段階の湯之沢部落の自治の実態などは不明であるが、一九一〇年に制定された草津町の宿屋組合・雑商組合・飲食店組合・職工組合他の規約である「草津温泉場組合規約」⁽³⁰⁾では、「当分ノ内字湯ノ沢ノ除ク」ものとされ、湯之沢部落の各種経済活動は他の町域のそれからは除外されていたとみられる。

一九一〇年、草津町議会は人口が増加して上町に接近してきた湯之沢部落の移転を議決した。それを受け、山本平次町長は国に字湯之沢の移転を求め「湯之沢部落移転願書」⁽³¹⁾を県知事宛提出した。この請願書は自由療養地案のひとつとしてみることができる。①湯尻原(草津町)の集落東はすれの国有地)に②「当温泉字湯ノ沢ニ現存セ

ル癩患者入浴場ヲ移転」させ、③「或ハ花卉栽培ノ或ハ造林ニ或ハ園芸ニ各自ノ好ム所ヲ為サシム其他自般ノ娯乐的設備ヲ施」す、というものであるが、移転の理由を「病毒ノ散漫ヲ防止」することであると、ハンセン病の感染性に求めている。とはいえのちに「山本町長はその湯之沢部落移転願書に癩傳染説を喋々書き立てたけれども実際には癩傳染を信じてゐたかどうか疑はしい」ともいわれ、感染の虞は移転の方便として利用された可能性もある。このとき国から湯尻原の払下げを受けたものの、移転計画は湯之沢住民の反発を受けて断念された。草津町議会はこの時点で、病者排除を志向したとはいへ、町が移転費用を負担し町の中に病者を包摂し続けることを前提として、国策としてのハンセン病者政策の一環として国の介入を求めるものではなかった。

一九一六年からは、英国人キリスト教宣教師メアリ・ヘレナ・コンウォール・リーが「聖バルナバミッション(Spreading Mission to Lepers in Kagawa)」の名のもとに日本のハンセン病史上最大規模の私立ハンセン病者救療事業を展開した。その事業内容については、次章で詳しく論じる。これによって湯之沢の風紀や住環境が改善されたことや、町の財政難もあり、湯之沢移転問題は町においては棚上げとなる。

従来、湯之沢部落住民の居住形態や集落構成については不明な点が多かった。そこで各種史料及び元居住者への聞き取りを基に解散直前の時期の湯之沢部落の境界線確定と建物配置復元を試みた(図2-12)。

一九一七年の区制改正にともない「第五区湯之沢」は「湯之沢区」となるが、この区域は字湯之沢のみに止まらず、湯之沢部落全域を包括し、病者による自治を前提とした特殊な行政区と位置づけられたものと推測される(湯之沢区の正確な範囲は不明である)。元湯之沢居住者で、湯之沢区の事務員として区内の徴税を担当していたM・K氏の証言によると、解散前数年間の氏の担当区域は「図2-12」の湯之沢部落の範囲そのものだったとのことである。少なくとも実務レベルにおいては「湯之沢区」行政はそれぞれの時点で湯之沢部落全体をカバーするものであり、湯之沢部落の拡大にともない「湯之沢区」行政の及ぶ範囲も拡大していった可能性が高い。

それだといふ。

次に湯之沢部落の職業別世帯構成をみてみると、一貫して第一次産業従事者が少なく(表2-13参照)、下町旅館滞在の浴客及び定住者の日常的需要を満たす商店と、健康者より低賃金で、下町のみならず上町においても働く軽症の肉体労働者が就労者の中心である。彼らは「労働共救会」、消費組合、商業組合といった各種互助組織を結成した。一九一二年結成の「労働共救会」は、共同での各種工事情負や、「共救会規約」によると積立金からの会員の貸金制度、湯之沢部落における義捐活動といった機能を有していた。解散時には隣保班・私設消防団・衛生組合、方面委員の存在も確認できる。⁽⁹⁾

湯之沢部落の経済構造の特徴は、外来者の持ち込む療養資金・聖バルナバミッシヨンの資金の流入により、旅館経営者や自活する定住者の生活が成立するという消費都市的性格でありながら、同時に温泉療養によって病状が軽快した病者が再びその地で労働力として再生産される機能を持つたという点にある。

病者自治のもと一定の互助組織が機能してはいたものの、湯之沢部落での生活は病者にとって容易なものではなく、単純に「癩病者の楽天地」とはいえない現実があった。湯之沢部落におけるハンセン病治療は、温泉入浴・点灸に加えて大風子油の注射・服用が提供され、ある程度の軽快状態をもたらし得たが、病そのものの完治は多くの場合には困難である。その療養生活も、滞在費用が尽きれば終えざるを得ないし、軽快して帰郷してゆく者も多いため、湯之沢部落の人口は必然的に高い流動性をともなう。宿屋組合員をはじめとする湯之沢部落の有力者層は、自身も病者であるにもかかわらず同病者に対し厳しい負担を強いた。定住し、経済的・身体的に日常生活をほぼ問題なく継続してゆくための条件は、容易には成立しなかった。しかしこれらの諸要素は、むしろ湯之沢部落が一般地域と同様の経済的・社会的関係を内在させた一地域社会であることを示しており、資本の論理が貫徹した湯之沢部落の現実こそ自由療養地としての可能性が存したともいえるだろう。

旅館滞在を脱した定住者にとっても宿屋組合は支配力を有した。湯之沢区には、湯之沢在住で所得納税義務を有する者からの徴税を上町役場から請け負い、それを一括納入したり、上下町間の伝達事項を取り次いだりといった行政事務を執り行う「事務所」があった。⁽¹⁰⁾ここに自炊のための「加盟金」を納めた定住者には、湯之沢「区民」の資格が与えられ、区長選挙の際の選挙権が得られる。湯之沢区にはこの選挙により選出された区長と一〇名の評議員を中心とする「評議会」が設置されていた。⁽¹¹⁾集められた加盟金は、湯之沢区の道路補修・引湯などのインフラ整備などの財源として区の歳入に組み込まれた。⁽¹²⁾

しかし一九三五年頃には、宿屋組合事務所と、本来は宿屋組合とは別個に存在していた湯之沢区の事務所が、建物も業務も渾然一体となっていた(図2-12⑦)。つまり、宿屋組合が湯之沢部落/区の実質的な行政機構であり、自炊生活の代償として彼らに加盟金を支払うことが、部落に定住し自治への参加資格を獲得すること同義となっていたのである。第三代湯之沢区長高田儀は、宿屋組合長でもあった。⁽¹³⁾加盟金は必ずしも宿屋組合員の私腹を肥やすものではなかったが、その使途を決定する有力者層は宿屋組合員とはば重なっていたようである。

その他の湯之沢区の財源は町税の還付である。後述する群馬県衛生協会の湯之沢部落調査報告書「草津町癩患者ノ現況」(一九三五年)によれば、上町側は湯之沢部落を「草津町ノ發展ヲ阻害スルモノト為シ互ニ敵視反目シ居ルヲ議員選挙ノ場合ノ如キハ癩部落ノ有権者ニ巧言麗色ヲ以テ何等彼等ニ対シ嫌悪ノ念チキカ如ク装ヒ屢々出入スルト雖モ常時ニ於テハ殆ト出入スルモノナシ、本年ノ町会議員改選ニ部落ヨリ一名立候補セルモ落選セリ又町税徴収ノ場合ニ於テモ一般ト同様ニ賦課シ何等考慮スルコトナク而モ癩部落ノ施設等ニハ比較的経費ヲ投セサルモノノ如シ」とあつて、上下町は対抗的な関係にありながらも、湯之沢部落が町政への参画や税金の投入の状況などにおいて町の構成要素として認知されていることかうかがわれる。真宗大谷派説教所管理者で湯之沢の実力者であつた森川祐(林祐忠)が一九三三年に草津町会議員となつた頃から、湯之沢区から草津町に納めた町税のうち七割が還付

1 自由療養地案の登場

ハンセン病療養所が島や僻地に設置されたことが過酷な隔離政策の象徴とされるように、その立地は隔離政策上の重要な論点であった。その極北は光田健輔による、絶海の孤島に設置された国立療養所への懲罰的隔離構想であったといえる。しかし、自由療養地構想が他の療養所に関する議論と一線を画すのは、立地重視の「隔離の形態」とは異なる次元で、病者の「療養の形態」、すなわち病者のライフコースのあり方を問題としている点にある。そこで議論されるのは、立地だけでなく、病者がいかに当該地域での生活を経済的・社会的に構築するかということであった。ここではさしあたって、議論の要点は①立地②想定される収容者層③生活の形態④湯之沢部落に対する見解にあるものと考え、整理する。

最初期の自由療養地構想のひとつが、一八八八年の伝染病研究所員村田昇清の案である。村田は①「一定区画」地若クハ島嶼等に病院を併設した「癩村」を設け、「三府五港ノ如キ交通頻繁ナル地区」の病者は療養所へ、②その他の病者はその癩村へ送る、③患者労働による収益の半分を運営費用に充当すべきという。隔離政策にともなうコスト面重視の発想であったが、「全然不治ノモノニアラス」と治療を重視し「癩村」での医療の提供を不可欠

第三節 ハンセン病者の療養形態概念をめぐって

形跡はない。湯之沢部落での療養形態は、当該期に病者に対する極端な社会的排除が存在する現実を前提にしたときに、病者が選択し得る中でも病者の要望に応えるものであったといえることができるのではないだろうか。

4 小括

湯之沢部落における持続的な療養生活は、病者がそれぞれ地域の積み重ねてきた社会生活を一変させ、適応し、そのでの社会的規範に従ってようやく可能となるものであった。そこで必然的に生まれる困窮者の受け皿としての聖バルナバホームと医療提供者である聖バルナバ医院が、湯之沢部落の持続性を支えていた。とはいえ、病者が自己負担するコストは大きく、そのでの生活の諸条件は、病状の進退によっても絶えず揺らぐ「有資力」性によって左右される、不安定なものであった。また療養所入所と同様、それまでの地域社会での生活をそのまま継続できるわけではない点では限界を有するものであったが、病者にとっては国家や警察に「癩患者」として捕捉されることなく社会生活を継続することに大きな意味があった。

湯之沢部落の病者たちの法的な位置づけを確認しておく、一九〇七年法下では明らかに「有資力患者」であるので入所対象とはならない（聖バルナバホーム員は私立療養所入所者の扱いとなる）。一九三二年法下においても、湯之沢部落の現地調査は各機関によって度々行われているもの、群馬県警が法に定められた届出事項にもどつき、病者個々の氏名や本籍地等の情報を把握し、それを県庁に届け出る作業や、消毒予防方法の指導が各戸に行われてい

一を賄う消費財は湯之沢部落の商店を通じて公平を期して購入され、ホーム拡張に係る各種工事も可能な限り労働者協会の請負によってなされたため、その経済活動が湯之沢部落や草津町に及ぼす影響は多大であった。さまざまな自由療養地構想において、医療機関は重要な役割を担う存在として位置づけられるが、聖バルナバ医院はホーム員に限定せずに湯之沢部落の住民全体の医療を担っており、療養の水準を保つ重要な存在であった。こうした意味において聖バルナバミッションは確かに湯之沢部落の存続に不可欠であったが、ホーム員はその行政的決定の場にはほとんど参画しておらず、彼らの活動は聖バルナバミッション運営の内に限定されていた。

2 帝國議會における議論

一九二五年二月三日、第五〇回帝國議會衆議院に群馬県選出の衆議院議員木曾三四郎⁽⁵⁶⁾が「療養理想村補助二閣スル建議案」を提出した。その趣旨は「群馬県吾妻郡草津町字湯ノ沢療養部落に対し国庫より相当の金額を補助して医療並衛生設備及慰安の資に供せしめられむことを望む」というものであった。本會議の趣旨説明で、木曾ハンセン病を「私共の實地から見ますと云ふと、是は系統的に來て居る、つまり経験に照らしてみても遺伝病であるとの認識を示し、①湯之沢に②「中以上の癩患者」＝「有資力患者」を住まわせ③隔離を厳密にした上で維持し、政府の保護（娯樂場、水道浴場の整備・上町との区画・医療補助）を加えるべきで、これは低予算で実現可能であると主張した。④湯之沢部落については、吾妻郡出身の木曾はその現状を詳細に把握しており「一種の自治的」村であり、病者が肉體労働などの自助努力をしているにもかかわらず、聖バルナバミSSIONの庇護下にある病者と、連合府県立療養所に收容された「無資力患者」だけが國家補助を受けられるのは不公平であると主張した。木曾の論理は、療養形態を問わず國家による病者への支援の公平性を求めるもので、一見すると奇妙なものである。

し、その府県の病者を集住させ、重症化した者は療養所へ送るシステムの提案もしている。ハンセン病対策予算の不足から「無資力患者」のみを人所対象とせざるを得ない現状で、より多くの病者を低コストで一般社会から隔離するために考え出された案ではあったが、この時点で光田はまだ「不良患者」は難島へ送り、「有資力患者」は「自由療養地」という発想には至っていない。草津町は「自由療養地」の有効な候補ではあったが、一九二〇年の「要項」決議時点での自由療養地構想は、その立地を草津に限定したものではなかった。「要項」では自由療養地案は案としては幅を持たされた状態で提示され、数年間は何か具体的な選定作業等に入ることなく経過したのである。

一九二二年に「癩子防二閣スル建議案」を提出も、湯之沢では「自然的に隔離が行はれて、一部落をなして居るが、適当な方法を講ずれば、其の地の如きは好箇の癩村となるだらう」と述べた。地元出身の医師もまた、湯之沢維持改善案を主張していたのである。当の病者からも、当然ながら自由療養地的な療養形態を希望する声は多く聞かれた。内務省衛生局が一九二二年に全国五ヶ所の療養所において全収容者の一割弱である一〇六名を対象に実施した聞き取り調査の結果をまとめた「癩患者の告白」には、「外出の自由」が許された「一つの大きな自由の癩村」の設置を求める声が多くみられる。⁽⁵⁷⁾ この書を分析した小松茂治によれば、処遇に対し要望を述べた三六名のうち三名が「自由癩村の建設」を望んでおり、小松も一九二七年段階でなお「自治的癩村の設置には、大いに耳を傾けるべきものがある」と述べている。⁽⁵⁸⁾ このように、保健衛生調査会の「要項」決議以前から、自由療養地構想は湯之沢を念頭に置きつつたびたび浮上していた。光田健輔は早くから湯之沢部落の動向に注目したばかりが言及している。その関心は、東京養育院に收容されたハンセン病者たちの多くが草津滞在の経験を持っていたことに端を発していた。一九二五年の内務省宛意見書では、④湯之沢部落を①草津町郊外の私下げ地である滝尻原に移転し、③温泉や飲料水を確保して「癩療養区域」とし重病者病院（全生病院の出張所）をその中に設置することを提言している。同時に、各地方の僻地に所在し、代々ハンセン病者を多く出すとされ周囲の村との交際も断絶しているいわゆる「癩村」をも「癩療養区域」と

として。一九二三年に湯之沢をはじめとする各地の病者集合地を調査した真宗僧侶本多豐孝は、④湯之沢は「天守の癩境」であるので①草津町全城を國家が買い上げ③「社会一般の設備」をし、従来の生活水準に応じて規定以上の経費は病者の私費で賄うことすれば、②「什麼なる階級の紳士淑女」も喜んで移住するだらう、と主張した。⁽⁵⁹⁾ 湯之沢部落の維持改善案の嚆矢といえよう。

表 2-4 群馬県議会における湯之沢問題

年	発言者	内 容
1915	小池達一 郡議員	草津町が湯尻原の払い下げを受け、「特殊の部落」を作ろうとしているが、これを連合府県立療養所にするつもりはあるのか
1919	参事員戸所亀作 の子算説明	草津は治療患者を収容しているが現状の施設は不十分、県として人道向上か或は適当な調査をしてやりたい
1922	森川抱次 質問	「草津の湯ノ沢部落にいる四百人は、本県にとり大問題」[県当局は国に対して交渉しているか]→横田虎太郎参事員「内務省から二三回、佐染病研究所も度々見えて調査している、県当局としても何とか解決したいと痛感している。内務省に対して県の意見を具申ししている」
	高木乙熊 参事員	「草津の癩部落を県で適当に処置することは困難で、国でやってもらう為に我々も努力している」
1923	畑耕作 質問	「県は約一万円を年々国立収容所(マツ)に支出していきながら湯ノ沢を放任」。府県立・国立療養所は官費的で患者に忌避されており「きわめて不完全で本県人は僅か六、七人しか入つておらぬのに一百万円の支出は大問題」[リーさんの療養所にいるクリスマスヤン八十名はその恩恵(=国・皇室・県の交付金)に浴するが、その他の四五百名は何千円下つても恩恵に浴せない] →山岡知事「私も深く講究して政府や内務省衛生局長にも申出でており」[先日の地方長官会議の折にも新衛生局長に注意した、政府でも国費で療養せしめねばならぬという意見のように承知している]「県民としてどうとういう事もしていないのは如何にも相済みぬ」
	建議案 (県会議 長宛)	本文参照⇒可決、内務大臣に建議か 審議状況：林庸太郎「湯ノ沢部落には個人経営のハルナマ(マツ)病院があつて、僅かに治療と慰安をやつてはいるが、[県の当局も内務省と交渉しているが具体的に現れぬ。聞く所によれば現在の所から二三十町離れた所に湯を引き一部落を作るといふ、これが出来ればよいが、本県経済ではどうにもならぬ、国家の力で療養機関を作らう]内務大臣に建議したい。本島自柳「大日本医師会でも内務省に建議している」
1925	森川抱次	「草津湯の沢部落の移転問題は全会一致で建議してあるが、未だ日農がつかぬのは遺憾」→玉本編照参事員(県衛生課長)「繰返し内務当局に上申しているし、内務省も度々現場調査に来てはいるが整理緊縮の際で手を着け兼ねている、併しなるべく早く解決してもらいたい」
1926	梅津芳三 参事員	「湯ノ沢部落の問題は本年夏内務政務次官が検視し経費を計上したが、本年は大蔵省で認められなかつた」
1930	玉本編照 参事員	「湯之沢移転は永年の懸案で、六年度に国の予算が組まれ本年夏内務内相が来県し、内務当局からも度々見え目下位置の選定中である。一里ばかり離れた所に二箇所候補地がある」

【群馬県議会史】第3・4巻により作成。

しかし彼は匿名性の保持などの病者にとつての湯之沢居住のメリットを生かし得る低コストなハンセン病者対策として湯之沢部落の維持改善を提言したのである。本檜は形式上、上下町の出入制限強化などを主張しているが、経験上は遺伝病との観念を捨てられないため、湯之沢に厳密な隔離を求める必要を感じていない。こうした認識は、長年病者を受け入れてきた地元のハンセン病者と湯之沢住民の訴えを折衷的に表現したものであった。一九二二年に湯之沢区長が県会議員・内務大臣他へ湯之沢を自由療養地として認めるよう陳情しており(表2-1参照)、本檜の建議はそれを受けたいものであったとみられる。

本檜の主張に対する山田進次郎衛生局長の答弁は、政府としては「要項」に従い自由療養地を実現する意向であるとなら、湯之沢の扱いについては明言を避けた。しかし、この第五〇回帝國議会の政府答弁資料「癩患者ノ自由療養地ニ関スル件」では「群馬県草津町ヲ初メ2、3候補地ニ就テ実地踏査ヲ為シタルガ未ダ之等條件ニ適スルモノナシ。就中草津町ハ土地高峻ニシテ冬期寒冷甚敷地味鋭角ニシテ作物ノ栽培ヲ望ム能ハズ且交通不備ナルヲ以テ物価ノ騰貴ヲ示シ、自由療養地ニ適セザルモノトシタル關係モアリ同地ニ於テル癩部落ノ拡大ハ相当考慮ヲ要スベキモノト認ム」と寒冷な気候等を理由に、すでに草津町への自由療養地設置はほぼ否定されていた。

本檜の地元群馬県では、一九〇七年法にもとづき、連合府県立療養所(第一区療養所全生病院)維持分担金が一九〇七年以降予算に計上され、ハンセン病問題が県政レベルで認識され始める(表2-14参照)。この分担金は年々高騰し、県出身の収容者数は数名であるにもかかわらず数千円の分担経費が支出されるのは不経済であるとして、県議会が問題化する。一九二三年の県議会において畑耕作議員は、聖ハルナマミッションの支援を受ける病者は、間接的に国・皇室・県の交付金の恩恵を受けられるが、その他の病者は恩恵を受けられず不公平であるとの趣旨の発言をしているが、これは本檜の一九二五年以降の帝國議会での主張と酷似している。同年県議会は内務大臣宛湯之沢移転建議を採択した。これはハンセン病の感染性を根拠に上下町接近の危険性を主張し、国による移転を要求

するものであった。⁽⁶⁵⁾

翌一九二六年一月二四日、第五回帝國議會貴族院に群馬県知事で群馬県衛生協会の牛塚虎太郎が請願「癩

患者部落移転ニ関スル件」を提出した。さらに牛塚は二月八日、衆議院にも同趣旨の「草津温泉附近二國費ヲ以テ
癩患者收容部落建設ノ請願」を提出した(請願の紹介議員は木樽であった)。その趣旨は、湯之沢は「従来ノ草津町ト
接近シ病毒伝播ノ虞アルノミナラズ地域狹隘ニシテ年々移入増加スル癩患者ハ漸次附近ニ散在セムトスルノ傾向ニ
在リ此處放任スルハ癩病予防上危険ナルハ勿論亦草津町ノ繁栄ヲ妨グルコト尠カラズ、また「癩患者ハ全国各府
県ヨリ集来セルモノ」であるから「速ニ國費ヲ以テ草津温泉ヲ使用シ得ル一定ノ地域ニ癩患者ヲ收容スルニキ理相的
部落ヲ建設セラレタジ」と、感染危険性を根拠に、國費による湯之沢移転を打ち出した最初の請願であった。これ
に対し内務参事官鈴木富士彌は、移転は明言せず、「要項」通りに「財政ノ余裕ノ付キ次第著々実行スル積リ」で
あると答弁した。

牛塚請願の根拠となったのが、牛塚が会頭をつとめる群馬県衛生協会による一九二五年の湯之沢部落調査報告書
「草津町癩患者ノ現況」である。本報告書は草津町の地勢、上下町の戸数(健康者居住地域「三〇〇戸、癩患者部落」
三二戸)、人口(同前、四七五八・五四六八)、ハンセン病患者出入数(来客三〇九人、帰客二四八人)、湯之沢の衛生状
態の劣悪さとして下町の児童の混在する状況、病者の来草経路、上町町民の關係、草津町の諸物価、移転候補地の假
ク窪(オケ窪)・溝尻原の地勢などについて述べた上で、上下町の接近状態について「漸次附近ヲ拡張散在セムトス
ル傾向」があり、「早急ニ癩患者が健康地域ヲ徘徊シ而テ郵便局小学校劇場等同一ナレハ一般浴客ニ対シ不快ノ
念ヲ抱カシメ心アル人ハ自ら来遊ヲ嫌忌スルニ至ル」ため、「癩病予防上危険ナルハ勿論」、「草津町發展ヲ阻害スル
コト尠カラサルハシ然レトモ草津温泉ニ対スル彼等ノ執着心ハ堅固トシテ抜き難ク全然驅逐スルハ至難トス故ニ寧
口附近ニ一定ノ地域ヲ限り彼等ノ部落ヲ建設シ健康部落トノ隔絶ヲ図リ速当ナル施設ニヨリ漸次該患者ノ撲滅ヲ期

スルヲ以テ本病予防上適切ナル方法ト認ム」と湯之沢部落移転を主張した。
木樽が主張した湯之沢の病者への補助については、「現在ノ癩部落ヲ移転セシムルトセハ寧口補助等ヲ与ヘス現
在ノ仮放任置クヲ適当ト認ム若シ徒ニ補助ヲ与ヘ種々ナル施設ヲ為ス等ハ彼等ヲシテ益々該部落ニ対スル執着心ヲ
強クシメ加足部落民ニシテ近時移転ニ対シ反対唱ル者出テ、アル際一層移転ヲ困難ナラシムル嫌ヒアルハ勿
論」、「多年懸案トナリ、アル該部落移転問題千歳月ヲ閲シ、アル間ニ部落ハ益々拡大シ物価ハ漸次騰貴シ從テ
遷延スル程多額ノ費用ヲ控セサレハ移転実行困難トナル依テ微温的ニ補助等ヲ与ヘス速ニ移転セシムルノ必要アリ
認ム」と、移転を前提とする以上は容認できないとし、「此際國費ヲ以テ前記ノ移転地ニ五ヶ年乃至七ヶ年ノ計画
ニ依リ移転ヲ断行シ彼等ノ樂園ヲ形成セシメ癩患者ヲシテ救済スルハ國家並ニ同胞ノ義務ナリト信入而シ
テ自由療養地トシテ将来ノ見地折算シ其規模ハ人口十人以上ヲ收容シ得ル部落ノ設計ヲ必要トスヘシ」と結論して
いた。

木樽の湯之沢維持改良案と牛塚の移転案が並行したままの翌一九二七年三月二四日、木樽は再度第五回帝國議
會衆議院に建議「癩養所國庫補助ニ関スル建議案」を提出し、「政府ハ草津町若ハ湯ノ沢部落ニ対シ昭和二年度
ヨリ相当補助ヲ為スヘシ」と主張した。

この間の内務省答弁資料の変化をみれば、一九二五年と二年の間に内務省が湯之沢の草津町域内移転を決定し
たことがわかる。先に掲げた一九二五年の第五回帝國議會政府答弁資料「癩患者ノ自由療養地ニ関スル件」で
は、草津町自体の自由療養地としての適性が論じられ、すでに否定的な見解が出されていた。これに対し、一九二
六年の本情質問書・牛塚請願への対策として作成されたと考えられる第五回議會政府答弁資料「草津町癩患者部落
移転ニ関スル件」では、「自由療養地区設定ニ関シテハ曩年保健衛生調査会ノ決議ニ基キ之ガ実現方ニ関シ考慮中」
と前置きした上で、湯之沢部落が「健康者ノ居住地域ト極メテ接近」し「病毒伝播ノ危険著シキモノアリ」と草津

湯之沢や草津町の現状を知る木檜の湯之沢維持改善案は、「有資力患者」のために人為的に創出されようとした机上の自由療養地構想とは本来交わらないものであった。木檜は一度も「湯之沢を自由療養地にすべし」との旨の発言はしなかった。また、木檜のみならず牛塚や大部分の建議・請願者は、湯之沢移転もしくは自由療養地建設への国費投入の根拠として「要項」を挙げてはいない。彼らは必ずしも「要項」に掲げられたハンセン病政策に従った対策を講じようとして活動したのではなかったが、彼らに対応する内務省の当局者は常に「要項」に沿った政策実現を目指すとして表明し続けた。一定程度地元の要望を代表する議員たちと内務省の意図には、当初から目的が一致して存在していた。にもかかわらず、湯之沢移転に対する県・町の経費負担への忌避からくる消極性と、自由療養地設定に対する国策の積極性が、図らずも木檜建議を契機にかみ合い、湯之沢の移転先を国家の経費による自由療養地とする方針が定まっていたのである。一九二五年（一九一九年）の木檜の活動は、彼の本来の意図とは異なる位相で「要項」に基づく政策としての自由療養地の実現を促した。

一九三〇年、第五九回帝國議院において、栗生泉集團建設のための予算が承認される。「草津療養地地区」

3 栗生泉集團開設と自由療養地案

町民への感染危険性という、草津町という土地の自由療養地としての適性とはまったく別の論理を持ち出して、温泉を「利用し得べき地域二適當ノ設備ヲ施シテ部落ノ移転ヲ図」ると、群馬県衛生協会の調査報告書に沿って明確に移転の方針が示された（ただし答弁では明言されていない）。しかもその移転先は、自由療養地としては不適格とされたはずの草津町域内であった。ここに地元群馬県・草津町の要望した湯之沢移転問題と國家遂行上の懸案事項であった自由療養地位置選定問題が融合したのである。「要項」が示した自由療養地設置方針の新たな展開であった。本来「有資力患者」向けに療養所とは異なる療養形態を提供しようとして意図されたはずの自由療養地は、ここで温泉街からの病者排除の方便に利用されることとなったのである。

「要項」で示された二つの国立療養所構想のうち、鳥への療養所設置計画は先に実行に移された。一九二七年四月、国立療養所設立予算案が承認され、一〇月には長島がその建設地として選定された¹²¹。他方、自由療養地についても、一九二八年六月に草津市街から東に三口ほど離れた国有地栗生一帯への「草津自由療養地地区」¹²²（現実には「自由療養区」を内包する国立療養所栗生泉集團）設立決定の新聞報道がなされている。

長島と草津の二つの国立療養所設置を前に、一九一九年二月、第五六回帝國議院において法改正案が審議された。衆議院「明治四十年法律第十一号中改正法律案（癩子防ニ関スル件）」委員会において、山田澤次郎衛生局長が国立療養所（長島）には連合府県立療養所で持て余した「不良患者」を収容するという当初案を否定し、一般病者も受け入れるという見解を示したのに対し、木檜はこれを強く批判した。本来保護された府県の責任において運営する連合府県立療養所に入るべき「無籍者（浮浪患者）」を国立療養所に入れるというなら、湯之沢住民のほとんどは無籍同然であるので、國家や聖バルナバミッシヨンの世話にならず自活の努力をしている者を先に入れる方がま

だ道理があると主張した。さらに従来の自身の主張どおり、湯之沢に国費で相当の「設備」をすべきであると重ねて主張した。これに対し内務参与官加藤久米四郎は、国費負担や衛生上の設備をどうするかについては「具体的ノコトハ申上テラレテマセ」としながら「将来自由療養地区ノ実現ヲ期シ、然ラザル場合ニ於テハ法規ノ許入限リ相当ノ努力ヲ致シマシテ」¹²³「金ヲ連合府県立ニ掛テテ居ル程ノ經費ヲ要セズシテ、此目的ヲ達スルト云フ方法モ」考慮すると答弁した。

管見の限り、木檜のハンセン病政策に関する発言が確認できるのはこの委員会までである。栗泉團内「自由療養地区」は、木檜の主張とは根本的に異なるものであったにもかかわらず、木檜がこれ以降湯之沢部落維持改善のために活動した形跡はみられない。

湯之沢や草津町の現状を知る木檜の湯之沢維持改善案は、「有資力患者」のために人為的に創出されようとした机上の自由療養地構想とは本来交わらないものであった。木檜は一度も「湯之沢を自由療養地にすべし」との旨の発言はしなかった。また、木檜のみならず牛塚や大部分の建議・請願者は、湯之沢移転もしくは自由療養地建設への国費投入の根拠として「要項」を挙げてはいない。彼らは必ずしも「要項」に掲げられたハンセン病政策に従った対策を講じようとして活動したのではなかったが、彼らに対応する内務省の当局者は常に「要項」に沿った政策実現を目指すとして表明し続けた。一定程度地元

の要望を代表する議員たちと内務省の意図には、当初から目的が一致して存在していた。にもかかわらず、湯之沢移転に対する県・町の経費負担への忌避からくる消極性と、自由療養地設定に対する国策の積極性が、図らずも木檜建議を契機にかみ合い、湯之沢の移転先を國家の経費による自由療養地とする方針が定まっていたのである。一九二五年（一九一九年）の木檜の活動は、彼の本来の意図とは異なる位相で「要項」に基づく政策としての自由療養地の実現を促した。

一九三〇年、第五九回帝國議院において、栗生泉集團建設のための予算が承認される。「草津療養地地区」

設定費予算説明⁽⁹⁷⁾では、その計画は「療養所を中心とする療養地区を設定」する、すなわち当初目指された「有資力患者」のための自由療養地の実現ではなく、あくまで療養所として位置付けられ、また入所者層については、「無資力患者を收容スルハ勿論有資力患者ニ対シテモ之ガ来住ヲ督勵」すれば、「湯之沢部落」如キハ自然消滅すると楽観的な予測を示した。この後翌一九三二年同議会での審議を経て、同年八月一日には一九〇七年法を大きく改正した昭和六年法律第五八号「癩子防法」(一九三二年法)が施行された。

一九三二年二月八日、栗生染泉園が開園し、その内に「自由療養地区」が現出した。染泉園内「自由療養地区」では、「患者は自己の資力を以て住宅を建築し、食費其の他の日用品は自己の支弁に係り治療のみ無料」とされた。病者が区内に建てた家は形式上国に寄付され、そこに住む人の数が栗生染泉園定員数、ひいてはハンセン病療養所入所者数に増加分として新たに算入された。自由療養地区に移住した病者は純然たる療養所入所者として扱われたのである。そこでは自由療養地の本来の意図は家屋の建築費に係る国費節減策に転化し、湯之沢での匿名性保持や経済活動・移動の自由などの生活条件は失われた。にもかかわらず、「自由療養地区」は「有資力患者」を療養所内に誘引し国家の管理下に置くための宣伝にさかんに利用されたのである。

4 栗生染泉園開園後の湯之沢住民の動向

一九二七年三月、第五回帝國議会議院に鈴木文治が請願「癩患者自由療養地設置建議」を提出している。この請願は、民間のキリスト教主義「救癩」団体日本M.T.L (Missions League) が提出した請願(表2-1)参照)と近い内容をもっている。鈴木は自由療養地を「中産階級」患者救済案として提案しているが、これは日本M.T.Lの一貫した主張で、湯之沢住民の意向を踏まえたものでは必ずしもなかった。その日本M.T.Lの設立メンバーであった賀川豊彦は、キリスト教伝道のため湯之沢に入り、一九二六年には湯之沢消費組合の結成を指導するまでに

なった。鈴木や賀川との関係が、後の社会大衆党関係者の湯之沢への関与へとつながったと考えられる。一九三二年法の成立、染泉園開園後である一九三六年頃以降、安部機構が湯之沢での政治活動を展開する。河部の帝國議會への建議や請願の記録は見当たらないが、湯之沢住民の主張を代弁する活動を行っていたようである。安部は一九三六年九月に来京し政談演説を行った記録のほか、一九三九年には安部の活動が湯之沢に浸透してゆく情實が短歌に詠まれるなどしている。

一九三六年には、湯之沢の有力者層によって「癩自由療養村建設期成会」が結成され、湯之沢部落「滝下口、地蔵口」並八十八ヶ所前に掲示板として建立⁽⁹⁸⁾されたという「御同情二訴フ」・同年二月のビラ「癩自由療養村趣意書」⁽⁹⁹⁾と寄付依頼書(翌三七年付)を作成するなどの活動を行った。解散前頃の「草津湯之沢温泉」の宣伝ビラも期成会委員の手によるものであろう。

一九三七年八月六日、第七回帝國議會議院に須水好が建議「癩自由療養村建設二関スル建議」を提出する。おそらく湯之沢住民から須水ら社大党関係者への陳情を受けてのものである。本建議は一九三六年一月二八日に伊勢崎町共栄館において行われた社大党群馬県連合大会第三回大会での決議「癩部落自治療養所設置の件」⁽¹⁰⁰⁾および一九三七年の須永亭を踏まえたものであろう。

期成会委員には湯之沢の土地所有者、旅館経営者や町會議員森川祐(林祐忠)、湯之沢区長吉田浩夫らが名を連ねている。彼らの主張は、匿名性が保障されるがゆえの自主的な隔離状態の下での「全治者」輩出・温泉の医学的効能・湯之沢独自の点灸治療法など、自由療養地が湯之沢をおいて他にないことを主張し、湯之沢に自由療養地としての国家による認定と保護を求めるものであった。しかし湯之沢下層住民の意向は必ずしも彼らに同調的ではなかったともいわれる。湯之沢部落は水平的なコミュニティではなく階層性や利害対立を内包する地域社会であり、部落の処遇をめぐる意志統一は困難な状況にあった。湯之沢有力者層は、染泉園「自由療養地区」設置後は湯之沢

どうか光田健輔肝煎りの「模範的」全生病院入所者から選ばれた⁽⁹⁵⁾。一方「自由療養地区」は当初構想された自由療養地から湯之沢部落の移転先に変質した。「要項」に従えば、本来生泉園はその全域を「自由療養地区」として設置されなければならなかつたはずである。しかし生泉園建設の主目的になりかわつた湯之沢部落吸収のためには、聖バルナバミッシヨと聖バルナバ医院が担つていた生活困難者や重病者の受け皿的機能と医療機関は不可欠であつた。「要項」が構想した自由療養地の最大の問題は、自由療養地という療養形態の選択を、「有資力患者」にしか認めないことであつた。そこで想定されているのは、扶養義務者の支援や自らの労働によつて一般社会と変わらない程度に暮らすことができる「有資力患者」のみで成り立つ非現実的なハンセン病者の社会であつた。しかし、現実の湯之沢部落は決して家を持って自活したり旅館に滞在して日々を過ごす「有資力患者」だけで成り立っているのではなく、多様な存在で構成されその間の矛盾や対立を内包した地域社会であつた。湯之沢部落を草津町から切り離して国立の自由療養地区とするためには、衣食住にも事欠く「無資力患者」(重症化して働けない者を多く含む)のために聖バルナバミッシヨが提供してきたものを代替しなければならぬし、草津町やそれ以外の外部の社会との関係性によつて成立する諸機能を国の責任において供給しなければならぬ。そのことをようやく認識して出てきた結論が、「自由療養地区」を内包する療養所という、それまでと本質的には代わり映えしない療養形態であつた。もはやそれは、救療機能も備えた自由療養地ではなく、療養所そのものでしかなかつた。実際、生泉園には有資力者ではなく、湯之沢での生活に行き詰つた困窮者から徐々に入所していつた⁽⁹⁶⁾。このときすでに聖バルナバミッシヨは病者の新規受入れを禁じられている。本章参照。

こうして徐々に切り崩されていつた湯之沢部落は、一九四一年ついに解散を迎えた。ただし解散にいたるまでの約一〇年間、一度も湯之沢から生泉園への強制送致はなされず、一九三二年法の「絶対隔離」法制としての強制力は行使されていない。

おわりに

然れども、草津に於ては伝染の事例を聞くこと、甚だ少なく(中略)以上の数例は現時草津の他に発したる癩病なり。然れども健全なる婦人にして数十年の久しき癩患者と同様して未だ癩病とならざる者あれば草津住民の癩病伝染を疑ふ又無理ならざる処あり(後略)⁽⁹⁷⁾

にもかかわらず、光田は「実に癩病伝染の説を知るものをして寒心せしむること妙ならず」と、近接した上町住民・温泉客への「病毒伝播」の危険性に警告を發し移転を主張し続けた。さらに、草津に滞在する病者が症状を輕快させて東京など都会との間を往来し、その間に市中に感染を広めていると考へ、これを問題視して⁽⁹⁸⁾いた。高野や光田らは、ハンセン病の感染・発病が容易に起こらない現実を目の当たりにしながらそれを認めることがなかつた。こうした「地域の経験」すなわち疫学的な事実を軽視したハンセン病医学の欠点が、近代日本のハンセン病政策の誤謬の本質にかわつていた。そして地域の側では、感染説には長年の経験を根拠とした根強い懷疑が継続していたにもかかわらず、逆にその近代医学の知見を対外的には病者排除に利用し、最終的にその目論見は成したのであつた。

「自由療養地区」内では、湯之沢部落の主要な生業であり、その経営者が実質的な行政機構を構成した宿屋経営やその他の商店経営が否定された。湯之沢で自活していた住民の「有資力性」は奪われ、「自由療養地区」は家屋を建てる金銭的余裕のある病者か一般入所者に比して比較的自自由な暮らしを営む療養所内区域にすぎなくなり、様々な社会的・経済的・政治的活動が展開する地域としての自由療養地の機能を持ち得なくなったのである。それは「療養形態」を重視して発想された自由療養地構想が、結局は湯之沢部落を草津温泉街から引き離すかという立地ありきの議論に堕してしまい、湯之沢のもっていた自由療養地としての社会構造を維持することに心が払われなかったということであった。のみならず、湯之沢部落解散は、単に国家が政策として自由療養地案をうやむやにし結局は療養所収容という「隔離形態」を選択したという以上に、現実の地域社会を破壊してまでそれを遂行したところに大きな問題性をはらんでいた。

草津温泉がハンセン病者を忌避・排除しつつも、その町内に湯之沢部落という形でハンセン病者を包摂し、関係を取りむすんできた歴史、すなわち草津町の「地域の経験」は、ハンセン病政策に生かされることはなかったのである。

第二章 注

- (1) 山本俊一「増補 日本らしい史」(東京大学出版会、一九七七年)、藤野豊「日本フアスムと医療」(岩波書店、一九九三年)、猪飼隆明「性の隔離」と隔離政策 ハンナ・リナルと日本の選択(熊本出版文化会館、二〇〇五年)、成田稔「日本の纏(らい) 対策から何を学ぶか 新たなハンセン病対策に向けて」(明石書店、二〇〇九年)。
- (2) 「山本一九九七」一五頁。
- (3) 「山本一九九七」三五頁。
- (4) 「山本一九九七」七六、七八頁。

(5) 保健衛生調査会は、一九一六年六月二七日、第二次大隈重信内閣の下で勅令をもって設置され、国民衛生の実情及びその不良なる原因を探求、予防制の方法を講ずるための調査を目的とする。第一部(八部)に分かれ、第四部が担当とされ、米田健輔も五名の委員の中に名を運んだ。一九三六年頃まで活動した(松田武「解題」『大正期衛生局年報』第一巻、原書房、一九三三年)。

- (6) 「山本一九九七」九三、九四頁。
- (7) 「藤野一九九三」二二、二三頁。
- (8) 「藤野一九九三」二四、二七頁。
- (9) 「山本一九九七」九八、九九頁。
- (10) 藤野豊編「近現代日本ハンセン病問題資料集成」戦前編第二巻(不出版、二〇〇二年)史料二「纏予防二四五ル件(内務省衛生局、一九二二年)中に収録。
- (11) 「山本一九九七」八〇、八二頁。
- (12) 「藤野一九九三」八六、八七頁。
- (13) ハンセン病問題に関する検証会議編「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」(財団法人日本連法務研究財団、二〇〇五年)六三頁。
- (14) 「資料集成」戦前編第八巻(不出版、二〇〇二年)は、帝國議会速記録からハンセン病関連議事を選録したものであるが、自由療養地に関する建議等はほとんど収録されていない。
- (15) 「山本一九九七」一六七、一七八頁。
- (16) 「山本一九九七」一六七、一六三頁。
- (17) 「藤野一九九三」二三頁。
- (18) 「藤野一九九三」二七頁。
- (19) 川上武「現代日本病人史―病人処遇の変遷」(泉草書房、一九八二年)、一九九、一六五頁。
- (20) 森修一・加藤三郎・横山秀夫・田中梅吉・兼田繁「草津湯の沢ハンセン病自由療養地の研究」I、V(「日本ハンセン病学会雑誌」第七巻第一・三号、二〇〇三年、第七三巻第一号、二〇〇四年)、および森修一「湯の沢部落と日本のハンセン病政策」(『現代思想』第三巻第三号、二〇〇三年)。
- (21) 粟生榮生「患者自治会編・刊行『風雪の故』(一九八二年)三頁。

- (22) 「入湯案内記」(発行年不詳「表2-15」参照)では、公衆浴場一四のうち六つが「癩に効能ありとするが、熱の湯」は効果がないとされている。また湯之沢開村に際しても、ハンセン病に最も効能ありとされた「御座の湯」の名称を貰い受け湯之沢に「(新)御座の湯」を設け、旧「御座の湯」は「白旗の湯」と改名した。(草津町誌編さん委員会編「草津温泉誌」第3巻、一九九二年、一九頁)。
- (23) 「草津温泉誌」第3巻、六一〜七〇頁。
- (24) この通説はたびたび言説されながらも史料の根拠に乏しいものであったが、後掲の「老助役」の回想からも事実を反映したものであろう(中條實俊「彌伝染の経路」財団法人癩子防協会、一九三五年、八頁)。「資料集成」戦前編第四巻、不出版、二〇〇二年、史料六九)。
- (25) ハンセン病者は旅館の「義堂」に泊まり、昼は部屋で点灸治療を受け、夜は入目を忍んで「御座の湯」に入浴するのが典型的な草津滞在の過ごし方であった(「草津温泉誌」第3巻、一〇四頁)。また、「草津温泉改良意見」(一八八六年七月八日付、「草津温泉誌」第3巻、一〇八〜一〇四頁)に、草津の現状は「浴客ノ多数ヲ占ムルモノハ天刑痲毒毒微毒ノ患者ニシテ何レモ人ノ忌悪スル処ナルノミナラス浴槽ハ軒眠シテ不潔ヲ極メ入浴スルニモ百病ノ患者天刑病ハ別ニセヨ入浴ニシテ垢屑塵汁汚濁スルノミナラス男女ノ別ナク髪ヲ浴槽ノ中ニ沐ヒ又ハ膏藥麻綿類ノ散乱スルヲ制スルモノナク為メニ槽底ニハ各種ノ汚穢物沈殿シ臭気芬々硫黄質ノ匂ヒト混シテ人ノ鼻ヲ擽チ健康者之ヲ曝クモ為ニ病ヲ発セントスル」云々とあり、多種多様な病に罹患した者たちで満ちた温泉場の凄惨な状況がうかがわれるが、ハンセン病者の浴槽はかうして区別されているようである。「草津温泉改良意見」は東京の宋知識人による草津温泉改良会への意見書。
- (26) 石倉重雄「久さ洋の志を里」(石倉重雄発行、一九〇五年、なお緒言は「一九九年」九頁)には「草津に行く者は、何でも癩病患者か、瘡毒患者ならでは行かぬもの、行かば飛んだ逆わくを受くべし」など、甲に伝えるに措き、遂には真の瘡毒、癩病の患者ならずむげ、該地に至らざる有様と成り、これが為に大に浴客を減じ、やや旧観を損し不禁盛の嘆声を發せしむるに至りたり」とある。
- (27) 前掲注(25)「草津温泉改良意見」は、草津温泉の改良のために衛生状態を改善し、「癩臭患者伝染患者」の宿じ浴場を分離することを求めた。
- (28) 「草津温泉誌」第3巻、八四〜八六頁。
- (29) 「草津温泉誌」第3巻、九三〜一〇六頁。
- (30) 光田健輔「上州草津及甲州身延に於ける癩患者の現況(其二)」(「東京市養育院月報」第三号、一九〇二年)。
- (31) 草津町が一九〇一年に編纂した町誌「草津町郷土誌」(草津町郷土誌「草津町有文書」による)。
- (32) 前掲注(31)「草津町郷土誌」所載。
- (33) 佐藤會平「草津町史」(佐藤會平発行、一九三八年)一九四〜一九六頁。
- (34) 齋藤清井「上謙「湯之沢部落六〇年史稿」(「シラ」第二巻第六号、一九四一年。以下「六〇年史稿」三九頁)。
- (35) 草津町自体の町域も拡大しており、湯之沢部落のみが拡大したわけではない。草津町誌編纂委員会編「草津温泉誌 自然・科学編1」(草津町役場、一九八四年)四一五〜四一六頁の町域図(伊藤ていじ作図)参照。
- (36) 「六〇年史稿」は「門が病者の足止めとして真に生ける存在であるならば湯之沢部落は或はその自称する如く癩子防法の根本理念に一致する隔離体を形成することになるかも知れない」としつつ、門の形骸化による「癩病混淆の弊害」が「保健衛生の見地より見て甚だ寒心に堪へざる」ため移転はやむを得ないと結論する(三三〜三四頁)。
- (37) 群馬県立文書館所蔵。
- (38) 「草津温泉誌」第3巻、一一七〜一九頁。
- (39) 「風雪の故」七五頁。
- (40) 貫民之介校閲・徳満唯吉執筆「湯之沢聖バルナバ教会史」(湯之沢聖バルナバ教会編・日本聖公会・聖慰主教会発行、一九二二年。本編の執筆完了は一九三三年。以下「教会史」六五〜六七頁)。
- (41) 山本よ志朗・加藤三郎「御座の湯口碑」(御座の湯口碑刊行協力委員会、一九七二年)二二頁。
- (42) 座談会「湯の沢を語る」(衆生楽泉園患者自治会誌「高原」一九六五年二月号)二二〜二四頁。また聖バルナバシヨンの発行の文芸誌「高原」には、一九三三年「区当局は窮乏せる財政建直しの為め街灯四十余個の廃止、各公設浴場除人の廃止、区書記の廃止を断行した」とあり、こういった各種公設整備にも湯之沢区の財源が使われていたと推測される(徳満唯吉「病母の船出は哀し」「高原」第三巻第一号、三頁、一九三四年)。
- (43) M・K氏より聞き取り(二〇〇二年三月)。
- (44) 「教会史」二七九頁。なお「教会史」においては「高〇徳」と記されているが、「風雪の故」には「高田傳」とあり同一人物と判断した。
- (45) 群馬県衛生協会作成。長島愛生園所蔵(愛生図書館旧蔵)。
- (46) 「風雪の故」八三頁。その類は数百程度であったとの証言が前掲注(42)の座談会「湯の沢を語る」中にある。
- (47) 光田健輔「癩子防禦滅の話」(一九二六年。藤楓協会編・発行「光田健輔と日本のらい予防事業」一九五八年所収)。

- (48) 一九二一年作成。群馬県立文書館所蔵
- (49) 「六〇年史稿」一五、一六頁。
- (50) 光田健輔は病者としての草津を「彼等事故ありて草津を去るも猶お久しく任事を追想し、恐々たるもの誠に故ある也、草津は実に癩病者の楽天地なり」と述べる。ただし光田においては「否草津のみならず、衣食住を供給して、彼等が路頭に彷徨するの苦を救ふ、癩離隔所は皆彼らの楽天地」(光田前掲注(30))なのであるが。
- (51) ジョン・エキム「終りの勧告」(高原)第三巻第一〇号、一九三四年)二頁。
- (52) たとえば聖バルナバホームズの随筆にみられる次のような記述を参照。「毎日退屈だらうね、遊んで食はして買うて」とは吾々に対して、世間の人々や村の人々からよく言はれる嘲笑的な言葉である」(廣坂美津夫「湯之沢雑筆(十八)」(高原)第八巻第三号、一九三九年)。
- (53) 「吾妻郡草津町会決議録」(群馬県立文書館所蔵)によれば、一九一六年度と一七年度の草津町の歳出入予算額はそれぞれ二一七、五八一・二〇円と二、五八一・六三円(他年度は不明)。聖アルナバミンジョンの歳出入総額は一九三三年度において一七、九五二・六円、最盛時の一九年度において一〇、三三四・四四円である。
- (54) 村田昇清「日本ニ於ケル癩病患者ノ措置ヲ論ズ」(中外医事新報)第四三四号、一八九八年)。第六巻注(38)も参照のこと。
- (55) 本多鶴孝「国家的解決を待つ癩病問題」(国家医学雑誌)第三三〇号、一九一四年。
- (56) 齊藤によるコメント(癩の救済及字問題)「日本之医界」第二五号、一九一五年)。
- (57) 内務省衛生局編、発行「癩患者の告白」(一九三三年)六〇頁、一四頁ほか。
- (58) 小松茂治「癩の社会的影響」下巻付録「癩患者の病理及心理の研究」(診療社出版部、一九三七年)二〇五頁。
- (59) 同前「癩患者の病理及心理の研究」二〇八頁。ちなみにこのときすでに栗生楽果園の「自由療養地区」が設置されているが、これは小松には自由療養地とはみなされていないことにならうか。なお藤野豊は「癩患者の告白」の分析から自治「癩村」建設望望者数を一六名と算定している(藤野一九九三)一九頁)。
- (60) 前掲注(30)。
- (61) 「資料集成」戦前編第二巻(不出版、二〇〇二年)史料一八、坂井義三郎編「本邦癩病叢録(抄録)」(酒会、一九一九年)中に収録。
- (62) 本橋三四郎(一八六八―一九五九)。群馬県吾妻郡岩島村出身。原町長、吾妻郡会議員などを経て一八九九年群馬県
- 議會議員、一九二〇年より帝國議會議院議員(民政党)。上野日々新聞社長、利根ホテル社長、群馬県農工銀行監査役、群馬バス取締役などを務める。当選七回、戦後も参議院議員を二期務める。
- (63) 「第五〇回帝國議會議院議事速記録」参照。
- (64) 「六〇年史稿」四六、四七頁。「六〇年史稿」に引用された帝國議會議院議事速記録の原典は、栗生楽果園自治会小林文庫所蔵「帝國議會議院議事速記録(以下「説明資料」)である。この書類は第四八、四九回帝國議會議会におけるハンセン病関係建議、請願や統計資料などを含む。
- (65) 群馬県議會議事務局編「群馬県議會議事速記録」第三巻(群馬県議會議、一九五四年)二七五頁。
- (66) 牛虎次郎(一八七九―一九六六)。富山県出身。東京帝大卒、内閣書記官等歴任後、岩手、群馬、宮城、東京県知事等歴任。東京市會議員、市長を経て帝國議會議院議員に選出。一九三二年癩予防協会の発起人にも名を連ねる。
- (67) 「第五〇回帝國議會議院議事速記録」参照。
- (68) 前掲注(45)。
- (69) 「第五〇回帝國議會議院議事速記録」参照。
- (70) 「六〇年史稿」四七頁。
- (71) 山本一九九七)一六〇頁。
- (72) 「風雪の故」一〇四頁。
- (73) 「六〇年史稿」四八頁。
- (74) 国立癩療養所栗生楽果園「昭和九年年報」(一九三五年)一頁。
- (75) 楽果園設置以降、自宅療養者に療養所入所を勧めるパンフレット類には頻りに「自由療養地区」の存在が宣伝されている。ハンセン病を病んだ作家北條民雄(一九一四―一九三七)が自由療養地区に移住する希望を強く持っていたことはよく知られている。北條は川端康成宛の書簡に草津への移住計画をたて、「申込」をしたと綴った。「毎月七円五十銭の入院料」と「家を買うのに七百円」が必要だと書いている(一九三七年三月四日付川端宛書簡、北條民雄著・川端康成・川端香里編「定本北條民雄全集 下」東京創元社、一九九六年、四四七頁)。
- (76) 山本と志朗、加藤三郎「御座の湯口健」(御座の湯口健)協会の湯口委員、一九七二年)二二、一三頁。
- (77) 「六〇年史稿」二八頁には「先の社会大衆党首安部磯雄等は議院や厚生省に其の陳情を取次られた事が屢々であったが容れられなかった」とある。

- (76) 「高原」第五卷第一〇号(一九三六年)消息欄。
- (77) 廣坂善津夫の著作「草津温泉湯之沢区」。「瀧部落」に安宿堂自來りて演説し大衆黨の根を据えて行きぬ」。「社会大衆党公認」を肩書して瀧患者は町会に立候補しぬ」。「湯之沢の瀧患部落の辻々に林候補当選御礼のビラ貼られたり」(引用者注・林候補とは自由療養村期成会会長の林祐忠を指す)。「高原」第八卷第二号、一九三九年。
- (78) 「六〇年史稿」四九頁。
- (79) 一九三六年二月付、林祐忠発行。「資料集成」戦前編第五卷(不出版、二〇〇二年)中巻八。
- (80) 「自由療養村の設立」資料集成」補巻第九卷(不出版、二〇〇五年)二三四頁。
- (81) 「六〇年史稿」二〇一、二二頁。
- (82) 須永好(一九四一、一九四六)。群馬県新田郡強戸村(現・太田市)の富農出身で、柳利彦や安部磯雄の著作に惚れ、一九二〇年強戸村小作争議を指導したことで知られる。一九二二年日本農民組合創立に参加し、日農群馬県連合会委員長に就任した。一九三七年四月に社大党所属の衆院議員となっている。
- (83) 須永好日記刊行委員会編「須永好日記」(光風社書店、一九六八年)二五七頁。
- (84) 一九三七年七月一日付須永日記には「草津に行き、下の町部落で講演し云々であるので、この際の湯之沢住民の意向を受けた疑義かもしれない。同一月十七日には「衛生局重田技師と会い、草津の纏医療につき要請」もしている。
- (85) 「六〇年史稿」一七、一九頁所収の「湯之沢部落住民所有土地家屋調査」参照。
- (86) 「湯之沢部落」主立者等八何れも該部落二相当ノ旅順其他職業ニ従事シ居リ或ル程度ノ基礎ヲ築キ居ル関係ヨリ移転ニ反対シ居ルモ中流以下ノ者ニアリテハ何等計画ナク聲口移転ニ依リ移転料其他ノ保護ヲ受クルコトヲ予想シ移転ヲ要望シ居ル状況ナリ湯之沢部落民ヲ移転、非移転ニ色別スレハ、移転反対二分賛成四分、中立四分(前掲注(45))「草津町纏患者ノ現況」。ほかに「この運動」(引用者注・一九三六年の移転反対運動)も何等の成功を見ることなく反つて反感を醸成するの傾向さえあつたと謂はれる(「六〇年史稿」五〇頁)。
- (87) 前掲注(24)八頁。
- (88) 貫民之外「コンウオール・リィ女史の生涯と偉業」(コンウオール・リィ伝記行会、一九五四年)九七頁。
- (89) 「教全史」一七三頁。
- (90) 鶴田一郎「纏桿菌感染及び発病と病的素質との関係に就いて」(「レゾ」第六卷第六号、一九三五年)。
- (91) ハンセン病に罹患しやすい体質があるという学説。本書第五章を参照。
- (92) 高野六郎「草津物語」(高野「医者の黒煙」輝文堂書房、一九四三年)五三頁。
- (93) 前掲注(30)。
- (94) 光田「明治四十二年以後には草津に於ける纏患者は如何に処置せらるべきや」(「東京市養育院月報」第九号、一九〇八年)。
- (95) 光田「東京に浮浪する纏患者」(一九二〇年。「藤協会」一九五八)所収。
- (96) 藤野一九三二、一〇〇頁などを参照。
- (97) 「風雪の故」一一〇頁。国立療養所栗生泉園「昭和九年年報」(一九三五年)の「患者の概況」にも、「本園は其の開所に当り、草津町湯之沢区に居住せる患者より直接入園の申込を受け收容したるもの多く、従て其の過半数は何れも盲者又は重症者にして、現在收容患者百八十二名中症状の比較的軽微なるもの僅かに四分の一を出でざる状態なり」とある。

隔島の島に生きる 続 3、3の出版版(2011) PP 98-195

一人一題「最近の愛生園」

一人一題「最近の愛生園」

昭和九年十月五日募集同十二日締切

一人一題

最近の愛生園

最近の愛生園応募原稿種別

募集数 九六四 昭和九年十月五日現在入園者総員数、

応募数 二九四 但一時帰省者差引セルモノ

内訳	題数
感想文 二六八	五
詩謠 一七	二
短歌 四	五
俳句 二四	三
都々逸 五三	二
川柳外雜 三〇	二
白紙ノモノ 六	二

○柳外雜 三〇

○都々逸 五三

○俳句 二四

○短歌 四

○詩謠 一七

○感想文 二六八

二、二六、二五、八七

二、二四、一九

一、一六、一五、一五七

二、四、一七五

一、三、八、二、一〇、二〇、三〇

二〇、八、二、二、二、二四

二、五九、八、二、二、二、八

十坪住宅の設備無かりせば、かくも長島としては、多数の病友諸君を迎へ、共に語らふ機会は与へられ無かつたかも知り難ない。外島復興の前提として、此の望外の喜びを、此の気持を、再起されんとする外島の諸君にお伝へする次第である。

●「欄外3」楳の笑

「最近の愛生園」の募集の出た時、さすがは愛生園だと思ひました。別に何にも書く事は有りません。職員さんが方が親切にして下さるのが私の様な一人はつちのものには何より嬉しいのです。どうぞいつまでも変わらず、親切にして下さる事をお願い致します。募集の目的とは答が違ふか分りませんが、一言書かせて頂きました。

●「欄外4」海山谷子

この頃少しくハナになつて来た様に思はれますが、別に不自由も感じません、感謝致して居ります

●「欄外5」松

いちいち大家族が大人にやえました、大寮園長さ

感想文 一 二六八篇

●「欄外1」〔無記名〕

欲を言へば私にも一ツや二ツの希望もあります、否、数限りもなく出て来るかもしれません。然し、真に私達一人々々が自分を持ち返り、癪と言ふ字について認識を深めれば、今の愛生園に療養してゐては、恐らく一点の非難すべき点もなければ、不服を申述べる必要もないと思ひます、要はたゞ「自己を知れる」と言ふ一語によつて、最近の愛生園生活は感謝であると思ひます

●「欄外2」ひでを生

過日の大風水害に壊滅の浮き目に遭つた外島の病友七十八名を我等は迎へた。隣境の地なれば、生存者の方々全部をお迎へする気持はあつたけれど、超満員の時として一部に過ぎない。さはれ宿命の外の病友のみを迎へつ、ある我等の十坪住宅に他の既設療養所の天災に呻吟せる人達を迎へた事は特異性であり、予期せざる喜びである。

●「欄外6」◎林由貴子

人も氣われる事を思ひます、それを思へば家族が仲よく暮すよと思ふばかりです、ほかには何も思ふ事がない家族が十五夜のお月様のように、いつもまろく暮したいと思ふます

秋の日の午後、私はふと少年舎の前にて歩をどめたと「このお山を開こう、そしてお家をたて、こゝにお道をつつようヨ
「う、ん、そのお山駄目だい、小ぢやいから、人がたんと入らないや、こちの大きいお山を開こうよ」この他愛ないまゝのごと遊びの問答を思はずび笑をもらした、世に悩み苦しむ兄弟を迎えんとする私し達の思ひが此のかれんな子供達の頭にもあるのかと思ふと鳥の行く末が如何に大きく楽天地になり行くかを思はする、私は一ツの大きな希望にグツと胸が鳴る、そして生き行く身の幸をつくべくと感じた

突然、園長の笑ひ声と同時に多勢の參觀人がにこやかに行く、子供達は皆一せいに起立しておじきをした、しだいに遠ざかつて行くつ音……それにあびつたりと

あつてどこからともなく静かにもれ聞える開た^{〔扉〕}の歌が、いかにも我等の幸をましくわえるかの如くに一面に流れてゐるもしは嬉しさを増す

●「欄外7」〔無記名〕
ワハクワイヤミ^{〔イ〕}ノヨル^{〔イ〕}ンカラ、ナイテワタルクタクシヲ、アインナケケテスクワレテ、アカルイコノヨニテラヒかれ、イマワチントモレシヨ^{〔イ〕}ナク、タガ^{〔イ〕}クアリガタサトラモウバカリテアリス、アインナケケケイイテケサルマデ、以上

●「欄外8」〔無記名〕
心の底から悲しいとも寂しいとも嬉しいとも苦しうとも思はず、希望もなく失望もなく、たゞ大河の泡沫の如く流れのま、に身をまかせてゐるやうなもの……^{〔イ〕}いきはひ現実より遠く離れ去つた色彩に富んだ過去の世界に思ひを獻せて、うつら^{〔イ〕}と日を送つてゐる我馬鹿者は、現在の愛生園の生活に対しても同じく、深い感激もなければ、切実な感謝の念も^{〔イ〕}起らず、たゞ自分が生きてゐることを感じ、生かされてゐることによつて、何もの

の如く入園者は多数にて定員満員の状況を見るのは最もも歡喜に堪へざる大生命で在ると共に、今後一増奮闘努力して益々前途有望に進まなければならぬと思ふ。今や我が園内は園長様を始め職員^{〔イ〕}の御尽力と患者の共力に寄て益々新築拡張^{〔イ〕}を進みつつ^{〔イ〕}在る事は言ふ迄もない。やがて成律^{〔イ〕}のあかつきには總大なる愛生園に成る事と思ふ。又園内は「日々」^{〔イ〕}将来の発展と共に一般の作業も改善されつつ在る事は斯く申迄もないが、中にも日常の誤案として文芸の如きは我等の一番樂もしく興味深い、斯く甘らざる文芸なので在る、此の趣味在る文芸の如きも、皆諸先生を始め社会の有志の旁々に寄る物と深く感謝致す次第で在る。終りに望んで、我が敬愛愛生の諸兄弟姉妹君よ、園の為、國の為忠実に勤勉で今後一増共力一致奮闘努力して、自己の自分を尽されん事を切に希望して止む得ない次第で在る。終り

●「欄外11」葛澤多
或る日、私は風雨にたはされながらも美しく咲いたコスモスを見てこんなことを思った

一夜の風にもぐざんにたはされたコスモス、あの可れんな

にか感謝したい気持ちがあるのみ、たゞ何ものにか…

●「欄外9」小村輝子
私達の住む愛生園
社会よりの温き同情と限ない喜びに満ち溢れつつ、楽しい明るい余生を何不自由なく送る昨今、未曾^{〔イ〕}田の大水害に逢ひし外島の同胞を今此に迎へ、逝きし兄弟姉妹を悼みまさしくと目に映れる如く物語る災害を思ふ時、私達は如何なる事ありても、其同胞^{〔イ〕}を救ひ、又世に悩む方々に出来る限り此の幸を「只一人も多くに」分ち度と思ひます

●「欄外10」〔無記名〕
秋は働^{〔イ〕}く^{〔イ〕}此の好気節に心を堅く引締めて身体^{〔イ〕}の為、園の為、大いに奮闘、大いに努力したい我等の前途で在る。要するに我が最近の愛生園を横視し見るに、開園以来歲月今尚淺き今日にも拘らず、今は全く保育部入園者を合せて一千余有人の兄弟姉妹の仰^{〔イ〕}へる事の出来たのは、諸先生は基より、職員一同の犠牲的尽力と我等同胞の努力に寄る物と深く信じて止まない次第で在る。斯

らう
我等もコスモスと同じである
神仏もないと思ふ程の不幸なる病者となり、親兄妹にすてられ愛生園児となった、然しコスモスの如く其の致命的災難にたわまず、病者は病者としての生命に清く清く美しくしき路を歩めば、親兄妹は言ふに及ばず、如何なる人でも愛の支柱をたて、楽しい人生のはんりよとなつて呉れるであらう、現に私等はおそれおほい、ことながら土皇太后陛下を始め、園長さん、諸先生、看護手さん、看護婦さん等の力強い支柱を得て居るではないか、お、そうだ、私等はすべてを美しく見、清く清く暮らす可きた

●「欄外12」愛の島子
非常時日本、非常時愛生、生よ働け、遊んで暮すは

ぼくこの長島の園がだんだんさかえて、しまいは十人も二十人もなつて、長島は一つの町になるやうに、ほとん少年代わつて、大いにはたらくとおもつています。

●〔欄外19〕松田肇男

間のご感想を申し上げます
衣食住共今の処何の不自由もなく、総てに於て何等不平ありません、誠に円滑なる日を送つて居ります
又朝に夕に園長殿、林先生外先生方并係員、看護婦に至る迄御愛しきにも感謝して居ります
(ふるさとを泣いて別れし吾々も共に喜ぶ今日の楽しさ)
右者古郷の有志諸氏及家族親戚に至る迄通知しましたので、皆様から其れは思つたより良かった、何事も園則を守り、先方生方の命に随ひ養生して一日も早く帰村を待つ、と云ふ文面の書状や葉がきが沢山回答になつて居ります

福にたのしくらして居ます。
其れから愛生にわせつがよい、風景も又一だんといので、又園長先生の心せつと、かごふさんたちがいると良いぐわいにしてくださるので、患者が多くはいるのわ当然だと思ひます、又愛生に多く患者がはいればはいるほど、直一そうせつがひつようだと思ひます。

●〔欄外20〕澤敬之

最近の愛生園に送いて一つ感相を書きます。
あ、なんとシエラ患者のろふべき運命で有りませんか。一たび此の病になれば一家お悲さんじな有様になる。返つて行くで有りませんか。それに世間の人からわきまらわれたたりする、こんならうべき病が他にありません。今ごろわらうよりよう所があつて、患者が幸福に暮して居るやうになつて居る。僕が今現に愛生にはいて幸福に暮して居ます。愛生園は今より三年ぐらい前に出来たやうである、其の三年の間にはや一千人をこえるほど患者がは入つて来ましたが、それらの患者さんたちわ社会で世間の人にきられ、しやげられずじやうとされ苦しむ思いをして、最後に此の愛生には入つた物と僕わ思つて居ます、此の愛生には入つた人は皆幸福にたのしくらして居ます。

●〔欄外13〕〔無記名〕

大ざいだ、我等は祖国を清める為ならば、我が身の苦を忘れ去うをいだきて祖国をあとに、眞の親兄弟と別れ、犠牲の心ろは、尚高鳴る、昭和四年六月〇日、愛の身筆の文書たより、何んの不安もいらぬ、文を頂き、親兄弟共共に喜び満ちて、出家は安く笑で別れ、生れ故郷をあとにして、愛生丸にと迎へられ、消毒着すがたや拾取名方々に迎へて下された時、多くの言葉には大愛のこもつて居ることと思つ時、感謝せずにはわれなかつた、本当に其の先生が私を見まもつて下ることを思つ時、決して永遠に忘れる事は出来ません、此の大愛はいつまでもつきない私共を見守つて下さいますことを信します、私共病苦こらへ、先生方々看護師婦さんに心配の掛ぬ様につ、しみ合うことを心からちかつかつて居ります、又園長さんをお初め、先生方々の大愛の満ちたお顔を拜見する時に、私の病苦を思われで一大家ぞく共々に楽しいはしせんはに浮れて参ります
海の色松の景恵みにと人の情けも共々に満ちけり

●〔欄外18〕〔無記名〕

最近ノ愛生園ハヨク発展シ、又入園患者モヨク目ザメテ何ヨリ喜バシキ事アル、尚今後一増以上ニ發展セシ事ヲ折ルアル、尚モツトノ開拓シテ一人モ多ク入園セシ事ヲ折ツテ居ル、且シ食糧物ハ今迄ノ様御願シタイ
●〔欄外17〕愛に生る男
最近ノ愛生園ハヨク発展シ、又入園患者モヨク目ザメテ何ヨリ喜バシキ事アル、尚今後一増以上ニ發展セシ事ヲ折ルアル、尚モツトノ開拓シテ一人モ多ク入園セシ事ヲ折ツテ居ル、且シ食糧物ハ今迄ノ様御願シタイ
●〔欄外16〕若葉
不足なし
のしいところあります
●〔欄外15〕北島一郎
最近の我等の楽園なる愛生園は私としてはひじょうにた
●〔欄外14〕〔無記名〕
かんしやく

●「欄外30」白菊
コレヲ満足クシテナイマス、ヨロシクデス
●「欄外31」鳩舎愛生同人
遠島の如く直感して聞くに恐怖し、皮膚に粟を生ずる位悲泣して、且又愈々鳥行きと決定してハ死地に望むか
の如く、悲観して身も心も生けるしかばねのそれに異ならず、虎の頭に望む小児の様に、しほくとして周囲と環境に余儀なく、絶対的絶命的に私も収容された一人で、其の私が今は感謝と感激の日常生活を送って居ります、上ハ一天万上の大君の御みいづを一規同仁に仰ぐ事が出き、畏くも皇太后陛下の御めぐみを独専的に浴し慈父の如く慈母の如き、将又兄姉の如き深き厚き愛の御手に護られて、安住の樂土に過去の暗黒の世界より更生して生きる喜びを享樂する光明の世界に生活して、それが国家社会に対する報恩となる私共同病者の務めと思へば、世の同胞の一人でも多く此の欣びと共にせらん事を祈る物です、感謝々々の感激こそ、私の眺めた愛生園の姿であります

徘徊せる者、暗い倉の中に閉ち込られた自宅患者を、手を抜けて待つてゐるのだ。早く自覚して来たれ。理想郷の懷には眞善美のライトが満ちてゐるのだ。小鳥が唱ふ、發嘶たる音が明ゆる。松籟が耳に觸る。波のリスム、陣の聲、磯千鳥、こうした思まれた、天地に余命を送つてゐるのだ。いら立つ心は毫もなく、優美な心で詩を詠む。詩は私共の魂の声だ、噫理想の天地よ。

●「欄外32」小山善々子
「何となく世間の春の恋しけれ」
私はかりで無く誰しも自由の翼を以つて活動したいのは常の人情だ。社会は恋しいものだ。然しそれは私の弱い心である。真に國を愛する、社会を愛する心なら何処までも堪え忍んで限られた天地に住まなければならぬ。私は世人に訴ふ。私共は希望を捨て、親兄弟妻子と別れ、社会を離れた犠牲者である事を。噫ゾラは伝染なるが故に。
「生きてゆく病思ふなり瀬戸の月」
世人よ、是を理解して私共の病と闘ふ雄々しい人間である事を折つて下さい。私共はかゝる苦みを体験してゐる下賤な人間である。が故に今後一人たりともこんな醜い病癩に冒されないうやうに泣いて折つて居ます。悲哀のどん底には尊い涙がある。愛の花が咲いてゐる。勿論当園は砂漠でない、詩けば生へる処の潤ひのある土である。理想郷である。同病共に憐むとは宜なる哉。
「天恵に住むこの島ト草萌ゆる」
如來の惱める者に手を抜けて待つてゐる如く、理想郷は

●「欄外33」宮部晃
戀者は悲慘だとい□人生悲慘の極だといはれる。従つて□癩瘵所ほど陰慘憂鬱、沈淙廢頹の存在はないと未知の社会人は挙つて断定してゐるだらう。否、人事じやない、斯くいふ私も最近まで全くそれであつた。だから癩の宣告を受けて以来、療養所などてんで考へて見る勇氣もなく、癩即死と観念して悶々の日を送つて来たものだつた。然るに愛生園の人となつて全く意外に感じた事は、園全体を蔽ふた極めて明らかな頗る活動的な雰圍氣の存在である。恐らく之くらゐ來園者に奇異の感を与へ、未知の社会人に不可解な点はあるまいと思ふ。
さて何がそうさせたか。行き届いた文化設備並に生活

様式もたしかにその一因である。親身も及ばぬ職員の献身的愛護も勿論有力なる原因である。が、しかしその根源は癩者なるが故に忍ばねばならぬ悲痛深刻なる数々の強迫觀念から完全に解放せられて、狭い作らもこの天地に全人格的に行動し得る再生の歡喜と、之に対する深甚の感謝ではあるまいか。
深刻なる苦惱の体験は、其の人の社会観・人生觀を根本的に一変せしめる。過去を葬られ、將來を封じられ、且つ又社会に容れられない、一見生甲斐なかる可き病者も、安住の新天地の発見により、更めて人生を再考する余裕を生じ、限られたる宿命的な環境に於て、自己の生活、生命を、出来るだけ有意義ならしめやうと努力する。そこに希望が生じ、活気が湧き、笑ひが復活し、明朗が再現する。
慘憺たる過去への追想は、新生に対する真心の感謝を誘発する。感謝の念は物質的に足るを知ることを教へ、精神的に向上伸展することを要求する。かくして自覚更生せる病者を中心に、社会の理解、施設の完成、職員の燃ゆる人道愛等一丸となつて世人に意想外なる活氣明朗の不幸な樂園が生れたのではあるまいか。

●【欄外41】八太郎
今や日本も非常時に際して突進している。実社会並みに我等が愛生園も危機なる非常時に直面している。然しながら国家の非常時は外交はかりが非常時ではない、内外ともに非常時であると思つてゐる。斯うしたなかに思われつゝも直まれない我等が住居の非常時を見る。大阪に於いて斯うした大風水害にて食も満足に与へられずにしたが、図らずも好手段に依つて各所に収容され、衣食住だけの心配はまぬかれた。

我等が愛生園も一日と拡張されてゆくのもほんとに喜ばしい現象であるが、然しだ、もう少し内外の事に就いて考へ収容して貰ひたいと思ふ。何人多く収容すると、我等の病者を救ふのだから嬉しいが、衣食住に満足を与へてからにして欲しい。此の頃の食事を見て下さい。職員達は何も知らないだらうが、毎日の様に南瓜、馬鈴薯では全つたく豚回然である。少し銅ひ手が良かつたら腐つてはいるが、我々よりはうまいものを食つてゐると

●【欄外40】〔無記名〕
食事をもう少し美味くして頂いたら何も平は有りません

●【欄外39】和本健
見えるが進歩がない、進歩ない所に闘争がない、我々が芸術をやるには闘争なくては進歩はない、このやうなつだけしかない集りに対して誰れが闘争の熱意を持つか、まづ老人でかためられた会がなんになる、進歩しては行かないと云ふ方針が愛生園らしい家族主義かも知れない、その大家族だなんと云つて、あの患者の死んだ時の葬式の仕方はなんであるか、丸で豚か牛をかたつける調子ぢやないか、私はこれを見たときに、こゝで死ぬべきところぢやない、愛生のためなんて尽すべき所ぢやない、墮落せよ、ばくちを打つてと云つてあるやうだ、あらゆる社会から迫害された者にとつて葬式を立派にやること一つなくさめではあるまいか、宗教狂はあまりに宗教に酔つてゐてなんにもならぬ

もつと新しい意志を持つ青年を作れ、徒らに社会の訓練所やうな外形模倣なんかしてもなんにもならぬ、こんなことをすることは偽善を作るばかりだ

ほんとう人間は如何なる人物を云ふのかまづ知らせてやりたい

●【欄外42】第二小
第一 食生活改善の希望
愛生園の食事はいさゝか下等に失すると思ふ、麦飯は止むを得ないといへ共、菜をもう少し高上させて貰ひ度い、時々人は人間の食する價字はなき如き感ある物すらある又もう少し材料に注意すれば良いと思ふ様な点もある、人間の本能は食欲と性欲にあると思ふ、團当局の一考を希む

第二 職員の官僚的傾向あるを誠む
職員の一部には極めて事務的にのみ物事を解決せんとし、愛に乏しく融通のきかぬ者あり、これも一考を希望すなり

●【欄外43】〔無記名〕
一、ボサイを人間なみな物を食はせる事
一、ゴラフをもう少し見せる事
映画 浪花節 等々： 以上

察する。職員達、目覚めて呉れ。我々を豚と思はないで、腐れてはいるが、人間として住居として欲しいとね。

●【欄外42】第二小
第一 食生活改善の希望
愛生園の食事はいさゝか下等に失すると思ふ、麦飯は止むを得ないといへ共、菜をもう少し高上させて貰ひ度い、時々人は人間の食する價字はなき如き感ある物すらある又もう少し材料に注意すれば良いと思ふ様な点もある、人間の本能は食欲と性欲にあると思ふ、團当局の一考を希む

第二 職員の官僚的傾向あるを誠む
職員の一部には極めて事務的にのみ物事を解決せんとし、愛に乏しく融通のきかぬ者あり、これも一考を希望すなり

●【欄外43】〔無記名〕
一、ボサイを人間なみな物を食はせる事
一、ゴラフをもう少し見せる事
映画 浪花節 等々： 以上

●〔欄外44〕早耳新聞
何事も十分ナレド。フロ行キ。セツケンラケ月二吉
個イタベカシテ下ザサレ度シ

●〔欄外45〕〔無記名〕
御馳走日にはなる可く汁粉を食へたいです

●〔欄外46〕〔無記名〕
此の頃の食事一寸まづい様に思ふから、何とかなりませ
んか、タイフラインを少し多クナム

●〔欄外47〕〔無記名〕
近頃食事がまづいから、たのむ

●〔欄外48〕〔無記名〕
此頃大風子が多すぎてこまるから、少しにして下さい

●〔欄外49〕〔無記名〕
「料理法の知識を以て傳達せる炊事職員を求む。」

入園以來□を経るに従つて、□外に充實せるに難かな
いものは少いと思ひますが、只一ツ残念と思ふ事は各集
会毎に時間の勵行されてゐない事であると思ひます

●〔欄外51〕〔無記名〕
私達人間にはいろく次から次に欲望が湧いて参りま
す、ですから眞の幸福を味ひ日々感謝の生活を致さうと
思へば、先づ第一に精神状態を變更せなければならぬ
と言ふ事は少し思ひ深い人であれば誰しも存じてゐる
事と思ひます、多くの人々は先づ境障が違へばとか、立
場が変れば眞の幸福が得られるもの、感謝の生活が出来
るものとのみ思つて一生の間を不平を言ひ、失望を感じ
つゝ過します、特に私達の如き病者に採つては境障的に
は置かれたいもので、霊的に目覚め、物質的不
幸を拂つてあまりあるものを得なければなりません
その点に就きまして、園全体の一人々々が宗教的に目覺
めると同時に、園当局に於きましては宗教団
体を援助しなければならぬ下されば、幸福と思ひま
す

一、愛生園入園者にとつて目下への重要事は食事改善問

題である。今日もジャガ、明日もジャガでは、変化のな
い千変一律のお菜。見たただけで食欲は起きず、うなだれ
て仕舞ふ。今日もジャガかと言つては食へもせず、不潔
鐘へ棄て、仕舞ふ。実に勿体ない話である。私達はジャ
ガを嫌ふのでない。ただ、単調なジャガの煮つけに飽く
のである。同じジャガでも料理法を違へただけで天と地
の相違が出てくる。特殊の宗教家はともあれ、無聊に吉
しむ我々私達にとつてのせめての喜び、希望は食事であ
る。天長節・クリスマス・正月等の祭日が待たれるのは
羨つた御馳走が頂けて、祭日気分が充分に充ちたれとい
ふ希望がある為である。ジャガイモ、漬物(コーコ)が
何故に勿体なくも不潔鐘へ棄てられるか。猛省して頂
きたいと思ひます。

●〔欄外50〕〔無記名〕
くつふるへてゐる。可愛相である。

●〔欄外52〕安立米二郎
私しは入園後、今日が浅いので、郷里の事が頭より離
れませんが、又一方には此んな楽しい所は無い様にも感じ
居るので有りませ、皆病友なので誰に我病気に付ての遠
慮なく生きて行けるのです、今の処只病人の看病且なく
さめて居り、又働くと云ふ故に大いに楽しみを感じるので
有ります

●〔欄外53〕田夫野人
其の感さえ取れぬ事が出来たら、如何なる命令にも服
従し、且又愉快に生きて行かれる事を信じて居る者で有
ります
其の感さえ取れぬ事が出来たら、如何なる命令にも服
従し、且又愉快に生きて行かれる事を信じて居る者で有
ります
其の感さえ取れぬ事が出来たら、如何なる命令にも服
従し、且又愉快に生きて行かれる事を信じて居る者で有
ります

僕の見たる愛生園の農業

僕は此の愛生園の共同農園に対し一言感想を述べたいと思ひます、一体農業と言ふものは作物を作るに責任をもつて我が子を育てる様に保育し成長する所を見る所に面白味があり、又楽しみがあるのでは無いでしょうか、そしてこそ良い野菜が出来る事と思ひますが、残念乍ら今日の園の常体は主任一人に全責任を負はせて有る為めに各従業員は只労力の報酬のみ論じ、作物の保育と言ふ事は取り勝の様です、農業の好きな従業員が有つても保育に力を入れさせない様になつて居ります、又主任は重い責任を負され、従業員は思う様に働いて呉れないと言ふ有様で、これでは良い野菜は出来る道理は無いと思ひます、僕は農芸部諸君にかく呼びたいので有ります「只報酬のみ欲して作物の保育に無關心なる農夫に、良い作物が出来ますかと」そこで僕の考では農芸部員にそれ〴〵或る一定の場所に責任を持たして、肥料及び種子はそれ〴〵分配し、各々自らの考を作物の保育に注ぐならばお互に力が入り、良い結果になりはしないかと思ひます、それは毎秋の評会でも各々二点三点と出品すれば園内の部でも賑に成る事と思ひます、従来の品評会は園内の品評会だけでなく、園外の品評会の感じが致します

身をもつて一逸く御見舞下さつたとは、かく迄私らの身の上を職員方は心配してゐて下さるとは、あゝ今日迄徒に安閑として暮して来た私は少も知りませんでした、今迄「のおるかさ」を悔ゆると共に、こゝに厚く感謝致します

- 〔欄外55〕石堂
一、外灯が何時迄も点ノテ居ル事カアルガ、当直ノ方ハ
氣ヲ付ケテ消灯シテ下サイ、才願致シマス
一、月二回位ノ娯楽カラヤンヲ貰ヒ度シ(映画・浪花
節、等)
一、非常時愛生園モ収容定員突破委託者ヲ入レテ二百五
十名位ニナルノテアルガガ、結構ナ事アル、我等同
胞ガ社会ニ苦シムテ居ルノヲ思ハ、室ガ少々不自由
ニテモイカライ一人ヲモ多ク収容シテ下サイ
一、只感謝アルノミ
- 〔欄外56〕魔の爪
提議シテ見タイ事
綿打返機ノ新設

●〔欄外54〕宇津木九子
先日ノ風について
如何に有為軼愛の世の中とは云ひながら、一夜の風に我
が住ひが修羅の巻に化し、昨日に變る今日は罹災民とし
て災厄に倒れし救多の友の亡骸を残して西に東に或ひは
南に惜しき袂を分ちあねばならぬ運命に弄ばされし外
鳥の兄弟姉妹に深く同情致します。此の日鳥でも夜にな
りて風は一増つり、その上雨さへ加り全く大暴風雨とな
つて、二十一日未明にかけて風いかり波さびび、その
物壊さは驚へんにもなく、雨戸を押し居た両手も今
は芳れて最早せんすべも無く、これ迄と成行に奏せて居
ました、何時やむとも知れぬ風を不気味にき、乍ら誰も
黙して語らず、不安に沈んでゐる折柄、門先にかす〴〵
かに誰かを呼ぶ人声に一同はいぶかしく思ひて耳かせば、
風に声さへぎられて、又一声やがてそこにツト白きもの
が現て「皆さん、お変わりありませんか……ずいぶんひど
い風ですね」と小川先生の声でした、一同はあまりの嬉
しさにに只先生の姿を見つめるのみで、答の言葉すら出
ませんでしたが、此の風の真最中に、しかも可弱き女性の

即ち洗濯フトンノ根本的衛生ノ為(肩、焼の急ト思ヒ
マヌ)
要求ニツイテ
婦人ガ男子ノ部屋ニ來テ公然ト食事ヲスル如キナト断
乎トシテ嚴禁シテイタイキタイ
●〔欄外57〕〔無記名〕
御尋ねの最近發生なる物評する資格無之候は略之、感じ
たるま、三甲上候
近月沢山収容也候大阪患者、一般生意氣に御座候、大阪
に比して治療・食物等の不平等盛んに申居を聞き申候
礼拝堂等にて良く注意する様特に申上候のみ
●〔欄外58〕M
愚生は衣食住には満足してよこんで居る次第ですが、
世は真にスピド時代、又非常時〴〵を適面^{てんめん}にひかエ、
それのみならず医薬も進歩して居るとは言へ、始病者の
治らん病いとは、實にアキマ難い。
又何の望みななく、無駄にタダ食いつくし、気永に死を待
つ身のイタラシさ……なんとか考慮を願ひたい……。と

いつて先生や職員が悪いとは言ひません。外科や余病に手厚くして下さるには感謝して居ります。井戸中の蛙でセマ運名を知らず、不自由の身を助け合

入園致して見れば、同病者の多さに驚きました、多くの病者のすくはれる世界、医学は何故に薬を発見しないのでしょ、此れを思うと涙が出たかたが有りませ

●「欄外59」藤後平久郎
会長選挙投票ノ仕方ヲ、私ハ現方法ニヨラス、即チ現各

我が愛生の一大家族は、当然読書の範囲も広くなり、人によつて、或は宗教的書籍、或は大衆的読物、十人十色で種々なる書籍を必要とします。然し最も多く読まれるものは大衆的な新刊書籍だと思ひます。遺憾乍ら我等の図書館には、そうした書籍が少ない為、常に図書館には興味のない書籍だけしか残つて居らず、自分の読みた

●「欄外62」高橋彦一
私儀入園致しましてまだ日教淺き為め、郷里の事頭より離れず、ことに母上も同行なれば、只なやむのみ、しかし皆病友なれば心安きは此上なき樂みを感じます

會長殿

ます

我等一同、光の村の舎一日も早く出来、同行一同起居する事が出来ましたら、また楽しく暮せる事と思つて居り

ル故、前日位配布シテオクコト。『現會長ガ用紙ヲ集メ

テ、ズルイ人、舎ノ為ニ等少シモナラヌ人トハ知りツツモ、仕方ナシ、ホンノ情実ヲヤツパリ現會長ノ名ヲ書イ

テ渡スコトガ多クアルコトハ、皆唯シモガ痛感スルコト

●「欄外61」只野凡児
近時、未曾有の大風水害にて外島の病者數十名を迎へた

●「欄外63」瓜野種雄
三年六月で無期見置と患者を合せて収容人員が千人を突破した裏には、涙ぐまじき職員の活動と同病愛に燃ゆる患者の犠牲的精神の潜む事を見逃してはならぬ。定員

七百三十二名の処へ現在九百八十九名の患者を収容して居るのである。……十二畳半に八人の現住者の他に、幾人か宛外泊の有籍者があるといふ程、住宅に狭隘を告げて居るのも無理からぬ処である。更に今年度の予算内で二百五十七名に糧食を割愛して行く為め、毎日の献立が

在の愛生園は確かに右の点に就き、他の療養所に比して劣ることも勝れて居ない事が事実であると共に、ナト利き過ぎた無理に折々聞く不平の声も「此際だ」の声一語に鳴りを静めてしまふのも又事実である。一然し患者の美德は此処に在ると私は思ふ。若し一大愛生の夢実現の夢が無く、園長先生殿を家長とする職員と患者を打つて一丸とした大家族精神が無かつたなら、患者はもつと裕かな生活が出来る筈だが、それも棄て、かゝる愛生スビリットこそは、馳て実現するであらう一大ユートピアの夢に生きるからである。一而して此の夢は一大家族主義の

徹底によりてのみ、永久に破られぬ事を私は確信して疑はぬ者である。

●「欄外64」ウララ

私は最近の愛生園に就て常に痛感し心に願ふ事は、少年舎をモツとホームの雰囲気において頂きたい、現今の少年は四十余人の四・五才から十五・六才までの腕白盛り、特に「母」の愛を要する尤も大切な時期にあつて、青年の方を御父さんとして、少年訓練だけは□□でせうが、母の愛のないため片手落ちの教育となつて甚だ遺憾にたゞません、此処に教養ある軽患の男女をもつて(夫婦者)母性愛を充分に与へたく、殊に少年は母を慕ふものである事においても教育の能率は上と思ひます、賢明なる当局者に御願ひしてみたので御ざいました、妄言多謝

●「欄外65」木村幸次郎

健康の生命は入浴である、享楽の原因は入浴と離れ難い、拡張と共にしての事業は皆増大されぬが、而し四百人定員の時設置された浴場に至りては今日千人突破の

りにも「我等愛生者たる者は」其の日々を「ただ」べんくとなす事なしに其日くを暮して居る事はなほ、
なほだいかんにたえなさいだいである、最近の愛生園はややとすれば社会の同情者にたいし、土皇室をないがしらに致しがちである(シヨク員)にして、病者にしろ、今すこし(ぢちよう)なすべきと私くしの見る所と思ふ、
以上

●「欄外68」小豚生

自分は常に思う事は炊事場の全くせまき事が遺憾だ、今少し広ければと思つて居る、次に活動写真がまだ、自分に見たい等と感ずる、全く仕様がな人間だ

●「欄外69」○「無記名」

御飯をそまつにすると思つて眼がぶれるよとお母様がよく言つた、そのせいではないだろうが、愛生園には眼の見えない人が沢山有る。二度／＼暖かい飯で其の都度余つたら不潔かに捨てる。それを集めて豚に食はせる。それなら、まさか眼もつぶれはしないだろうが、それ以上余すとしたら、眼がつぶれはしないだろうか。勿論配給

大多数に至りても其の俵で有ると同時に、礼拝堂の狭小は我等の最も堪威で有ると俵は固く信じて疑は無い次第で有る

●「欄外66」○「無記名」

日なほ浅きにもか、はらず、千人に垂んとなる、最近の愛生園の素破らしい発展振りに吾が国に癩患者がかくも多くあることに愕然と驚くると同時に、慙然たらざるものなり。
世に癩者の楽園と謳歌されてゐる愛生園に精神文化の問題が等閑に附せられてる現状を悲しむとともに、癩文学思想の作興並に指導に干する問題に余りにも冷かなる筈
御氣を感ずる次第なり

●「欄外67」ツクミ 澤林答葉

我等の愛生園は、今は天国の此の世にあらわれたる如く、神の如き園長を始め、天使の如き情け深き着ゴ婦を我等にあたえ、なに不足なき其の日を暮して行く事も、皆皇室の御人徳と我等はただ涙みに(かんきう)致すのみなり、「しかし其の御人徳を傘にきて、あま

場の改作や調理方の下手な原因も有るが、まづ余りそまつにしない事は人のなすべき事ではないだろうか。豚舎で餌が足らないと言ふくらいで良いではないだろうか。私は愛生園に来て一番始めに考へた事だつた。穴を掘つてうづめる、余りと言へば余りだ。これも全国どこにだけか。食息屋が有ると言ふ話と思ひ合わせて、あればかり皮肉な対象ではないだろうか。此の捨てるだけ「残飯と残汁」、此の捨てるだけの科をみんなして節約して世の中に奉仕でも出来たらどんなに愉快だろう。又「一ヶ月」出来るだけ節約して見て、其の節約された金額だけ珍らしい物を食べて見るなど面白い試みではないだろうか。一燈園にの雑誌を見たら、満州のこまつた小供達に金を寄附する為、園内の小供始め皆が一回食事をはづして、それを其の人達にの苦しみを味はひつ、奇附すると有つた。こんな事は誰れにも出来ない事だ、せめて残つた飯も工風して捨てないで余余したと思ふ。一寸した心がけで穴を掘つてうづめなくすむだろう。もし私達が一回飯をはぶかないまでも漬物で我慢して副食費だけはふいて、今度の風水害の様な場合、善捐でもしたらどんなに、氣持だろうなど。夢をみた、此の残

飯の「問題」だけは、どうしても皆んなで心懸けなくてはならないと私は切に思ふ。調理方のきわめて下手な物がある。材料を良くしてとは言わない、今少し調理方を研ケンキエウしてほしいと思ふ。中に相当の材料を使ひながら、ほとんど食へないで捨てる物がある。しらづかみ、ミダ仏をとんですてる愛。共にどうしても考へなくてはならぬと私は何時も思ふ。

けしのみ生

●〔欄外70〕〔鉦助〕

最近の愛生園は大変に慰問者が多くなつた、之は御互ひに天喜喜ばしい事です、だが其れとは反対に「近頃」又興樂的なものが少なくなつたと言ふ事です、例へば浪花節・映画等の物です
此の様な興樂的なものをもう少し見せて載きたいと思ひます、其の他の点で言ふ事ありません
私は此の投稿に当りまして、何もこれと申して申上げる程の事は有ませんが、しかし、出来得るならば、いな御

●〔欄外71〕第二小

あるが、もう少しどうかして下されば宜いものであると思ふ。作業は当園の為、大きく云へば國の為働いてゐるのだが、若しあやまつて怪我をした場合に、認めてそれ相応の治療と一ヶ月の作業賃を与へてやるが至当と思ひます。但し、体の具合の悪ひのに働くと、労働して怪我をした差別はある。重病者には充分の慰安を与へてよいと思ひます、長島は永住の地なれば、願くは一人に対して一匁二匁を与へて下さい。最期に。物品「金」盗まれました、徹底的に探索する事、当園は盗人を養ふ所ではないと思ひます。以上の事に改良すれば、誠の理想郷と思ひます。温い楽しい円満な浄土と思ひます。
●〔欄外73〕安永吉三郎
目下の愛生園として職員^{〔子〕}の患者^{〔子〕}に対する平等主義を叫ぶ、尚浴場と礼拝堂の増築を急ぐ、一大家族の構成は此の二つ有るのみ 終り

●〔欄外74〕〔無記名〕

一、アリガタイ、エンチヨウドノ、ナミダ。
二、ネンマツニワ、アリガタイ、ナミダバカリアナク、

願ひかなふなば、郵便物通知書に送信人又は發送人の名前のみでも一部に御記入下さるなればと望みます、

到着の通知有り次第、取りに行く事は出来ず、待つ返事の時の場合、到着して居るのも知らん故、分館の内で行ちがひになる様な場合があるです、最も当地の發送物メ切時間^{〔イ〕}の都合も有る事はよく存じて居ますが、此の様にして下さるなれば、幾分便利とも考へましたので、一言私意を申上げた次第です

●〔欄外72〕〔無記名〕

鳥の緑に黎明のライトが射して明い世界となつた。筆には書き尽せない風景である。この置まれた天地に職員方の厚い御慈悲を受けて余生を喜つてゐる、誠に豊かな鳥である。だが、看護婦の内十中の八人までは宜いが、後の二人は「もう」少し思ひやりをして下さい。軽病者に於けるは深密な親切を為し、重病者には左程までに温くない者がある。治療外科では休む、何んの理由で休むか知らぬが、治療の無い日には甚以つて困る、我々に繃帯は与へられなくとも、薬だけは欲しいものである。食料は山海珍味だ、桃泉の興を尋ねたつて見つけられない甘いもので

●〔欄外75〕米田萬作

私儀、当愛生園は國家の實業で誠に甲分の無き事と信心し入園致し、一見園内を見る所、中々整備は善く出来て居る用に思て居りますが、正し唯々我等病者は近年は大風子注射は日常の食時同用成ると感じ、其の注射九月中に唯か四回程行てもらい、現在の續ほくめつ運動は中々はげしく、だが以前の通り此れでは我等病者間に何故善き愛生と通知が出来ましょか、御伺ます
●〔欄外76〕第七区伊良々
一、物質に居いては是以上は望ません、総てが感謝で有ます。
一、牧者がお居出下さり下さつて説教のある時、職員方様方の見ないのが、何ヨリ寂しく思ひます。

●〔欄外77〕

ヨウトノノハラカラ、コヅカイセンデモ、ヤツテモ
コヅカイセン、ナイモノニワ、エンカラカ、エンチ
ライタイモノデス、ナルコトナレバ。
カンシヤも。。。ミチナラス、コジニナヤム、ホタ
ルカナ。ソレヲミテクルシム、カンジヤ、シヨクシ、カ

●〔欄外77〕〔無記名〕

治療の事、伊良々は我等は養生主義です、先週は一回、先々週は二回、其の前は一回と云ふ用な次第です

園長先生は注射を致せと云われるけれども、来て下さる無いから、注射が出来ませんから、何卒週に三回づ、お願い申します、又住宅は今迄は宜敷いが、今は第七区小住宅に成つたのですから、日出の住宅の半分位は家屋らしめて下さい、此れから寒き日に増します上は、「トタン」屋根「戸」障子は家が「ザツ」ですから、寒むくて困りますから「七区小住宅なら住宅」らしくお願い申します「カンバン」通りの最近の愛生園の用にして下さい、平等に「つき合つて」下さい、願ひます

(伊良々)

●〔欄外78〕〔無記名〕

私は当園が始めてで、他の療養所は知ませんが、職員对患者の扱方について喜んで居るもので有ります

唯図書でもと新聞の本が見たいのと

先に賀川先生が「つり、一本づりは天下御免だと申した事

言ふ、食物が悪いと、けれど私は思ひめぐまれしが故のグチと、何一つとして苦勞はなく、衣食住の保証されし郷にすめる者の感喜のみあるべきものと、理想化されつゝある裏面にはキツト無理がある、此の無理のないやうにする事を大いに務めたい、互に親しみ合ひつ、「よーり」楽しい一日を送りたい、それには共に「親しむ」為めの「娯楽」がほしい、男性には「野球」或は「庭球」とあるけれど、女性「は」たまに「ピンポン」をすれば、直ぐにうばわれ

る
よ「き」理想郷を造りたいと思ふ、家庭にありて内助の効がある如く、此の大きな家庭にありても、女性「の」助なくして理想は望めぬであるやう、只これだけを切望する太陽の如く盛へん園の将来をめぐしつ、

●〔欄外81〕すね子

他の療養所の如くメリヤス上下を渡していただきたい

料理方面に改善をくわへてほしい

愛生園内の風氣を取しまりを願ふ

●〔欄外82〕感謝當

参観が顔をそむける下水溝

一、パンツを徹底的に取縮して下さい

●〔欄外84〕日野

(四) 本職員の撤廃し患者の食費に廻す事

る事

(三) 衣服の改善の事、但しジパン、パンツをメリヤスにす

(二) 職員が患者に差別を撤廃の事

(一) 食事改善

●〔欄外83〕〔無記名〕

直を入園以來一重物が無くて困る方々が多い様だ、良き

願ふ

ち清潔にしたい、少くも一年に一回の洗濯を

其れについて、衛生方面にても夜具等も最と良き綿を持

の愛のある一大家族を願ふ者です

園の家族は大いによろしが、名ばかりで無く、本当

●〔欄外80〕君代

プラタナスは秋風にゆらき、園も刻一刻と静寂の中に包まれて行く、月経る毎に染へ行く理想の郷に來り住みしより早や半年は過去りぬ、活社会より離れて愛の別社会病者には余りにもめぐまれし郷、幸多き地、日々の生活に不自由とては一つとしてなく、タへく感謝の中に折を捧ぐる事の出来るを只々感泣せざるを得ん、或人は

●〔欄外79〕凸山

入園してより以來、満足にあふれてゐる、がしかし聞く所によると粉失物が多々あるに対して、分館又は医局に何の取しらの無く、たゞ「取りどく」「取り」ぞん」なれば、「私」連毎日「礼拝堂の集會あるひは医局等へ行つた留居大変不安なれば、此の点」じゆうぶんなる注意あるひは粉失物に対して「的」的取しらが願ひ

す

は覺て居り、私もそう信じて居りますが、其のつりを當園ではどうして禁じて居るのか、其の理由が知りたいので

これを物語る最も大きな、そして力強いものは彼等の愛に生きる苦しさの中からけげなく、しづかに何物かに

最近の愛生園。

驚してゐるをみる。

或るは社会的の理解、同情となつて彼等の生きゐる姿に故にそれが十坪住宅なり、或るは種々の寄贈として、

しみを除却することであらうと思はる。

愛を招くことであり、彼等は叫んでゐるであらうその苦愛に生きることは苦しい、だがそれは彼等をして彼等の

てゐる彼等を又一步譲りて私は静かにみつめた。

であることだらう、そうした「こと」に「如實的に生活し

状態である。その彼等を象徴せば、彼等は苦しいと叫ん

の歩みの姿を…。現在は立錐の余地なく超満員、解語め

を発見するのである。即ち苦しみの愛に感激しつゝ、光明へ

ら一種の力強い、そして基礎的な生長的な偉大なもの

が、その喘へぎ、その苦しみの充たされぬ微すかな底か

とをみる……矢張り苦しみの、愛に生きることが

疑視する時、愛に生きる故に彼等は苦しみ喘へてゐるこ

現在の彼等の姿を省みて、生きゐる姿を総てに渡つて

が然し私は思ふ。

これは我が愛生園の心であると思ふ。即ち御聖旨に報いあひ、多事多難の今日、少しでも助けあい忍びあふと云此際多少の不自由の点も有らうが、其れはお互ひに忍び

る。

て一日も早く再び外島療所が建設されるのを折る者であ

私達は其療友を暖い手で労つてあげねばならない。そし

十七人の療友を迎える事の出来たことを喜ぶと同時に、

最近の愛生の感想と云へば、先ず外島の被害を受けた七

●「欄外86」木二号 はるみ生

て異なる

直して不平の所を感謝して暮す者もある、其の人に依つ

ある一部分は社会に在つた当時の事を思ひ出して心を取

の物が不足の爲め、ある一部分では不平者も有れば、又

然し、人員以外に収容人が多きが爲め、治療・食事種々

気持ちだつたらうと思ふ

現在の五倍も六倍も以上の愛生に送り上げた園長殿の

来ましたが、まだ「是位の事は足元位の事有つて、

我等の住居する所の愛生園は朝日の昇るが如く發達して

●「欄外85」〔無記名〕

奉る万分之一である。

然し悲しい哉、私は凡人である。或る時は不平も云ふこ

とがある。けれども過去を顧るとき、「それは」余りに

黒い過去ものであつた。不平等なことを云へる身分で

はないが、思に馴れすぎるからである。「咽喉本すべれ

ば響さを忘れる」とか

●「欄外87」○〔無記名〕

「生きゐる姿」

さやかに澄みわたつた秋の碧空の下で、破壊、そして建

説への理想と、使命に燃えながら、きらめいてゐる鶴嘴

の動きをみる時、私はその火影にチャムされ、深い戒る

ヒントを抱く……そのヒントに向つて静かに考慮るとき

……何物かやある。

愛生、それは愛に反逆せずして愛に生きることである、

生かしてゆくことである、

だが私は、島の現在ほど……?

即ち愛は苦しいと云ふことである。

愛に生きること、生きると云ふそのものに対しての純

然たる全体でなければならぬと誰か、うそぶくであらう。

●「欄外88」〔無記名〕

あまりにも生活に馴れすぎて、入園当時の涙くましい感

謝の念の次第に失せて行事を淋しく感じます、四十年間

我等患者を救ふ爲に血みどろになつてお働き下さる園長

様初め、諸先生又其ハイケイである日本園士（あまつさ

へ非常時の）に對してと種々考へを広めてゆくに随つて

つ不平をこぼし勝ちな此頃の自分達を「さみしく」か

なしまれて参ります、一歩一我々の理想の郷を築く人

為に朝に夕に私慾を離れ神の心を持つて汗にまみれてお

つて下さる「園長様初」職員様方を想ふ時、何で此以上

の事か申上得られませう、只々残るものは我等の上園に

のみあるのです、力を協せて一団となつて理想の里を築

く為にシヤベルの一振をもお力添をする事か我々の取る

べき道なのだ、もつと精神的の向上をはかり、眞の

近頃は、あれをしてはねけない、これをしてはねけないと御法度が多々さん出て居ます、注意されなくても我々としてはならない事と存じます、けれども或人達は上上手にヨウリヨウ良くやればい、のだと言つて、かたく守らうとする者を馬鹿にして「やれ感謝堂だ、職員につく

●〔欄外92〕愛の小さい男

私のこの頃
一つ善は百の悪に抗する事か出来ないから
の抱腹する力を養成せつばなるまい

外形の美を驕る前に先づ内なる力……否如何なるものとして終はるだらう。
その力なくしてを閑却にして万の善政も功を奏する事なに全々無い云ふても過言ではあるまい。
様に融かして行く力かほしい、悲し事に今の愛生園がたとしたら何でもよい、兎に角、善も悪も、賢も愚も一長島愛生園システムと云ふか、それかもし妥当でなかつた

●〔欄外91〕××生

一九三四年・十・五日記

最近の愛生園の発展は実に目ざままきは夢の様な気がする、但し其裏面には多数の兄弟等の努力があるのだ、更に日々感謝せねばならん事が多々ある、其念がしみゝ感じずる事がある、日に増し良なり、生係が種々各方面に便利が良なり得るだらう、そして「自」家に居る時に比格すれば食物等は身余る御馳走を載いて居る、最初は実に美味であつても、現在圖は馴た為、余りに感謝の

●〔欄外93〕憂賢生

自分の作今の感想

とか：言等「職員様の目をぬすんで……どんな事でも曲つた事でも出来ない事はありませんが、ずい分気持ちの悪い日送りです、我々は生活の安定されてゐるのだから、生活に裏表をつくらなくてはなかつてもよい、真すぐにくらせると思ひます
交際の為に、裏表を作らなければならぬ様な……いやだ、誰にまでめづらなくともよい、小さくともい、正しい生活を送りたいけれども、そうし様とするにはまだ勇氣がたまりません、なんだか一人ソツチになりそうですから

ばらないのです
神に折り、そして凡てに感謝と云ふものを捧げなければならぬのです、貴兄は愛生園生活が堪えられないらしいが、それは大きな誤りです、こんなに云えへば気を悪くされるかも知れないが、よしんば愛生園を出た処で（自分は或目的があつたのですが）世間には誰が君を待つて呉れるものが一人も有りませんが、只人々の嫌憎する冷い眼ばかりです
そこをよく考へなければは……は嘘です、それよりか愛生園の慈父である光田「園長」先生を初め、林先生其他職員の方が一生を患者の為に治療に救済に捧げていらつしやる樂園で、神の救の手に抱擁されて一生を感謝の裡に給つた方がどれ位意義深いか知れません、とにかく僻んだ淋しい心を起してはいけません、神に折りなさい、そして感謝しなくてははいけません、人間は信仰がなくは駄目です、人間の生活から信仰を除いたら実に空虚な人です、そして生甲斐がない、生活の光明は見出せないのです
一生懸命に神に折つて心の安住出来る道を開拓せなけ

私はこの手紙を読まして戴き静かに考へました
そして二度三度拝読再読、だんくと涙の涙み出て来るを「おほへ」、初めよりも三度四度読み「考へれば考へる程、只感謝にうなされるより外はありません
ほんとうにそうだ、神に折り、そして罪わさひ隠れたる魂の中にも愛生の人であつても何かの使命があるを暗い考へから光明を見出して清く朗らかに、愉快に生を全うしやう
誤りたる考へから脱して、神の抱擁の中にこれがとりもなほさず愛生園の一員たる努図であり、大きく國家に対する意義である
思ひは流転、さらりと捨て、……
私は寂しい時、悲しい時、何時もこの手紙を思出し、パブルを引出して心の慰めとして居ります「完」

年月日
一雅兄

一人の味方として一人でも多く患者の救済に努力した
いと心に願つて居ります下略
ればはいけません、僕も再び「衛生課」として患者の唯

日一人と、否此の度わ三人二十人八十と来る度事に胸をおどらせ教はれた喜びを共にし、一人でも多く収容する事によつて此の問題も解決するのだと一抹の泡い希望をすら抱くのである、それはもとよりお互の気持、否園当局の気持をよく知つて居るからである、此の度の保養院大風水害を各養所 SOS を与へ、我が愛生園に其の余波を受け、や、もすれば物事に飽き安き我等にも生活有らゆる方面で物足り無く、各所にぼつと不福や不満も初まらんとする折も折も、突然起る大風水害わあらゆる物をふき飛ばし押し流し我等の最も日頃憧れの古き歴史と我等の指導者として得難き所の外島保護院もわづか数時間の為には天の悪戯に日本茶茶に破れ流され、同時に我等の不平不満も何所へやら流された様に一変し、お互の気持が互に緊張した、真或るに或る一面には良き風水害と言わねばならぬと、何事も此の際くとおし通すのは事務である、真に好都合の逃げ道であると思ふ、しかし、自分達に取つても、本当に此の際と言われたら返す言葉も無いので有る、否今迄四年間に喜まれ鍛えられた長島精神に辱を知らし度くないからである、日一日と繁々行く我が園の発展ぶりは実に万感胸にせま

●(欄外 94)「無記名」

現在の愛生園を見るに定員七百三十名余りの処へ九百名余りか詰込で居るので、住宅が不足で皆困て居る、十坪住宅を急で居るか中々思ふ様にはかどらないので困りて居る、去九月廿一日の暴風雨の災害を受けた御気毒な外島の病友を我愛生園に御迎へして、狭い中でお互に譲合して睡て居る、病める人々にも温い情は溝々として居る、何と嬉しい事でもなないか、愛生園の誇りとしても恥い事は無いと思ふ、私は愛生園で第一に感謝して居るは、院長先生の慈愛深き事と医師の方々を始めとして看護士・看護婦其他職員方に至る迄、親兄弟も及ぬ程に親切にして下さる事である、此有難事は事は確た間も忘れては居りませぬ、院長殿の御仁徳に寄り今園内は安泰な次第なり、上も下も明に活動して居る、此上

●(欄外 95)「喜美好」

赤事も三年立てば三ツになるのか申しますが、本当に我が愛生園も□□足掛け四年も立つ事として、最近各方面に於て設備制度等や、充実を見たように、それと共に入園者の増員も驚く程で、各舎各室共満員、おすなへの盛況ぶりは真に喜びと言ふか幸いと言はうか、一面では悲とも申しませぬ、何分格も短時日の間に千人を擁に突破する大愛生を健設した事わ、もとより園長先生を初め各職員方御熱心なる「日本より頼を清めよ」のモットーの元ニ、日一方ならぬお働きと頼者教育の専き精神に負ふべき所と深く信ずるので有るが、又返らし面我等お互の病友に対する専き精神の愛の発露であると言わねばならぬ、いたづらに定員を突破する事を知りつ、又衣食住に目の辺り不自由を感じ、今日一人明

念がうすらいで来た、各種の上の良いなりきりし時は、精神的に幸福感念にめられる心持を持続出来得るや疑問だ、矢張り人間だ、表面が良なれば内心では良い精神が出来る様な気がする、苦痛を忍びて苦痛と思はざるこそ内心の朗な気分を得ると思ふ前途がどうか(後カ)

は一日も早く住宅の増築が急務であると思ふ
温き恵の御手には、まれ 救れて共喜ぶ愛生の秋
三歳余りを
夢の間に消ゆ

チトリ二号 是山事 山形

るを禁じ得ないのである、其れに反し近頃めつきりさびれた感の或るのは葬式である、最初は物珍らしく我も我もとと会葬者の多かつたに反し、近頃わ次第と会葬者も減つて行く様に思われる、最も作業関係・身体ノ都合上も或るが、此様では本当に心悲しい感が或る、収容患者には皆喜んで歓迎すると同時に去り行く人にも大いに敬意を表したいと思ふ、社会に有りてはあらゆる苦をなめ、親兄弟にも見離され、孤独の身を以て此の愛生園に後より来る者の為めに築土健設の為め粉骨碎身、不幸にして逝かれる方にも少の盛大な葬死をしてやりたいと思ふ者で有ります、或る人わ言つた「あれはなんですか」と此の一言でも知られるのである。最後に「満開の愛生園や秋()近し」(此の秋わ実を結ぶ事という意味)

昭和九年一〇月十日

●(欄外 96)「M」

限り無き恵の島に救われて

幸有る日々を送る嬉しさ

本当にこれが普通の人の言ふべき言葉です、しかし物に

なれると言ふ事ね恐ろしい物です、社会二有つて有難い

皇室のお患に合ふと誰が予期しよう、病の為め死場

所すら分らぬ者が此の国立療養所に安かな余生を送らん

とわ思へない事です、しかし日ノ立つに従ひ、物になれ、

物に飽き、職員方の親切すら普通の様に思ふ人が多々出

来て来る、否普通所か、普親切と言ふ人も有る、其れ

が療養所生活を長くすればする程らしい、自分等わ度々

収容患者に接するが、此度程悪感を感じた事わ無い、し

かしそれは自分のひかみかも知れない、しかしお互いわ

此の気持の広まるのを注意したいと思ふ

●「欄外 97」中原

感想(一人一題)

凡人生には予期したる障害と予期せざる障害とがある

と思ひます、彼の外島も然りで、我等の目に映じたる予

期せざる障害の一つであると思ふのです、私等は今後尚

幾多の予期せざる障害に遭遇せんとも限らぬ宿命の下に

あることを覚悟せねばならぬと思ひます

古語に「幸福は一方向より来り、不幸は八方より来る」と

いふことがある

天恩を感謝しつつ、堅固なる思想をもちて愛生スピリッ

トによつて我が一大家族を築き、千人は愚か二千三千万

人と我等は我等の島の都会をもち作り出さんホウゾ(希

望)の丘を望みつ、一人一畝を握りて立ちたいと感想

するものであります

●「欄外 98」〔無記名〕

最近の愛生園わ平和であるが、平和でないのは病氣であ

る。

楽しいのわ林間学校で学ぶのである。

もすこし先生がしつかりして一生けんめいにおしへても

らいたい

●「欄外 99」明日香山昭

九月二十一日の大惨害に逢つた外島療養所患者中生存者

の人達が我が愛生園に來られると礼拝堂で團長先生から

承るや、早くも此地彼地で心地良く迎へる話ばかりであ

つた、そうして第一回の四十九名の者が炊事場下の海岸

へ上陸せし時は愛生園一同は揃つて気持良く迎へ、第二

回の折も前同様和氣あいしくして出迎へ、亦畏くも神

武天皇御東遷記念日の式場で四谷先生から第三回目的二

十名が引越して來られると聞いた時にも全体の者は笑顔

して心良く迎へた様子であつた、皆様の厚き愛と人情味

の深いと云ふ事は実に感慨無量でありました、尚永遠に

於ても御互に仲良く愛しく合つて行けます様御祈りする次

第であります

●「欄外 86」江木新太郎

私には此の度人の話にき、し事、愛生園は日本第一の

心筋の処とき、し故、今度御世話と相成候故、今後供々

何分信に宜しく御引立の事を御願申上候

●「欄外 84」〔無記名〕

感想といつて別に申上げることはありませんが、私が療

養所に収容される過去の予想と希望とを申し上げます

此の療養所に収容される以前に各所の療養所の話を聴く

ところ、療養所は監獄と同じで官吏と患者との懸隔は極

めて甚しいと言ふことで、之を信じ、さう思つてゐまし

●「欄外 82」〔無記名〕

私は寒い／＼冬に此所に入れて頂いたのであります、外

は雪がちら／＼ととんで居たのであります

なれない時、毎日／＼故郷の事を思ひてはなみだぐんで

は故郷に辰かへつて居たのであります

仕合には大部人なれて來ました、だけれどもいくら人に

なれて來たといつても、故郷のなつかしきは忘れられな

い、でも此の病者が社会で苦しんでゐる居る事を考へる

と自分は仕合であり、又満足して生活して毎日を送つて
行かねばならぬと尚いつぞう心掛けて居るのであります、
長島は余程いゝ所と見えてどん／＼と病友が収容される
のであります

●「欄外 82 103」愛采友吉

現在の愛生園を感懐するに当り、兎に角自己を反省内
観して見る必要があるを思ひます、そうした時内に在る
心玉より常の小我を捨てた本当の気持ちが出で豊き
恵まれた愛生園で有る事が思ひ出し事が出来ませう（現
在を見て過去を知る、未来も又現在に有る）此の言葉の
通り愛生園現在を精進向上させ切り抜け得る感徳の有る
事を考察致し者で有ります、そも／＼慈父園長様は大な
る希冀、慈愛多年、実地考察体験の御感徳は過去の種子
で、諸先生・職員の方の賜りと病者諸兄の犠牲的活動
一致の結果、現在勢力有る愛生園を見るに至つた事と信
じます、雜誌愛生や一般の語見聞に依り皆様の知る処で、
長文の必要は有りません、今や千人に達つせんとする同
病友を迎ひた事は、最近社会に向つて叫んだあの声は、
慈愛の念から出た其の声でせう、悩み苦しむ病友救ひ上

●「欄外 84 105」佐藤武彦

ぼくはあいせえんのみなさまの人がふえることおもしろ
です

●「欄外 85 106」島春雄

一日の朝、弁当をこしらへたり着物をそろへたりしてい
るまに昼になつた、いよ／＼出発になつた、神に礼拝し
てから仏にまつた、いよいよ／＼ながのわかれてなつた
仏様の前でないていて、しんるいの人が出てきて僕をなく
さめてくれた、自動車にのりてから汽車に乗り、汽車か
ら發動機船で長島の門口まで来た、それから便毒の湯に
は入り、もつた用服をきて、かなりやにはいると多く
の子供がいて、みなとなかよくあそんだ、僕の一番大じ
なことは神仏を年仏をまうすことである

●「欄外 86 107」山本三郎

あいせえんにひとがよけいふえました。

●「欄外 89 108」森田一夫

●「欄外 90 110」古賀菊夫

僕らの愛生園の人がをほくなりました、をほくなり
ましたのは、あのほう／＼うすいがいのために外島がみず
にぬれたり、いへがとんだりしましたから、ねるとこが
ないから、愛生園にきましたとをいいます

●「欄外 89 109」〔無記名〕

せんにとつはした人たちが、こんなに大くなつてきたの
ですが、はじめは四十人ころからだんだん大くなつたのだ
そうです、それに大くなつたのはそとじ外島のだいふう
すいがいがなつたために、あんな人が大くなつたので
るが、そこからまたたくさんこられたので、大なつたので
すが、こんなになつたことはめづらしいといひます

●「欄外 88 109」流田寛へつうふう

外島のともだちがきて、うれゆございます、そしてから
かなりやのあたらしい／＼えにいきますして、みなさんと
みさ／＼なさんと、なかよくべんきやうをします

●「欄外 88 104」森下正信

るは大なる使命で有り、相互の喜びで有ります、併し其
の内区面る事は各自身に付いてつ／＼思ひ辨べ
させらるゝ、事実で有ります、併し其内半面に定員大突破
に際し、園内病友は喜ぶ者も有らうけれ共、又中には不
自由万の人も多数有らう事を思ひます、しかし茲に病
友諸君の覚醒して一時現在を切り抜ける覚悟が感要と思
ひます、過去の努力と貴き御感徳の念を忘れず、最近愛
生園、男女青少年団、並に仏教団共力奮闘、増々精進に
勤む可き精神こそ大と信じる者で有ります、近き将来に
は慈父園長様の心眼を運ばされて私達生活安定の上は恵
まれた楽しみの愛生園たらん事を期待し熱望し居る次第
で有ります、心のまゝ、ごめん下さい

長島の愛生園には人がなん時か、かたえきれなほどあ
つまりましたので、又外島のぶんで雨でいえがこわ
れたりしたので、外島の人も長島をいにてになりました
そして僕らわ人がふえるのまつてをいいます
ながしに ひとがをく へえりけり

田村實

二十一日は雨や風がふいて外島の人々はたくさんな
らしましたので、愛生園へ五十人はど外島からこられま
した、今では一千人ほどの人がいるのでせう。

●〔欄外91〕かなりや 阿部末義

しゅうようがおいで、舍かきゆうくつで皆ながまつ
ているが、こんどきたしうようを、これからわゆすり
あつていれ舎にいられたと思ひます

●〔欄外92 112〕伊藤秀夫

「愛生の移り変りて頼直る」
最近の愛生園に送いて自分の思ふ事を書いて見ると

小生が来てより四月あまりしたが、長島の移り変りは
誠に自分に取っては幸福で有り、然しながら自分として
の道どう歩めばよかに苦るしむので有ります、長島
は国立療養所^{〔療養所〕}で有る故に入れたつもりだと思ひ
ま、悲しい気持ちの人を一度此の長島に入れば、美しく
はればれとした気持ちで有る、愛生園には老居活動、他か
ら来問等^{〔来問等〕}が有りますが、だが中人に出来ない一ヶ月に
一度か或はない時がある、活動は一ヶ月に二度はあつて

日われは伊良々に木屋に或は二イラタ、東臺などに
目堵することが出来るのであります。

然らば、何が彼等をして交通不便な文化的「施」設備
の乏しい、而かも「諸」困難の権はる僻地に赴かしためた
かと思ふ。動機としての給線目的は彼等先住者の互
譲的精神の發露と断つたのであります。

要言すれば、即ち、未だ園内事情に通ぜざる後人に対
して、安定せる心地良き住宅を譲り、自らはイアルキ
メナスの大困難を背負つて立つ雄々しい隣人愛の姿とな
つて現はれた移住したのであります。
日々殺到する入園者に対し、先人の一人ひとり^{〔一人ひとり〕}が
ねて用意の覚悟を實踐に打^{〔打〕}て出したのが最近の愛生園
の姿ではないでせうか。

●〔欄外94 114〕島百々代

開園四年たらず^{〔開園四年たらず〕}で吾が国最大の療養所^{〔療養所〕}なつた事とは、
おそらく世界の収容短期日^{〔収容短期日〕}に在いてはレコード破りであ
ると僕は思つてゐる

昭和六年六月三日に僕は愛生園に入園したのである。其
の時の愛生園は實際に在いて設置こそよけれ、各作業

もよいと思ひます、又野球は大いにやるべしだと思いま
す、治療の方も先生方及び看護夫婦さん達の骨折にて私
達は幸福です、どうか此れからも一層精出して愛生園為
めに又此度今度後から入つて来る人のために大いなる
愛生建設^{〔愛生建設〕}の為に^{〔為に〕}とも^{〔とも〕}出来だけの事を^{〔事を〕}した
いと思ふ、又病室の人達には一層力を入れて護つてあげ
る事が大切

●〔欄外93 113〕たかつ

最近の愛生園に於てわれわれの最も悦ばしき現象は、
入園者一般の作業傾向が主として農牧を目指して進展し
てゐる事でありませう。

農牧の重要性は今更贅言するを要しません、古来農
牧の發達を極めた国家において衰亡の悲運に際会した験
は殆どないのであります、この点^{〔この点〕}「わが」愛生園に於
て將來五千人収容の一大家族を^{〔一大家族を〕}標^{〔標〕}に皇恩に報はん
と欲する「先き」入園者^{〔入園者〕}「等」の着眼は^{〔着眼は〕}いとも正鵠
を得た生活指針^{〔生活指針〕}と言はるべきであります。

中略「そこで」この理念に賭けていそしむ実例を今
に在いてもあまり發展していなかつたと思ふ。其れが三
年後の今日は如何であらう。

あまりにも愛生園は發展しすぎたのではなからうをかと。
疑かふ位である。

図書館のごとき開園当時は千余冊位の書籍しかなかつた
のが、三年後の今日は三千余冊になつたごとき、よき一
例ではなからうを。なま、木工・金工・土工・陶工等各
作業場發展も目醒しいものである。
然しいくら愛生園の患者が^{〔患者が〕}はんばつた処ろで、社会の
同情がなければ、かほと目醒しい發展しなかつたので
ある。

僕は叫ぶ。愛生園の病める人達よ、大いにがんばらな
ないか、そして人類社会の良き同情を受け、同胞の樂
士である愛生園を^{〔愛生園を〕}ますく^{〔ますく〕}擴張しようではないか
(完)

●〔欄外115〕天保仙

最近ノ当園内一班二付、私ノ監察ヲ申上テス、近頃テハ
非常時トハ言ヘ、前ヨリ余程職員ノ心理及方シクニ變
化ヲ見下メテス、園長以下職員ハテリニ事務的テアリ、

自任ハ証任ナリト云フ法律的ヤリカタデアアル、口ニ愛ラトヘエ家族主義ヲ標方スルモ、其ノ行イニ置キテ見トメ難ク、イチノ記セバ限リタクモ、マ衣食住ニ付申上タハ、團長ハ当療養所ニ収容スル人員患者ノ数ハ團長ノ權ヲシテアルト云フ、ソレハ權利ハアルカモ知レナイガ、ソレニオノツカラ限度ノアルモノト思フ、目下ノ状態ハ限度ヲ越シテハ居ナイカ、壮健ナル人モ量一枚ノハトハ無理アラナイカ、マシテ不自由ナル病者アラハ、目クテヤ偽足ラ一室ニ八人モ入レテ、其惨状言ヲヨウセナイ、分官ノ黒田氏ノコトキワ一室ニ何人イレルモ勝手アラルト云ウ、カクシテコトキワラサウノ価ナシ、大阪外島ノ患者ハ此ニサト云ウ別アアル、シカシ升ノ入レモノニ升ニ合モ入レテアアルタメ、収カクンアラ場合、又無理アラシテ入レルスルト人物ハ破損スルアラウコトヲオモウノモデアアル、患者ノ中ニハ團長ハ外面ニ言テ居ル、衣服ニシテモシカリデアアル、アル人ヲ支給ト受テ、アルモノアラト云ウ状態デアアル

〔欄外116〕115と同二筆者だが別番号が与えられたもの
食事モ学理的ニハ、タンパク糖等、シホウ、デンプンノ幾

●〔欄外17〕本江
人数が多く成り大塚にきやかです、食事は大変おいしく頂けます

●〔欄外18〕藤岡花恵
何も書く事は御座居ませんけれども、最近の愛生園ではもつとくしまつてゆく必要があると存じます

詩話 一七篇

●〔欄外19〕秋野亨嘉郎
一ツ 人々聞けよ我が園は 君が御稜威の鳥にしてこよなき衆士よいざ来ませ
二ツ 二人の親の その如く 多くの子を持つ父として 園長の慈愛いや深し
三ツ 見あきぬながめの此の鳥は 多くの先生ましまして なやめる我らさなごさめる
四ツ 四ツ五ツの子供から 八十路を越へし翁まで 共に

ラ、カロリイ幾ト滋養字ニハ的合スルカモシレナイガ、料理法ハアアルデアナイ、注毒サヘセナクレバ、甘カロウガカラカウガ、一向ニ考慮シテ居ナイ、医局トテモシカリデアアル、理ク言ヒ、アルイ暴行ラスルモノハ丁寧ニシ、オトナシクシテ居ルモノハ一行カエリミナイカクノコトキハ、マスノ患者ノ心沈ヲ悪化スルモトデアアル、要スルニ愛ヲ口ニスルモ、如クテハ愛ヲ売ルモノデ、愛ノホウトクアルモノデアアル、愛ハ売ルモノデナク、マタヨウキウニスベキモノデアク、母ガ子ヲ愛スルコトキデアアラナイト思フ、感謝シカリ、道ニタオレシ子供ヲ通行人ガオコス、ソノ、行ク、ソノ背後ヲ見オクル子供ノ感謝ニミチタル目、シツニカデアラナイ、犠性モシカリ、主人ノタメ敵ニトビツキ一命ヲスナルビヤ犬コトデアラナイ、スベテニ他ヨリ強要サルベキニアラズ、自発的ナルベキモノト考察スル

今、社会ハ非常時デアル、当園ニモ来リツ、アルト思フ、只ソレオ恐レル

今ノ内ニ一考ヲ願ヒタイ、終リニ一言スル、今回ノ募集ニ大部分ハ満足シ、感謝スルアラウデアラウ、シカシソレハ偽リデアルコトオ御承知デアライ

●〔欄外17〕本江
人数が多く成り大塚にきやかです、食事は大変おいしく頂けます

●〔欄外18〕藤岡花恵
何も書く事は御座居ませんけれども、最近の愛生園ではもつとくしまつてゆく必要があると存じます

●〔欄外19〕秋野亨嘉郎
一ツ 人々聞けよ我が園は 君が御稜威の鳥にしてこよなき衆士よいざ来ませ
二ツ 二人の親の その如く 多くの子を持つ父として 園長の慈愛いや深し
三ツ 見あきぬながめの此の鳥は 多くの先生ましまして なやめる我らさなごさめる
四ツ 四ツ五ツの子供から 八十路を越へし翁まで 共に

●〔欄外20〕不二生
一ツトヤ、人のいやがる我等をば、迎へて下さる愛の園、聖の慈みぞ感謝なり
二ツトヤ、ニタ親残して来た人も、妻子残して来た人も、心がりのない様に
三ツトヤ、身に付し病魔も何んのその、希望と感謝と兼

●〔欄外21〕不二生
一ツトヤ、人のいやがる我等をば、迎へて下さる愛の園、聖の慈みぞ感謝なり
二ツトヤ、ニタ親残して来た人も、妻子残して来た人も、心がりのない様に
三ツトヤ、身に付し病魔も何んのその、希望と感謝と兼

●〔欄外22〕不二生
一ツトヤ、人のいやがる我等をば、迎へて下さる愛の園、聖の慈みぞ感謝なり
二ツトヤ、ニタ親残して来た人も、妻子残して来た人も、心がりのない様に
三ツトヤ、身に付し病魔も何んのその、希望と感謝と兼

童謡

ひとりさみしい靈魂山 わたしは空をあふぎつ、萬の鐘をききました。
赤い夕日が照すとき あつい情がみにしみて わたしわ
けふもうたひます。
月の光にぬれながら のそみに生きるこのからだ 青い
空みてうたひます。
ひとり静かな島の丘 わたしわけふもうたひます 恵に

●【欄外125】早川恒美

（最近の愛生園）
なやめる人を すくう鳥
ほんどにこの島 よいところ
声高らかに うたひだす
大人も小供も 一しよになつて
いつもほからか 歌ふてくらす
長島よいとこ 緑の島で

●【欄外124】萩野菘枝

世の人も早くめざめて 下されて 今は突破す 千人を

●【欄外121】〔無記名〕
島わよい 島わよい どちらをながめても
青青と けしきのよい島 長島よ

度は訪へ世の人よ

四ツトヤ、世の人迷ふな癪病は、遺伝するにはあらずし
て、接觸伝染不癪生
五ツトヤ、今の生活に何不足有らう、悩み泣いたる言を
ば、思へば羞し我が心
六ツトヤ、無理はせずとも気のむくまゝに、運動かた
くする作業 我が身の為めなり人の為め
七ツトヤ、情の母なり慈み父と、灰どもなりて我々のを、
看り下さる有難さ
八ツトヤ、やたらに無理言ふ人々も、昔を省み自から、
とけて目覚むる嬉れしさよ
九ツトヤ、これ程此の世が拓けても、昔に変わらぬ同胞が、
かくれ住むこそ国の恥
十ツヤ、導き人もいやしきも、なへし愛生の大家族、一

●【欄外122】？舎庄

昨日二人 今日一人
知らずくに 友が殖え
愛の園の 礎えが
今ぞゆるがぬ 千人力だ
部屋が狭いも 口ぐせに
叫び通せど 非常時に
何んものかわ 今急ぐに
求めよく 千人力だ
苦しき時も しばらくだ
今は何んだい 春も来る
共に助けよ 今しばし
共に助けよ 千人力だ

●【欄外123】春夏秋冬

長島に鬼が住むとは 誰か言ふ それは昔よ 今えん
ま
先生や 職員等がみな 親切で 中の患者が 愛生園
御下賜品御慰問歌まで 頂いて 涙出ますよ 同胞は

いきる「幸福」を。

●【欄外126】ヒロ坊

お山もお空もお海も青々 涼しい風がそよくと 咲
くよ愛生の楽園に
お家はこつこつ建つて行き お花もきれいに赤黄と 咲
いてる愛生の楽園に
先生方や看護婦さん 白い上衣に白い帽 にこゝ愛生
の楽園に
こわいお顔もやさしいお顔も みんなな楽しそうだよ に
こゝ愛生の楽園に

●【欄外127】日本武男

見よ
九百人突破の愛生の園に嬉びの 声 感激の涙はある、
我等は常に協力一致して悪と戦ひ 善をつくして大愛生
の基をつくらうではなひか
愛生園 万歳

●【欄外128】〔無記名〕

●【欄外135】〔無記名〕
(どうよう)
道ばたの草葉の中で
虫が鳴く ひり／＼と
こうきが鳴く いている
僕がそつとみてみたら
ひり、といつて鳴やんだ

●【欄外134】〔無記名〕
かつちんかつちん時さん
ほんもねずに かつちんかつちんと
なつて いる みみながねても
まだはたらく じかんがくると
ちんちんとなるよ だんだん朝がちがつよ
じかんがくると ほくろお おこしてくれる

一匹三足あしだせば
又もやめられわからない
やれあほらしやかへろうか

●【欄外130】南瓜
小唄
朝の味噌汁は普通であるよ 昼の南瓜ありやなんだ
晩の鹿角菜はそりやなんだ これが続つけばお寺並

●【欄外129】〔無記名〕
愛生園の御菜は コンフにジャガヨ トッコイシヤ
のどはずどおり 不けつかん あとは新良田の豚にやる
よ
米若の草津節

いやじゃ／＼よ 愛生園の 御菜トッコイシヨ
のどはずどおりコリヤ 不けつかんよ チヨイナ／＼

無題
●【欄外131】永いわ
鳥で生れて鳥育ち
鳥と名がつきやどの鳥も可愛い
備前長島尚可愛い
殉国民の住む処
みどりの島も虫の音や
ながいにをたらすはけみなく
一匹とらへなかせたい
よし足ぬき足ちかよれば
虫は足をとききつけて
たちまちなきこゑやめてゐる
またもわこてにす虫は
ここまできたれとなきはじむ
こんどはとらへてくれようと

●【欄外133】8
秋の夕

●【欄外132】不平
小唄
飯の喰ひ過ぎや胃病がおこる
胃病をはずに薬はあれど
人を入れ過ぎや不平が出るぞ
人の不平はどうしてなはず

愛の衣きたおにが居る

●【欄外139】〔か〕くり 堂存
短歌
一、今日の愛生園は 千人に成りてよろこぶ 僕たち
ちらかな
二、外島の 少年諸君 がこられて 野球が出来て ゆ
かいゆか居た

●【欄外137】金本浩一
秋風二輝クワレラ 愛生ハ 今八千人 愛三輝ク
●【欄外138】かナリや舎 石原正雄
歌

●【欄外136】ボン助
短歌 世になやむ 友は来りて 我が島は
千人こえし 今日喜び

短歌 四六首

御下賜伝達式の終る頃 友の眼に露ぞつたる

●〔欄外140〕カくり 田義 福田千代

短歌

病院のなれない道に迷ひたる
盲ひを宅におくりやららん

●〔欄外141〕土青

業病をつけ得ず父を
死なせしを 淋しとも思ふ
瘧しとも思ふ

●〔欄外142〕光榮

恙がなく命ながらよるこべる
身に貧しさはいとはざりけり。

●〔欄外143〕竹幸

「短歌」
安らかに今日も暮れたる有難き

●〔欄外148〕安立米二郎

すてたれどひらはれ見れば我命
すえながかかれと思ふたのしき

外島になげし命を愛生の

園に生きるは我はさい生
笑かほにてひつとめにはたらけよ
えがほみるときまたえかほかな

短歌

●〔欄外149〕秋山志津雄

苦しむと悩みの道をあゆみ来し
身の救われて今日のうれしき

短歌

●〔欄外150〕西田晃

岩ぐだき山をうがちて 切り拓き
悩める病友をいざやむかえん
逝く秋に拓き行く島の 朝空に

三度の食に事欠かずして

●〔欄外144〕三号

老ひませし父の心に振せり
病む我の為 酒を断つとき、と

●〔欄外145〕奈良子

故里に住むことかなはぬ此の身なれ
愛の樂土に生活す樂しき

●〔欄外146〕青榮

「たなか」
さざめとは思へど悲し別れかも
今に忘れぬ其の悲しみぞ

●〔欄外147〕更生

愛生の歌讀ましておつから
心すがしき憂身の吾れも

鉄槌の音 すみてひこぶ

●〔欄外152〕大瀧曉洋

はるはると 訪ふ島明かき 秋はれに
島を拓きてつ 病友を迎え居り

●〔欄外153〕多川エン

愛生の友の情にはらからの
溢る感謝に半月を過ぐ

短歌

●〔欄外154〕ナ、子 駒乃子

外島の友ら迎へて大家ぞく 安居の島のにきやいてよし
園長の教へ正しく生い立てば 同胞ら迎へていやむつ
み合ふ
千人つどの島の明け暮れは 夕なきの如むしつみし
づもる

短歌

●〔欄外155〕鈴木春恵子

●〔欄外166〕陸夫
かぎりなき恵みの島にすくわれて

●〔欄外165〕〔無記名〕
ばん
一、なやむ身も今はあかきこの園に共になくさむ幸喜

●〔欄外164〕田淵伴二郎
世の中に住居のならぬ我が友
悩を捨て、生る直をば
恵まれし長島こそは我々の
住める都ぞ豊なりけり

千鳥二号 焦月

●〔欄外163〕〔無記名〕
月に日にさかへ眠ふいたつきの
共に喜ぶ愛生の園

●〔欄外162〕〔無記名〕
今日も又友をむかへて開拓に
働く我れは幸なりけり

●〔欄外161〕金本福次
病室の裏手の丘ゆ新らしく
住家建つらしき工事始まる

●〔欄外160〕〔無記名〕
「不治の病にて我は天を呪ひ社会を呪ひ生存物総てを呪
ひつくした揚句に此々に来たる」
「来て見れば天を呪ひし此の我も
敬は去りて生きるうれしき。」

●〔欄外159〕石川五衛門
「不治に泣く人も多かれ今日も又
若き母親送られて来し」

増築の家は直ちに人満ちてのどに賑ふ園の明け暮れ
座は満ちて会堂外に人立ちつ開園記念日の式は挙げらる
愛になれよかれぬ道に迷ふは己が滅びの歩みなるかな
信仰の旅路にあればみ教を聞き入る人の増してほしきを
もろともに過去を忘れて新しく今日を感謝に生くる我園
さしのほる朝日の如き気持して千余の友等と我園樂かん

●〔欄外170〕天馬空

●〔欄外169〕一郎
千有余人弾の心に
愛生の光のまゝに恵まれて
短歌

●〔欄外168〕金屋吾郎全寮
住家無き及等早くも迎へむと
願ひし今日ぞ吾に嬉しき
短歌

●〔欄外167〕金屋吾郎 無名
災害に逢ひし同胞迎得て
せまくも共に忍びゆかなむ
短歌

●〔欄外166〕〔無記名〕
永年世送る我はうれしき
砂浜に蟹とたわむる効子の
姿を見れば園も輝く

●〔欄外165〕〔無記名〕

●〔欄外164〕〔無記名〕
同胞を迎へんための針仕事
いそむ我はたのしかりけり
短歌

●〔欄外163〕〔無記名〕
天地のめぐみの御手にいだかれて
我が愛生はのびて行くなり
短歌

●〔欄外162〕山田
つぎつぎに山を拓きて新らしき
十坪の住家はの建てられにけり
短歌

●〔欄外161〕T. M.
愛生者園長の愛に抱かれて 愛を裏切る罪人数々
新寮は増築の壁も乾かぬ新寮に 忽ち満ちる新人園者

病み壞えて希み歎び絶え果して身こそは沁め人の情は
身は痛めど希みも恋も捨て果てて住めば安けし島の朝夕
寄り寄りて今は千余のはらからの生きゆく幸を樂くこの

島

●〔欄外171〕大島喜一

短歌
去りし日の非常練習怠らし 哀れ外島慘事思ひて

●〔欄外172〕島村孝

短歌
此の生活感謝せずであるべきや
君と国との思たらふに足るに

●〔欄外173〕十九雄

短歌
大坂母の御言に則添わなん我が團ゆ
開拓きし道のにきわひてうれしも

●〔欄外174〕しげを

なしたる事は何時もおだやか

●〔欄外178〕〔無記名〕

へだてなく憂きもなやも分かちつ、
明るく歩む安住の島

●〔欄外179〕〔無記名〕

長島に照る月陰の淡くして

思はづなげく我が身悲しき

●〔欄外180〕よし恵

一日一日島の空になれなしみ

心安さを知りし此の頃

●〔欄外181〕〔無記名〕

短歌
吾子と共に住えるように希うれど
病友を迎える頃としなれば

短歌
千人の和みは明けゆく島園ゆ
収容来し新患者に目見し開拓道

●〔欄外175〕磯江

三年ふこの島ぬちに病み人の救ひの家はつきくと建

つ

建並ぶ療舎に起き臥す島人の安安き生活を思に尊さ

ゆとり無き住宅にあれど喜べり悩める同胞の救はる、今

日

生きる身の幸を思へば何事も感謝で暮すこの頃の吾

●〔欄外176〕かじか

短歌
としあしの区別をすればかきりなし
そのまゝつゝめ愛のふくさに

●〔欄外177〕松風

短歌
おたがいに国家を先に我後に

俳句 二四句

●〔欄外182〕凸ぼう

目くらさん たいそうして 夏の朝

●〔欄外183〕羽藤生

ああうれし

せんあいせいの「秋晴れて」

●〔欄外184〕□くり 森本白桃

俳句

罹災者の 船着きし 秋の月

●〔欄外185〕河村茂夫

俳句

「愛生の 日々に栄える たのしさよ

● 〔欄外 201〕無記名
鳥おる 囀ひびく大鼓や 村芝居

俳句
碧空や 誰はばからず 萩の鳥

● 〔欄外 200〕◎ たすけ

俳句
秋晴る、鳥のいつこに 雲やある

● 〔欄外 199〕鳥村年子

俳句
殉難に 稼ぐ恵の 愛生者

● 〔欄外 198〕中京清芽

大木の もとにすみれの 返り咲き

● 〔欄外 197〕秋桜

親子とも 暮してみたし 秋座敷

俳句

● 〔欄外 191〕石原治吉

鳥に来て 救れし身の 吾が魂

● 〔欄外 190〕田村安太郎

長島が 生在の園 これ我等

● 〔欄外 189〕内海之子

● 〔欄外 188〕喜代志
吾が友をの 迎へ祝ひを 今日も待ち

建設に 押すトロコや 島の秋

〔俳句〕◎ 小住宅の敷地に汗だく々の人々を見て

● 〔欄外 187〕兵庫調書

聖代の 感謝にあふる 愛の鳥

我れ人と 共にきづかん 愛の村

● 〔欄外 186〕武林和市

愛友を 迎え迎へて 島裕

● 〔欄外 192〕家本勝義

老樹に かけのばりたる 春の猫

持合の 衷を分ち 村芝居〔欄外〕◎

健かに 雛鶏育ちけり 春日和

● 〔欄外 193〕無記名

俳句
伸びて行く 大愛生や 菊の花

● 〔欄外 194〕みをつくし

俳句
移り来て 恵みに浴す 晴日和

● 〔欄外 195〕江月

同胞を迎えて感謝の麦の飯

● 〔欄外 196〕松山国蔵

俳句

● 〔欄外 202〕章影

俳句

皆人の あかるき顔や 長島の秋

● 〔欄外 203〕◎ 久保久甫

孤島に 病児を訪ねて

安堵して 母帰りけり 村芝居

● 〔欄外 204〕好子

むつまじく 語り合いけり 秋の雨

● 〔欄外 205〕愛芽

俳句

愛慕の 玉の心や 千余人

都々逸 五三句

● 〔欄外 206〕油山

都々逸

瀬戸の内海に築た築土 今や千人のうずめ的
愛生の、愛に生れてきました私し、今じや愛があふれて
苦勞する
愛に愛もつ私の胸を、愛に生れて愛となる
愛につ、まる私しの体 嬉し涙で日を送る
瀬戸の内海を笑顔で眺め、千人家族の仕事振り

●【欄外 207】三吉

愛生が千人突破を 云ふよりも 早く二十二成れば好い

●【欄外 208】塚本浜吉

私の最近の感想を都々逸で
く、居たときや涙の暮し、今じや笑ひの島住い。
感謝するのも不平を云ふも、みんな己の心もち。

●【欄外 209】〔無記名〕

都々逸
一膳の御飯も別けて諸共に 患者愛しの命長島

●【欄外 215】水皇上二

相愛の島で暮すは我等の誇り どちら向ひても情けの手
盲目さん五人六人と一団となりて 散歩帰りや春日和
悩む病者に情の十坪 暮す身の幸国のため

●【欄外 216】藤原小吉

(1)愛生園に来る人真から可愛い、
早くお出でよ国の為

(2)安来節 早くお出でよ 愛生園に
来れば園長さん初めとし

外の先生さんや看護婦さんに
愛されて 三年の寿命も

十年長命する

●【欄外 217】鶴鶴舎

どうで私は 世間が暗い 愛の光で生てゆく
俳句
御下賜金 彼岸仏に 供へけり

●【欄外 210】尺獲蟲

伸びるため綾「縮」んで暮す尺腹の
虫に似たりし今の愛生
●【欄外 211】心配生
最近の愛生園を見るならば
蟬の居らぬはことにくれしき

●【欄外 212】ひろし

独々逸
不平不満もないではないが 昔思ふばいぬいま

●【欄外 213】かくり 吟月

光が丘より正面見れば 山の彼方に三ヶ月

●【欄外 214】兵衛泉助

せまき設備に愛みなきりて 今じや千人祝賀会
(都々逸)

●【欄外 218】天龍

長い年月嘆いた私
「思ひ出せば三年前、泣の涙に流されて、愛の孤島に救
はれ衣食住に満足なし、地獄で仏の心地して、今では
一千余人の兄弟と、病める我が身も忘れて」

●【欄外 219】鉦人

土手の芝 人にふまれて 一度は枯れる
露の情けで よみがへる

●【欄外 220】鶴鶴舎

着せてもらうて 食せてもらうて
米の相場も知らず住む
俳句
島人の 仏語りや 秋彼岸

●【欄外 232】〔無記名〕
馬鈴薯^{マシロ}はり食^カつていた私し 西南瓜^{シナンチヤ}女郎と な^ナ云^{クモ}云^{クモ}

●【欄外 231】〔無記名〕
あすはヒギキで こじきさす

●【欄外 230】〔無記名〕
霧は晴れゆく 長島港 入るは馬鈴薯舟 南瓜舟

●【欄外 229】〔無記名〕
友に尽さん 愛の島
けられて。今に長島千余入。」

●【欄外 228】〔無記名〕
浪花節入り都々逸
最近に。友のふへ行く。愛生園は。
「風水害の甚為に。外島保養の兄弟は。居所方々に分

●【欄外 227】〔無記名〕
鼻がつまって 眼が見えぬ
南瓜食へたら 病気が騒ぎ

●【欄外 226】〔無記名〕
わしの青ちは玉ねぎ間屋 室にみなぎる尻の喧嘩^{カマ}

●【欄外 225】〔無記名〕
わしの青ちは馬鈴薯青ち 三度の食事はやめられぬ

●【欄外 224】〔無記名〕
願の南瓜は仕方がないが 食べる南瓜はわしゃいやだ

●【欄外 223】〔無記名〕
いくら青ちは わるいて
ひだらにひじきに じゃがいもは^イいやなもの

●【欄外 222】〔無記名〕
わたしや乞食はしたとても
ひじきのおかず まだ食わぬ

●【欄外 221】〔無記名〕
じゃがいも南瓜は捨て、は居れど

●【欄外 224】〔無記名〕
追分節入 何処に取り附島もなし
私なきさの捨小舟
都々逸

●【欄外 227】〔無記名〕
海山こえて あのはるはると あこがれしたら あの長
島へ
行く

●【欄外 226】〔無記名〕
ふとくみぢかわ おろかなことよ ほそく長くに 島に
どいつ

●【欄外 225】〔無記名〕
よいたね まきまじよ 長島の ために
すなをにくらして ひとすちに

●【欄外 225】〔無記名〕
我が村は いつも春なり 楽天地

●【欄外 221】〔無記名〕
人にや恥^ハかれ 姉妹にや別れ 来れば離れた楽天地

●【欄外 224】〔無記名〕
人らぬ程 患者^リ同^リえて 秋は行く

●【欄外 223】〔無記名〕
今日の出水に 大阪は流れ 早く行きたい愛の島

●【欄外 222】〔無記名〕
見れば嬉れしや寝る子も笑ふ 愛に生れた子じやないか

●【欄外 222】〔無記名〕
千人の姉妹^理向へて 冬籠り

●【欄外 221】〔無記名〕
鳥は極楽 社会は地獄 涙こぼる、国の愛

●【欄外 221】〔無記名〕
同胞の 人の情や 朝の粥

●【欄外 222】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 223】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 224】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 225】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 226】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 227】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 228】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 229】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 230】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 231】〔無記名〕
非句
非句

●【欄外 232】〔無記名〕
非句
非句

すいた彼女はすてられぬ

●【欄外 238】腹帯メ太郎

「都々逸」

可愛さうだよ病者のお衆 いもと南瓜で身もやせる。

●【欄外 239】夕日

都々逸

患者の食事と云いながら 南瓜に鱧とはひじすぎる

●【欄外 240】日乃出

都々逸

来て見やしやんせよ 愛生園へ

なんだかんだで、いもづくめ

●【欄外 241】でこぼこ

都々逸

鱧と南瓜と馬鈴薯ばかり くわぬうちから腹一ぱい

●【欄外 242】千鳥盛男

南瓜いや〜 じゃがいもきらい

すきな○○も できはせぬ

あーなぞけない〜

●【欄外 243】「無記名」

☒飯や麦飯が多く御衆がまづくて 柴養不貞になつても…

……感謝ですの

題 都々逸

妻が多くて御衆がまづく 柴養不貞で ☒ あの世界かな！

●【欄外 244】「無記名」

私の好きなのは なんきんかぼちゃ

ジヤガがリンキして はらくだす

都々逸で有ります

●【欄外 255】「無記名」

愛生園の麦飯にコソフは モウあきが来て

柴養不貞で 眼が見えん

都々逸

●【欄外 246】「無記名」

けち〜するなよ ちこそう喰わせ

金は天下のまはりもの

●【欄外 247】長岡外史

二度喰ふ飯のおかづはまづ〜とも

同じものよりかわつたがよし

●【欄外 248】野山捨人

都々逸

愛生の果樹園は壮健の様だ 注射しなくて日を送る

●【欄外 249】長島警察署

我もし事務の身なりせば じゆづつなきする賭博犯人

●【欄外 250】へんくつ

愛々と愛をとなへる

かんどく者 はらわり見れば 愛のほうどく

●【欄外 251】岡田佐一郎

●【欄外 255】「無記名」

風よふけ〜 愛生園の風よ わたしや柳で受流し

●【欄外 254】美山

ふえる〜よ小羊のやうに。千に届いた大家族

都々逸

●【欄外 253】北野家四郎

二人揃ふて 処帯（帯）の持てぬ ほんに長島 麦な島

云ふてはならぬぞ愛の島

生きて☒りや不平も それやあるけれど

消してはならぬぞ愛の島

島の灯や消えても 愛のひは消えぬ

（都々逸）

●【欄外 252】愛の島人

歩けないのが言ひ「の」〜くちよ

一寸出る身もなれな〜島よ

都々逸

陸路開けと果樹まで 自動車吹きッ飛トセ

虫明まで 樺樹クヲ

●【欄外 256】〔無記名〕

今日も行って来た 丹天鳥ニ、恋の思オモひ出 思オモひ草

●【欄外 257】粕谷三郎

花の三事 桜はひらく

手私テシのこの眼メいつひらく

杖ツにすがつて行く人ヒトたちの、顔オモは輝ヒく 愛アイの島

●【欄外 258】粕ヤ三郎

曲マた心ココもみな枯カれはてて

芽生メい初ハめたる愛アイの花 昔コト勞ラするのハ

元ハ私シ(妾メケ)も覚悟サト(義夫タカ二十四孝) ついごと

御身ミの上ノ(あかしてこれから友トモかせき

鳥トリに来てよりから変た(妾メケ)し心ココに咲いた

愛アイの花(うまいまついと云いつては居ゐる圖ズが

昔思コトいは恐おそしい

●【欄外 264】〔無記名〕

樂タカし學ガクなぶ林リ間マ学ガク校ガクかな

●【欄外 265】〔無記名〕

来来て見見やれ 第二ニの故郷 文化村

●【欄外 267】三日はうず

この感激ハジメ…この感謝ハジメ… 千人ヒトの同胞トウボウと共に

喜ウレろこはうでではないか

●【欄外 268】オチンマザクシ

老千人オチンの祝イハひに 永遠トウエの記念品キネンヒンが 戀コイしいな

●【欄外 269】隅岡友采

園長エンチョウの愛アイの城シロに 句クも出いない

●【欄外 270】神子

園長エンチョウはんの 笑顔エガオがに氣きにいる

川柳 三〇句 外雜

●【欄外 259】石井昇

グングングングンのびるあせい リエウリエウのごと

「ぐんぐん」伸のびる愛生園アイセイエンの如ごと

●【欄外 260】〔無記名〕

たのしきかな うれしきかな

兄弟ケイテイそろつて よい愛生園アイセイエンよ

●【欄外 261】〔無記名〕

山火事ヤマカシに上のる患者ケガレかな 下のる職員クワンシクロンボボなり

●【欄外 262】秋草

著ツしよき 戀コイの住居ヂウキは 愛生園アイセイエン

●【欄外 263】くり 宮脇

川柳

看護婦カシ病ヤメひ身ミになつて尽ツきる、

●【欄外 271】朝ねぼう

看護婦カシさんの 愛嬌アイセウ振ヒぶりが 慰安イエンになり

●【欄外 272】チンバ

眺ノゾめは清スき 我ワが樂ラ士シかな

●【欄外 273】〔無記名〕

養ヤウ養ヤウ不良フレイに 目メが見ミえん

●【欄外 274】〔無記名〕

いやなかホちやかな 見ミでたむね一ばいちゃんあいたな

り

●【欄外 275】山登子

なんとなく じやがいもがいやになり

●【欄外 276】〔無記名〕

馬鈴薯マシヨウと 南西瓜ナンシヤウで眼科ゲカク 大ハヤリ

●【欄外 277】石橋市太郎

参考 1934年9月中旬の献立 (食材)

9月11日 (火)	朝 みそ汁 (雑穀60)
星 煮付 (大豆20・昆布30)	
夜 あんかけ汁 (鶏50・人参20・油揚げ20・干とうもろこし18)	
9月12日 (水)	朝 みそ汁 (茄子60)
星 甘煮 (玉葱140・大根100・人参30・煎干10)	
夜 煮魚 (生魚120・梅干若干)	
9月13日 (木)	朝 みそ汁 (豚骨60)
星 そでい (豚骨120・玉葱120・豚50・青豆20)	
夜 浸し (菜300・煎干10)	
9月14日 (金)	朝 みそ汁 (南瓜60)
星 ねた (鶏100・生魚30・若布25)	
夜 煮付 (茄子250・鰯20)	
9月15日 (土)	朝 みそ汁 (大根60)
星 焼魚 (大根100・塩漬70)	
夜 油揚げ (油揚げ30)	
9月16日 (日)	朝 みそ汁 (菜30)
星 胡麻煮 (南瓜300・ごま20)	
夜 三杯酢 (大根120・生魚50・人参20・若布10)	
9月17日 (月)	朝 みそ汁 (菜30・鰯3)
星 鯉みそ汁 (鰯120)	
夜 煮豆 (ウツラ豆70)	
9月18日 (火)	朝 みそ汁 (玉葱60)
星 甘煮 (大根50・玉葱50・茄子50・豚骨80)	
夜 けんちん汁 (鶏肉50・大根50・葱20・人参15・油揚げ15)	
9月19日 (水)	朝 みそ汁 (茄子60)
星 焼魚 (生魚120)	
夜 トマト煮込 (豚骨100・玉葱100・干鰯20・トマトソース20)	
9月20日 (木)	朝 みそ汁 (若布13)
星 酢の物 (鶏肉80・シラモ20・むきえび20・しそ若干)	
夜 蒲焼 (鶏80)	

単位：グラム、長島愛生園 昭和9年年報 より作成
 主食は普通食の場合、米・押麦半々で一人食平均50g
 朝食みそ汁の味噌55g・煎揚げ、毎食の漬物40gは記入略

見ゆる人が居る

● 〔欄外 289〕 丸井ら
 人を見ればかならず笑ふ 語ふとはつせば亦笑ふ……と

愛生よ御世よかれ

● 〔欄外 283〕 鳥の人

勿体なや 稲一かぶも 作らずに

● 〔欄外 282〕 菊の花

園長さん 来るたびに 人^{また}数^ずとふ

● 〔欄外 281〕 山下清

センチニ ちかきなりつ つ せまくなる

● 〔欄外 280〕 羽藤正明

心は 大木戸止め

今の愛生園とかけて 雁次郎の一座とく

● 〔欄外 279〕 「紙紙のため記名欄なし」

● 〔欄外 278〕 なすび
 〔た^た〕は薬でなほるが 不平は何にてなおりますか

進みて進まぬ 医学なりけり
 上の慈悲や長島の 惱める我は明らかに

川柳

燕めにも 真はつかし 村の愛

● 〔欄外 284〕 市川口園

川柳 一大不得 愛と言ふ字を 踏^ミにじる

● 〔欄外 285〕 松風軒

川柳 この月はふくれろ 伸びろ 愛生園^{ノチ}

● 〔欄外 286〕 ケツチ

なんとなく 十坪住宅へはいつて見たい

● 〔欄外 287〕 林エキコ

ものは付け

ひやつとするものは

熱心な慰問者の話しに 大あくび

● 〔欄外 288〕 丸井国作

表1 愛生園入所者の推移

年次	定員	年末現在			超過率
		愛生園	相談所	慰安会	
1931	400	453	0	0	113.3%
1932	500	479	21	0	95.8%
1933	678	721	30	0	106.3%
1934	732	921	10	77	125.8%
1935	890	1053	21	69	118.3%
1936	1200	1128	20	64	94.0%

行った会議・舎長の議事録である。一九三一年八月に開催された二回を超える会議の内容について、各回の議事録に続いて、関連する職員・入園者双方の事務文書・予備交渉記録・上申書類などが綴じられる。舎長規定は職員列席のもとで舎長会を毎月一回以上開催することを定めているもの、議事が残された会議の開催間隔はまちまちであり、すべての舎長会の記録が含まれるかは、なお検討の余地を残している。だが、舎長会そのものは三六年七月の会議を区切りとして大きく変化することとなった。それは、同年八月に患者が光田健輔園長を含む幹部職員の解職と患者「自治」を要求した長島事件が勃発したためである。患者のための理想郷とされたハンセン病療養所におけるかならぬ患者の蜂起は、各方面に衝撃を与えたものであった。事件そのものは岡山県警特高警察課長の仲介により、部分的な自治を容認することを認めて終息し、二月に入園者は「自助会」を発足させるが、この経過をたどるなかで園側には入園者の会議記録は残されなくなったのであろう。

以上のように、本書に収録されるふたつの簿冊は、園長を家長にみたてて大家族として困難を耐え抜こうとする「家族主義」とも称された、当時の愛生園の患者統制の具体像や、そこに暮らすおのおの息づかいを究明に記したまたたいた資料であり、相互に補い合うことで膨張を続ける創設期の愛生園の実状を見ることが可能となる。この問題は、以上のような関心から、本書全体を読み解くための粗い補助線を描くため、「舎長会議事録」を中心に開設まもないころの愛生園の患者統制とその動揺をたどることを目的として書かれる。

- はじめに
- 1 長島愛生園の患者統制
 - 2 入園者総代の誕生
 - 3 「家族主義」の動揺
- むすびに

本書が収録するのは長島愛生園が所蔵する「舎長会議事録」「一人一題・最近の愛生園」というふたつの簿冊の全文である。一九三一年（昭和六）三月二七日に初の国立ハンセン病療養所として患者の収容を開始した長島愛生園は、わずか四ヶ月後の八月五日に定員四〇〇名を突破した。愛生園はこの後も急速な拡大を続け（表1）、一九三四年九月には室戸台風により壊滅した第三区府県立療養所外島保養院（大阪市西淀川区）から被災した患者七八名の記事を受けたことから、同年一〇月に入所者は一〇〇〇名を突破した。これを記念して「最近の愛生園」について入園者の所感を求めたのが「一人一題・最近の愛生園」である。散文・詩歌といったさまざまな表現形式でそれぞれの率直な感想が記されており、園に対してのみならず、社会への訴えを含む場合もある。内務省衛生局が一九三三年に刊行した「癩患者の告白」にも似た、当時の入園者の肉声を封じ込めた貴重な記録といえよう。

一方、「舎長会議事録」は、後で述べるが、鳥の名前が与えられた各居住棟（舎）の代表者である舎長を召集し

日本ハンセン病隔離政策の立案に大きな影響力を持った光田は、すべてのハンセン病患者を終生療養所に隔離するときに病の根絶を展望していた。一九三一年に制定された癩子防法は、自宅療養の可能性を残しつつも、すべての患者を隔離の検討対象とし、おりから一部で開始されていた無癩原運動などあいまって、患者の社会的排除はさらに強められていた。こうしたなかで拡張が容易に進まぬ公立療養所に加え、愛生園を皮切りに各地に設置された愛生園では、民間からの患者住宅の建設資金を募る十坪住宅献納運動（議事録では「小住宅」とも表記される）を主として急速な拡大を進めていた。患者を救えとの訴えに呼応して全国各地から住宅建設資金が寄せられ、一九三二年から三六年にかけて、それぞれ八・一・一・一四・二八・二棟が竣工した。ただし、寄付住宅への入所者については食費や治療費といった経常的な療養経費が事後的に講じられるため、十坪住宅が牽引する療養所の膨張は、患者の処遇低下と直結しかねない。こうした状況のもとで入園者の不満が高まることのないよう、創設期の愛生園では療養生活のあらゆる面で入園者の統制をはかっていた。それは、次のように療養所の局面ごと患者が分断され、それぞれの面で園長が人事権を行使することによって維持されるものであった。

生活の場 舎長 ハンセン病は重症患者でなければ、日常生活が可能であり、ほとんどの患者が舎で多くの時間を過ごしていた。舎は二層半（定員八名）の部屋四室からなっており、開設時（定員四〇名）には男子一舎、女子四舎・夫婦用一舎が設置されていた。舎の代表者である舎長は、三〇名程度から互選された候補者三名から園長が任命する。舎長の任期は六ヶ月間で、必要物品の請求・交付・保管、舎員の指導・統制を行っており、「一人一題・最近の愛生園」の投稿作品も舎長を介して収集されたようである（一三頁）。この舎長が「園内に於ける重要な事項に付協議を為す」ために行った会議が舎長会である。一方、この舎長会には、園長が特に指名した舎

長舎顧問若干名が参加する。舎長会顧問の選出源となったのは、初の国立療養所に温順な雰囲気を作成するために光田が前任の第一区全生病院（現・国立療養所多摩全生園）から選抜した「開拓患者」と呼ばれる模範的人格を期待された八名であった。こうした舎長会顧問が置かれることで、舎長会は園の方針を受け入れるための安定的な協議機関として位置づけられていたといえよう。

労働の場 作業総代 当時の療養所は職員数が圧倒的に不足しており、農作業や看護など多くの作業を、入園者の低賃金労働に依存するかたちで運営を成り立たせていた。ただし、園は入園者の「開拓建設的作業」こそ「最大の慰安」と位置づけ、作業が「遂に救難運動の第一線に立つてう自覚を得しむる」に有効であると考えていた（昭和六年年報）。こうした作業を管理するため、職員指揮を受け作業全般の連絡統一を担う作業者総代、作業総代のもとで各業務の管理を行う作業主任が置かれ、いずれも園長が任命権を持っていた。この作業者総代、作業主任の打ち合わせのために、患者地区内には作業事務所が置かれていた。各入園者は事務部主任が作成した作業予定表によって甲（日給一〇銭）・乙（同八銭）・丙（同六銭）に分類された作業に従事し、就労証明としての作業券を交付される。この作業実績に基づき園が管理する保管金口座に賃金が支払われ、園内でのみ通用する金券として引き出すこととなる。ただし、この保管金は毎月三円以上引き出すことができず、園の決めたと上限を超える消費が不可能という意味において、実質的な作業賃の寄付とみなされていた（二〇頁）。これに対して、やがて舎長会では引出上限額の増額が要望されることとなる（七六頁）。こうしたさまざまな問題を抱える作業制度であったが、園は、家族からの送金と異なり、形式的上平等な就業機会を与える点において、作業の利点を強調していた。しかし、働くことができぬ者や送金を得られぬ者との収入格差はいずれの療養所でも大きな課題となっていた。この点は後述する。

消費の場 購買部 入園者が療養生活上必要とするさまざまな物品を購入したのが売店であるが、これは園の外郭団体である長島愛生園慰安会（会長 園長）が事業のひとつとして経営するものであった。慰安会は「重症又は

だが、こうした分断的な統制は、次第に管理上の問題を生み、入園者はもとより、園の立場からも見直しが進められていくこととなる。まず変化があったのは作業の分野である。一九三二年二月の会議では新良田地区の開墾作業のありかたをめぐり、協議をきっかけとして、作業に関する園と入園者との交渉や、必要物品管理などあらゆる事務が作業事務所により元化されることとなった(七頁)。入園者にとつては同じ「作業」として割り当てられるものであつても、その賃金は療養所本体予算や慰安会事業予算など複数に分かれていたことが、作業事務一元化の必要を高めており、それが実現したという点において注目される。三年三月には、入園者による作業放棄事件が発生した。その直接のきっかけは、入園者の野球チームが外島保養院に遠征した際、遠征メンバーの多くが購買部員だったために売店が臨時休業し、しかも遠征メンバーにのみ白

2 入園者総代の誕生

〇月の会議は顧問米沢三二の辞表取扱を協議したものである(四頁)。米沢は、後に長島事件発生時に入園者総代を務めていた木元麻らとともに、園内の単立系キリスト教会・福音教会創立に尽力した開拓患者の一人である。園長のみならず入園者からも信認されていた米沢の突然の辞意に、光田は園内の不穏な空気を察知するが、この会議が会長・作業主任合同で開催されたように各方面で事情をよく知った練達な人格者が入園者の総意を取りまとめる役割を担つていたといえよう。以上のような統制のありかたについて、園は「本園は開園以來園以來求めて患者の自由を認め、人格を尊重し、取締主義を捨て、開発主義を採り、患者の自覚を促し、教養を高めて園内に於ける秩序と平和とを維持せむことに努力しつゝあり」(昭和六年年報)と自賛していたのであつた。

こうした園長の人事掌握に基づき、分断的な入園者統制の実務を担つたのは会長会顧問であつた。一九三二年。指す組織化と入園者側の目指すそれとが絡み合うなかで園の秩序が形成されようとしていたといふことがみてとれ、その細則が制定された。形骸的団体の実質化が入園者自身によつて目指されたという点において、療養所側の目ラントノ声漸ク高ク」(長島愛生園蔵「庶務関係例規」(長島は語る・前・五八頁)なり、修養部・消防部・自警部それ後七ヶ月ほどたった一九三二年九月の時点で「最近幹事間(入園者側)ニ於テ毛陣容ヲ新シシテ、内容ノ充実ヲ図以下の男子によつて組織された青年団は、火災防止や衛生・風紀などの秩序維持を目的としたものであるが、結成設後の団体の誕生は、しばしば形式的な傾向をともないがであつた。例えば、職員と入園者の「健康ナ」四〇歳その他の団体、その他愛生園では年齢別・宗派別などによつてさまざまな園内団体が組織されていた。ただし開書記が置かれていた。

この慰安会の役員には、重要事項を審議するため会長が囑託する評議員、会長が任命する実務担当者である幹事。者が労働その他で得た収入を回収し、各方面に再投資していくという園内の資金循環の中核を担つていたのである。算に納入された。これは、農作物買上げなどからなる慰安会の事業収入の二割を占める。すなわち売店は、入園〇〇〇円、利益は一〇〇円、そして年間利益は二〇〇〇円に達し、うち一五〇〇円が事業収入として慰安会本体予算には、外部商人の介入を認めないことで中間経費を排した赤字が実現するとされためであり、毎月の売上高は福利厚生面から補充することになり、購買部はその重要な柱となつていたのであつた。そもそも売店が設置された政規模は年間二万五千円に達し、療養所経常決算の一割を超える。慰安会の役割は医療機関としての療養所本体を成上必要と認むる事項」(昭和六年年報)を行つたほか、十坪住宅などの寄附金受託機関としても機能した。その財設備及講演芸の開催、宗教の普及及学芸の奨励、農業其の他の産業の経営、購買組合の経営、其の他本会の目的達老幼の為各種の作業に従事すること能はずして苦境に在る入園者の慰安及救済、未感児童の保護養育、娛樂機關の

米のむずびが支給されたため、他の入園者の反発と要求とが噴出したことにある。事件そのものは、林文雄医師が涙ながらに事態を陳謝したことから沈静化したというが（戦前の愛生園一愛生編集部蔵島田等資料）、これを契機として購買部の運営透明化を求める声が高まった。会長会は、売店が園内の物資流通の根幹を担っている以上、公正な運営が療養生活にとっての重要な課題であるとの立場から売店従事者の公選制を主張したのである（八頁）。この要求は認められなかったが、これ以降、売店経営のあり方は会長会でもしばしば取り上げられる大きな論点となったのである。

このように、労働・消費など園の統制の根幹に関わる問題が入園者から次々と指摘されるようになるなかで、一九三二年八月には入園者総代が設置されることとなった。入園者総代は、会長会を代表する立場で、会長会の決定事項の実施に関する事務の統制進捗、会長会召集要請などを行う。総代設置の発端は、会長会顧問の米沢が公選制の代表者設置を要望したことにあつた。園が会長の輪番で事務を分担すればよいとして、これを拒否したところ、七月三日、さらには八月二日に会長および作業主任が全員一致の意見として、園に再考を求めたのである。こうした事態を受け、園は次のような検討を行い、これを容認することとした。

按スルニ現在既に入園者ノ意志ヲ代表スル機関トシテ会長会ノ設ケアリテ、必要ニ応ジテ会長会ヲ開キ重要案件ニ対シテ意見ヲ徴シツ、アリ、サレドモ平時各舎長ノ聯絡統一ニ任スル者ナキ為、動モスレバ意志ノ疎通ヲ欠ク等ノ事ナキニ非ザリシモ、コノ意味ニ於ケル即ち各舎長ノ連絡統一ニ任ズテフ純然タル事務的必要ニ出スルモノナランカ、然る會長会ヨリ選出サレルベキモノト認メラル、然ルニ入園者総代ヲ會長ト關係ナクシテ一般投票ニヨリ選挙スルトセバ、入園者総代ト会長会トノ關係極メテ曖昧ニシテ、若シ入園者総代ト會長トノ間ニ意見ノ不一致ヲ見ツガ（当然予想サルベキ事）其ノ採択ハ必然決選投票ニヨラザルベカラズ、而シテ何レカ一方ハ實ヲ引ヒテ辭職セザルベカラズ、大凡斯ノ如キハ現在諸制度ト背馳スルノミナラス、本園ノ標識タル家族主義ノ根本精神ニ悖ルモノニシテ、到底認容シ得ベカラザル制度ナリト信ゼラル、更ニ會長交替制ニヨリテ入園者総代ヲ選出スル場合ニ於テ予想サルベキ欠陥ニ就テ反問シタレドモ、夫等ニ就テハ明快ナル意見ヲ聴ク能ハス。

依ツテ之等ノ要求ハ概ル自治制度ヲ希望スル者ノ主張ニ迎合スルモノナリト見解ヲ下シ得ルナリ、故ニ會長規定ノ一部ヲ変更シ、會長会常任幹事入園者正副総代二名ヲ互選セシメ、入園者総代ノ事務ヲ掌ラシメ、以テ職員ト入園者ノ聯絡並舎長ノ聯絡統一ニ任ゼシメントス、右様御決定相成可然哉

（長島愛生園蔵「庶務関係例規」一長島は語る・前五頁）

ここで述べられるように、園は入園者が求めた公選制は拒絶したものの、急膨張しつつある園の事務遂行を円滑なものとするため、代表的な地位（会長会常任幹事）の必要性を認めていた。だが、かりに公選された代表者が、会長会と対立すれば、会長会に基礎をおいた園の統制は民意を反映しておらず窮地に陥りかねない。こうした対立と混乱は園の根本精神たる「家族主義」にもとるとされたのである。とはいえ、会長互選の入園者代表職が設置されたことは、生活・労働といった分野を越えた入園者の意思の一元化が、特定の人格ではなく職制として実現しえたという意味で、患者統制上の分水嶺となるべきことであつた。

入園者総代が設置されたことで、会長会の性質は徐々に変化していくこととなる。一九三二年二月の会長会のように要求が次々と出されることとなり、会長会は園側の方針周知の場としてだけでなく、総代の取りまとめる事項に関して、園の説明・回答を求める場としても機能し始めることになっていくのである（四頁）。一方、売店の経営透明化を目的とした入園者参画のあり方についても、粘り強く交渉が行われていた。一九三三年九月にも売店での販売価格高騰などへの批判が高まり、購買部作業従事者七名（主簿一名・仕入二名・販売二名・工場二名）の公選制が要望された。これに対して、園側が次のように述べたことは、療養所経営全体における売店の重要性を示すと同時に、そのあり方がせめぎ合うさまをよく示すものといえよう。

惟フニ購買部ハ重要ナル経済機關ニシテ、之レガ得失ハ直チニ入園者全体ニ影響スルガ故ニ、之レガ経営ニ当

表2 一人一題「鶴江の愛生園」の内容 (感想文116篇)

内容	人数	(百分比)
感謝を述べた者	37	(31.9%)
特に皇室への感謝を述べた者	4	(3.4%)
なんらかの改善を要求したもの	56	(48.3%)
食事に關するもの	19	(16.4%)
職員の勤務姿勢に關するもの	12	(10.3%)
患者統制方法に關するもの	11	(9.5%)
施設整備に關するもの	9	(7.8%)
娯楽に關するもの	8	(6.9%)
支給品に關するもの	7	(6.0%)
治療に關するもの	7	(6.0%)
教養・文化に關するもの	6	(5.2%)
入所者の自覚に關するもの	6	(5.2%)
外島委託患者に關するもの	15	(12.9%)

こうした売店部門を含む、療養所のさまざまな局面における入園者関与の拡大は、既存の患者統制や現実の隔離のとなりよへの反発さえ生み、舎長会の議論は次第に厳しいものとなっていくのであった。「一人一題・最近の愛生園」が作成された一九三四年一月はまさにこのような時期であり、療養生活のさまざまな面についての痛烈な批判も寄せられたのであった(表2)。園が示す当時の軌立(六一頁)と馬鈴薯・南瓜ばかりだという入園者の不満(二五六頁ほか)にはそうした隔たりがあることも注目されるが、表はあくまで筆者の便宜的な分類に過ぎず、例えば隔離に生きる心境を切々と綴った小山善々子のような存在

3 「家族主義」の動搖

このように園側も舎長会の役割と質の向上を認めたいうえで、入園者の慰安会参画を容認していくのであった。以上見たように、分断的な入園者統制は、入園者の要望はもとより、ほかならぬ療養所の急膨張への対応に迫られた園側の事情から徐々に要質していくのであった。そのことは従来療養所の判断事項とされてきたさまざまな事項への率直な意見の表明につながり、ついには定員を超えた収容に対する反対といった「暴論」さえ生むにいたつたのである(二四頁)。

記

評議員 入園者総代、副総代、舎長会顧問
幹事 動物飼育部、購買部、農芸部、事務部各作業主任
書記 購買部及事務部主任ノ推薦ニ基キ任命ス
(慰安会役員ニ関スル件)一九三四年一月八日付、長島愛生園蔵「慰安会重要書類」所収

者若干名ヲ選ビテ評議員或ハ幹事ニ任命シタリ
然ルニ本園ニ於ケル諮問機關タル舎長会ノ組織整備ト共ニ慰安会ノ諸懸案ニ就キテモ苟クモ諮問ノ必要アル時
ハ概ルニ舎長会ニ於テ之レヲナスヲ常例トナシ来ルヲ以テ任命サレタル慰安会役員ノ如キモ名実相伴ハザル状
態トナリ、役員ノ辞職セラル場合、ソノ後任ヲ補充セズシテ今日ニ到レリ(中略)從ツテ今後慰安会役員ノ任命
ニ当リテハ、舎長会及實際事業關係者ノ両方面ヨリ任命スルヲ妥當ト認メラレ候ニ就キ、慰安会役員ハ左記職
掌ニアルモノヲ以テ充ツル事ニ舎長会内ニ因示ノ上甲合事項トシテ決定相成可然哉

長島愛生園慰安会創立当初ニ於テハ売店ノ外ハ未タ見ルベキ事業ノ経営スラナキ状態ナリシヲ以テ、從ツテ慰安会役員ノ如キモ右売店ノ従業員中ヨリ書記及書記心得ヲ任命スルノ外ハ、一般人園者中ヨリ比較的人望アル者若干名ヲ選ビテ評議員或ハ幹事ニ任命シタリ
命ずることが定められたことは、舎長会の一層の権限強化が行われたものとして注目されよう。
一九三四年一月には慰安会で役員選出方法について検討が行われ、次のように舎長会役員を慰安会役員として任

だが、九月二七日には舎長が購買部主任候補者・参事員候補を互選し園長が任命するという折衷案が採用されるに
いたり、療養生活上の重要部門である売店経営にも舎長会からの代表関与が実現したのである(二二頁)。さらに、
(購買部従業員ニ関スル件)一九三三年九月四日付、長島愛生園蔵「慰安会重要書類」所収
クモノナリ、且斯ノ如キハ本園ノ家族主義ノ根本思想ト相容レザルモノト思料ス
リテハ常ニ細心ノ注意ヲ要スベキヲ以テ其衝ニ当ルモノヲ、入園者ノミニ意志ニヨツテ決定スルハ甚穩當ラズ

(一〇六頁)のあったことを見落としてはならない。

ここではそれらを念頭に、会長会でいくつかの争点を紹介しておくこととする。

看護補助団 看護補助団とは不足しがちな看護作業要員を男女別に確保し、円滑な作業実施にあたらせることを

目的として一九三二年七月に設置された園内団体である。看護作業は肉体的・精神的に過酷な作業であり、外島保

養院では一九三二年の改革により最も高い作業賃金が支給されていた。これに対し、愛生園の看護補助団では常任幹

事(任期二ヶ月)となった会長の内申によって詮考された団員が、一五日以内の奉仕労働を行うこととなる。だが、

団員の獲得に奔走する会長の負担は極めて大きく、その処遇や事務の見直しがいざしば求められた(四八頁など)。

園も看護作業の重要性は認識しており、長期に職者の退職慰労金制度を検討するもの、作業賃そのものの増給は

認めなかった(六二頁)。看護補助団という無償労働団体の存在が看護作業賃を低位に固定させつつける秘訣であ

る以上、作業賃体系全般に影響を与えかねない看護補助団の見直しに園が応じることはできなかったのである。

互助制度 先に述べたように、食費・医療費・被服費など園費でまかなわれる以外にも、園内では趣味や交流の

ためさまざまな金銭が必要であり、これを自ら工面できないう者の療養生活をどう処遇すべきかは、各療養所に突き

つけられた深刻な課題であった。愛生園では慰安会が互助金制度を実施していたが、一九三二年一〇月時点での互

助金額は年額三〇〇円以下であり、一方外島保養院では年額二九〇〇円に達するという調査結果について、「カ、

ル死金ヲ多額ニ消費スル処ノ外島ニ於ケル互助金ノ制度ハ甚々寒心ニ堪ヘザルモノナリ」と評するなど、「外島保

養院作業及互助金制度改正実施案ツイテ」(年誌資料)、長島愛生園(谷書庫蔵)、愛生園では互助制度の意義や水準は

消極的なものにとどまった。これに対して、会長会が一九三四年一月(三三頁)、三六年四月(七八頁)に互助金の

増額を要望したことは、入園者自身が重症者など園内における弱者支援の問題として、この制度の本質をよく捉え

ていたためであるが、園は慰安会の財政状況や指導方針を示して、会長会との対立を深めていた。

自由農園 自由農園とは開園当初入園者の慰安を目的に各舎に付置されていた小さな菜園である。だが、施設拡

張が相次ぐなかで自由農園を設ける余地は失われ、かつて光田が奨励した野菜の個人栽培も三年三月になって禁

止されてしまう(九頁、一六頁)。こうしたなかで、一九三五年二月に日出地区の自由農園の復活が問題となった

(三二頁)。園は将来にわたる拡張用地の確保と、作業として食料生産を行うほうが効率的であるとの観点から、

自由農園の復活には慎重な姿勢をとり続けた。だが、田夫野人(一一三頁)が指摘するように、報酬のみを目的と

し生産に無関心な作業者が少なくなかったことや、食事への不満が高まりつつあった園内の食糧事情からして、自

由農園が自衛手段として再認識された可能性もあろう。農園管理のあり方は、自給的な食料調達のみを模索と

作業制度の境界面として位置づけられる。

以上は議論となった問題のごく一部に過ぎないが、これらすべてに共通しているのは、労働・互助が複雑に絡み

合う療養生活のきしみに由来し、かつ療養所の急膨張が事態の深刻化に拍車をかけていたことである。その過程で

は、初期の指導者として活躍した米沢三三や、後の長島事件に際して入園者の動向をしはしば内報した要下信策も

自らの要求を正当化するなど(四三頁)、会長会顧問たちでさえ光田に対峙することもあった。また、すでに自治

会活動の経験を有していた外島保養院からの委託患者代表である山田耕介が会長会を傍聴するなど(四三頁)、愛

生園にどう患者達がそれぞれの立場を超えて、あるべき療養生活と、そこでの患者の主体性を訴えていたことに

も注意すべきである。

そして、一九三五年二月、作業管理方法が見直されることとなる(三六頁)。作業者の増加により個人把握が困

難な現状をふまえ、従来個人単位で受けていた作業証明印を、作業部ごとに主任の責任で取りまとめたいとする入

園者の希望に対し、園は作業部単位の業務把握は架空出勤など不正操作を招きかねないとして反発した。だが園の

方針こそ統制困難に陥る危険性があることを指摘されると、これを容認せざるをえなかった。この新制度に基づ

作業監査の実施が、一九三六年八月の長島事件の着火点となったのである。

むすびに

以上見たように、愛生園自身が追求した急速な規模拡大は、当初園の行っていた入園者の分析的直接把握を困難にしつつあった。したがって、園は入園者総代の設置をはじめとする入園者の統制一元化を認めざるをえなかったのだが、このことは実は入園者自身にとっても、より主体的な意思形成や組織化を可能とするものであった。事実、入園者はこれを梃子として施設整備やさまざまな制度の改正を訴えていくのだが、そのことは日常労働・生産・消費・互助といった分野をまたぐ生活そのものの場としての療養所像を入園者自身が対目的に再構成し、それぞれが安心して暮らせる療養生活を目指して個人的・集団的な実践を重ねる過程にはかならなかった。そして、その延長上には、舎長選出方法の改善を求める望尾アキラのような（一六頁）入園者が療養所の主役たるべきことを強く意識した意見が出てきたとしても、何ら不思議ではない。

だが、園は、直接選挙を通じた代表の選出や、売店・作業管理など運営やさまざまな標語で示される園の方針への介入については注意深く警戒し続けていた。空前の財政逼迫を「永年ノ無理カタ、ツテ」（五七頁）などと釈明する四谷事務官の胸中には規模拡大追求への自省が含まれているといえなくもないが、その四谷も一九三六年七月に開催された最後の舎長会では「今年ハ今迄五ヶ年中ナノ危機」（九一頁）と述べ、さまざまな要求を突っぱねざるをえなかった。要求に充分な回答をもらえずに臨界点を迎えようとしていた。その行き着く先が、長島事件という「自治」所を求めてきた入園者の不信はついに臨界点を迎えようとしていた。その行き着く先が、長島事件という「自治」の要求であった。愛生園の職員・患者、さらに愛生園の日々を知らぬ社会は、事件をぐりぬけることで深く動揺し、入園者の処遇はひとつの転換点を迎えるが、その具体像や意義については別の記録から読み解かれる必要がある。

主要参考文献

長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程 長島愛生園入園者五十年史』日本文教出版 一九八二年
 同 編『曙の潮風 長島愛生園入園者自治会史』日本文教出版 一九八八年
 藤野 豊編著『近代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編全八巻 不二出版 二〇〇二年
 岡山県ハンセン病問題資料調査委員会編
 『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』前編 岡山県 二〇〇七年
 （同書は岡山県内の公共図書館、および全国の都道府県立図書館に所蔵されています。）
 邑久町史編纂委員会編『邑久町史』史料編（下） 瀬戸内市 二〇〇七年
 同 編『邑久町史』通史編 瀬戸内市 二〇〇九年